

厚岸町議会 第1回定例会

令和5年3月8日
午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和5年厚岸町議会第1回定例会を開会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程に先立ち、表彰状の伝達を行います。

去る2月8日開催されました全国町村議会議長会定期総会において、中屋議員が、町議会議員として在籍27年以上、石澤議員、大野議員並びに私が、町議会議員として在籍15年以上の自治功労者表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定により、表彰の伝達を行います。

中屋議員、石澤議員、大野議員は、演台前までお進みください。

●議長（堀議員） 表彰状。

中屋敦殿。

あなたは、町村議会議員として、長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰いたします。

令和5年2月8日。

全国町村議会議長会会長、南雲正。

●議長（堀議員） 表彰状。

石澤由紀子殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与された、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰いたします。

令和5年2月8日。

全国町村議会議長会会長、南雲正。

●議長（堀議員） 表彰状。

大野利春殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与された、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰いたします。

令和5年2月8日。

全国町村議会議長会会長、南雲正。

●副議長（竹田議員） 表彰状。

堀守殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与された、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。

全国町村議会議長会会長、南雲正。

●議長（堀議員） 以上で、表彰の伝達を終わります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会議規則第118条の規定により、3番、室崎議員、4番、音喜多議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

6番、佐藤委員長。

●佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。

3月6日午前10時から第2回議会運営委員会を開催し、令和5年第1回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告いたします。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告があります。

委員会関係では、厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書、総務産業常任委員会所管事務調査報告書であります。

議会からの提出案件は、会期の決定、請願第2号町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書、発議案第1号厚岸町議会議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第2号厚岸町議会の個人情報保護に関する条例の制定について、2常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。町長から町政執行方針と教育長から教育行政執行方針があります。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦2件で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

議案第2号から議案第10号は、令和5年度の各会計予算9件であります。審議方法は、議長を除く12人の委員をもって構成する令和5年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第11号から議案第19号は、令和4年度の各会計補正予算9件であります。審議方

法は、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

議案第20号から議案第29号までは条例の一部改正10件、議案第30号及び議案第31号は条例の新制定で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

一般質問通告者は、6名であります。本定例会の会期は、3月8日から15日までの8日間とし、11日と12日は休会といたします。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日3月8日から15日までの8日間とし、11日と12日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの8日間とし、11日と12日は休会とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和4年12月7日開会の第4回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第6、町政執行方針、教育行政執行方針、以上2件を一括議題と

いたします。

はじめに、町長に町政執行方針の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） マスクを取りますので、ご理解をいただきたいと思います。

はじめに。

令和5年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

昨年9月、厚岸大橋開通50周年を記念して「厚岸大橋を歩いてみよう」を実施、154人の参加者のうち、子どもたち30人の姿がありました。私は、厚岸の未来をつくる子どもたちの参加に感慨深いものを感じたと同時に、子どもたち誰もが「夢に向かって、頑張ればかなえることができる」という気概を持つきっかけになることを念じてやみませんでした。

この厚岸大橋架橋の夢は、明治45年、6代目厚岸町長の末松茂氏が発した厚岸町発展策で構想を掲げて60年後の昭和47年に竣工されました。

道のりは、決して平坦ではなく、昭和30年、北海道は架橋調査を実施するも、海底地盤が軟弱で架橋の夢はやむを得ず中断せざるを得ませんでした。しかし、先人たちは決して諦めることはありませんでした。不安にたゆむことなく、敢然と立ち上がり、架橋運動をさらに展開していったのであります。

その熱意と真情に接し、北海道は再調査の方針を示され、昭和42年、遂に岩盤に到達、その不安を消し去ることができたのです。多くの困難を乗り越えてきた先人たちの前向きな想いが、今日の厚岸を築いてきたのです。

私自身も、難しい課題や困難に直面したとき、先人たちの高い志と敢然として新しい道を切り拓いていくという精神を思い起こし、勇気づけられました。

今、長期化するコロナ禍の影響に加え、気候変動やロシアによるウクライナ侵略を契機とした物価高騰、為替相場の急激な変動など、国は時代の転換点を迎えています。

目まぐるしく変化する社会情勢の中、厚岸のまちづくりをさらに前進させるためには、私の強い政治判断が何よりも重要であります。

変化の激しい時代だからこそ、その変化に対応すべき課題は何か、変化の中にあっても守り抜く強みは何かをしっかりと見極め、先送りできない課題にも真正面から向き合い挑戦することで、「めざすまちの姿」の実現に向けて前へ前へと推し進める決意であります。

町民の皆さんとともに、現在、その未来に向かって、さらなる厚岸の発展のため、自信と誇りを持って、全身全霊で職務に邁進してまいります。

次に、町政に臨む基本姿勢について申し上げます。

本年度は、残すところ2年となった第6期厚岸町総合計画・前期行動計画に基づく施策の完遂を目指した着実な実行はもとより、引き続き日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災・減災対策、カーボンニュートラルの実現に向けた環境政策、厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生に伴う観光振興施策の3点を重点施策として推進するとともに、ポストコロナを見据えた新時代の創造に向かって全力を傾けてまいります。

また、厚岸町の飛躍的な発展に大きな貢献が期待される北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の早期完成と別保・尾幌間の計画段階評価の促進を国へ強く要請してまいります。さらに、いよいよ本年9月17日に天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、厚岸町を舞台に開催される第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会の成功に向けて、北海道や厚岸漁業協同組合との連携はもとより、地元関係者や町民の皆さんの協力を得て万全な準備を進めてまいります。

そのほか、本年度は、令和7年度を始期とする第6期厚岸町総合計画・後期行動計画の策定に着手いたします。現計画の評価・検証はもとより、まちづくりの主人公である町民の皆さんの声をしっかりと聴く取組を行い、それぞれの分野における「めざすまちの姿」を確実に実現すべく計画づくりを進めてまいります。

次に、令和5年度において、私が取り組む主要な施策の推進について、第6期厚岸町総合計画の五つの将来像に沿って申し上げます。

将来像の1点目は、「自然と調和し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち」であります。

環境保全については、第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会のテーマに沿い、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみ対策について、厚岸漁業協同組合と連携し、海岸漂着ごみや漁業者が操業中に回収した漂流・海底ごみの適正な処理を引き続き進めるとともに、同大会を機として、北海道及び公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構との共催による海浜清掃を実施いたします。

また、第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画に基づき、町民、事業者との協働による厚岸町クリーン作戦などの取組を引き続き実施してまいります。

地球温暖化対策については、厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画に基づき、町内全域での脱炭素社会の実現に向け、町民、事業者を含めた一体的な施策を展開するため、厚岸町地球温暖化対策実行計画・区域施策編を策定いたします。

エネルギーの有効利用については、役場庁舎における再生可能エネルギーの利用推進のため、太陽光発電設置事業者からの電力購入を行うほか、公用車における省エネルギー化の推進のため、電気自動車とプラグインハイブリッド車を導入してまいります。

また、環境への負荷の少ないまちづくりを推進するため、町民、事業者を対象として、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に関する勉強会を開催いたします。

水道事業については、新たな水道水源の確保に向け、大別地区における地下水源調査を引き続き実施するほか、新たに奔渡地区及び宮園地区において老朽化した水道管更新整備の実施設計を行います。

簡易水道事業については、引き続き上尾幌地区において老朽化した水道管の更新整備を進めるとともに、太田・片無去地区における営農用水の安定供給を図るため、道営事業と合わせて実施する水道施設更新整備の実施設計を行うほか、地方公営企業法の全部適用に向けた移行事務を進めてまいります。

下水道事業については、内水浸水想定区域図を基に、内水ハザードマップを作成するほか、白浜4丁目地区と新たに湾月地区における污水管整備の実施設計や、終末処理場などの老朽化した施設更新整備を引き続き実施するとともに、令和6年度からの地方公

営企業法の全部適用に向けた移行事務を行ってまいります。

高速道路については、尾幌糸魚沢道路の早期完成と別保・尾幌間の計画段階評価の促進のため、引き続き関係市町村や関係団体と連携し、事業予算確保に向けた要請活動を行ってまいります。

町道については、床潭末広間道路、太田地区防雪柵、トライベツ地区道路法面、実験所道路法面の整備、住の江町通り歩道の改修、橋梁の長寿命化、真栄大通りなど路面の損傷が著しい箇所のオーバーレイなどを継続して行うとともに、新たに太田2号道路、住の江町通りの改良舗装、太田片無去間道路法面の整備、太田門静間道路擁壁の補修及び宮園台1号通りと望洋台西通りの実施設計を行います。

地域公共交通については、JR花咲線の維持・存続のため、沿線自治体や関係機関と連携を図り、利用促進策を実施するとともに、バス路線の維持・存続のため、必要な支援を引き続き行ってまいります。

また、生活交通路線のさらなる利便性の向上を図るため、買い物などに利用しやすいデマンドバスの運行経路の変更と、既存の乗り合いバスの新規路線の運行を開始するほか、町内公共交通の担い手となる運転手の確保に向けた支援を引き続き行ってまいります。

町営住宅の整備については、奔渡団地の給排水設備及び白浜団地の風呂釜の改修を引き続き行うとともに、新たに宮園団地M6号棟の駐車場舗装、奔渡団地平屋1棟の解体を行います。

また、住環境については、住宅の新築やリフォーム、省エネ・バリアフリー改修や耐震改修、解体に対する支援を引き続き行ってまいります。

空き家等対策については、厚岸町空き家等対策計画に基づき、民間住宅等の除却に対する支援、空き家バンク制度のさらなる周知と運営、居住を前提とした空き家等の購入に伴う改修支援を引き続き行ってまいります。

都市計画については、令和6年度を始期とする厚岸町都市計画マスタープランを策定いたします。

また、公園については、施設機能の適正化を図るため、厚岸町公園適正化計画の策定を引き続き進めてまいります。

交通安全については、関係機関と連携して交通事故を防止するため、引き続き交通ルールの遵守を求めていくとともに、通学道路などの現地調査を行い、必要に応じ危険箇所への交通安全施設の整備を関係機関に要望してまいります。

また、高齢者の自動車運転免許証の自主返納を促進するための不便軽減に係る支援制度を継続するとともに、自転車事故の防止と被害軽減を図るため、自転車安全運転講習会の実施とヘルメット購入及び自転車保険加入費用に対する助成制度を継続してまいります。

消費生活については、関係機関・団体と連携し、町民の皆さんが被害に遭わないよう、適宜の情報提供や啓発を引き続き行うとともに、自動通話録音機能付端末の購入費用等に対する助成制度を創設いたします。

次に、消防・防災についてであります。

消防については、消火活動を強化するため、厚岸消防署の消防ポンプ自動車や小型動

力ポンプの更新のほか、各種消防資機材の整備などを支援してまいります。

防災については、想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの災害に備え、地域防災力の一層の強化を図ることが重要となっております。このため、備蓄食糧等の配備を継続するとともに、自主防災組織が行う防災活動や防災資機材の整備に対する支援を継続してまいります。

また、津波避難困難地域の港町地区において、周辺住民の津波災害時の避難をより確実なものとするため、集会施設の機能を併せ持つ津波避難施設として令和7年度の完成を目指す、仮称・厚岸町防災交流センターの実施設計と、その建設用地を確保するため、厚岸町商工会館の解体を行います。

さらに、町民の防災意識を高めるため、教育委員会や自治会との連携による災害図上訓練や避難所運営演習などを継続するとともに、全町民が参加できるよう厚岸町避難訓練を実施するほか、新たに自治会や自主防災組織と連携し、冬季や夜間における津波避難訓練の実施、避難行動要支援者に関する取組などを進めてまいります。

このほか、厚岸町業務継続計画に基づく非常時優先業務等の遂行を確実なものとするため、役場庁舎で使用する全電力をおおむね72時間確保できることを可能とする非常用発電設備を整備いたします。

治山対策については、北海道において、梅香地区1か所、奔渡地区1か所及び筑紫恋地区1か所の治山工事を行います。

また、危険が予想される箇所や復旧を要する箇所についても、引き続き北海道に要望してまいります。

治水対策については、国から委託を受けて行う矢臼別演習場内の河川における土砂流出対策を継続してまいります。

土地保全については、桜通りの地すべり観測と実施設計及び対策工事を行います。

廃棄物対策については、さらなるごみの減量化と資源化の取組を推進するため、ごみ分別出前講座による啓発活動と、広報あつけしによるごみの分別方法及びその徹底の周知を継続してまいります。

エゾシカ対策については、国や北海道、地方独立行政法人北海道立総合研究機構などと連携し、個体数の適正管理のため、計画的な捕獲を引き続き実施してまいります。

ヒグマ対策については、地域住民の安全確保や財産を守るため、必要に応じ、関係機関と協力したパトロールの継続のほか、監視カメラや箱わなの設置など、家畜や農作物などに執着した、オソ18を含めた問題個体の的確な捕獲に努めます。

厚岸情報ネットワークについては、運用開始から10年以上が経過している基幹設備の更新に当たり、津波浸水の回避も考慮した移設更新設計を行います。

また、門静地区、苫多地区のテレビ共同受信施設において、町の光ケーブルによるテレビ視聴への切り替えを実施いたします。

将来像の2点目は、「多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち」であります。

はじめに、水産業についてであります。

第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会については、主催者である北海道や関係団体と連携を図り、式典行事や海上歓迎・放流行事の協力・支援に加え、関連行事を実施するなど、開催地としての役割をしっかりと果たしてまいります。

漁業については、沖合漁業等が大変厳しい状況の中、特にサンマの記録的な不漁は漁業者のみならず、水産加工業をはじめとする町内産業への影響が極めて大きいところであります。

このことから、今後の安定的な生産を維持するため、厚岸漁業協同組合と連携し、カキ、アサリ、コンブ等沿岸漁業の資源管理や増殖を進めるとともに、赤潮により被害を受けた漁場の回復に向けた取組に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、国や北海道、厚岸漁業協同組合、研究機関等と連携し、将来、厚岸海域で増養殖が可能かつ漁業経営として成り立つ魚種を模索するとともに、陸上養殖についても検討を進めてまいります。

漁港の整備については、厚岸漁港における航路浚渫及び湖北・湖内地区の岸壁嵩上げ等の着実な事業推進と、床潭漁港における泊地の静穏域確保に向けた防波堤の早期整備及び航路・泊地浚渫を、引き続き国と北海道に要望してまいります。

海岸保全対策については、対策が必要とされる箇所の早期着工を引き続き北海道に要望してまいります。

カキ種苗センターについては、カキの飼育や藻類培養の各設備の適切な維持管理と運用を行い、施設の長寿命化を図るとともに、カキ種苗供給拠点としての役割を果たしてまいります。

厚岸漁業協同組合が行う種苗生産については、幼生・餌料の提供、知識・技術面での協力を引き続き行ってまいります。

また、養殖現場での生産性向上を目的とした樹脂製カキ育成籠の活用に関する技術改良や生産者の育成管理技術の向上と情報共有を進めるため、研究機関の協力を得ながら勉強会を開催してまいります。

こうした取組により、生産者の意欲を高めるとともに、さらなる高付加価値化を追求し、高品質なカキの安定供給体制の構築を図ってまいります。

次に、農業についてであります。

昨年は、国内外の社会情勢の変化に伴う農業生産資材の価格高騰などにより、非常に厳しい経営を強いられている酪農家の状況を踏まえ、農業協同組合と協議の上、支援金を給付いたしました。

本年も引き続き厳しい状況にあることから、農業協同組合をはじめとする関係機関とこれまで以上に連携を強化し、必要な施策を講じてまいります。

農業生産基盤については、太田・片無去地区における営農用水の安定供給を図るため、施設更新整備を継続するとともに、農作業の負担軽減と持続的な酪農経営推進のため、釧路太田農業協同組合が運営するコントラクター事業に用いる農業機械の導入を支援してまいります。

飼料自給率の向上策については、道営草地整備事業の継続により、農家及び町営牧場における良質な粗飼料の安定確保に努めてまいります。

担い手対策については、引き続き関係機関と連携し、新規就農者の誘致促進を図ってまいります。

中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払事業については、地域に根ざした事業展開が効率的に実施できるよう、引き続き支援してまいります。

家畜防疫については、厚岸町家畜自衛防疫協議会が行う予防注射や各種検査を引き続き支援してまいります。

町営牧場については、より適正な預託牛の育成・管理を図るため、作業機械の大型化を進めるとともに、作業環境の整備、飼養管理技術の向上に取り組んでまいります。また、夏季の舎飼頭数増加に対応したふん尿処理の充実を図るため、ふん尿処理施設更新整備の実施設計を行います。

ヒグマ被害の防除対策については、職員と預託牛の安全確保を図るため、放牧地への電気柵設置を引き続き実施してまいります。

次に林業についてであります。

町有林の整備については、安定した事業量の確保と林業就業者の雇用を図るとともに、持続可能な森林保全を推進するため、計画的な森林施業を進めてまいります。

私有林の整備については、厚岸町森林組合と連携し、民有林振興対策事業と森林環境譲与税を活用した補助制度を継続してまいります。

担い手対策については、引き続き、森林整備担い手対策推進事業などを支援するほか、関係機関と連携し、林業就労者の育成・確保に努めてまいります。

町民の森植樹祭については、地域ぐるみの森づくり事業として、引き続き支援してまいります。

森林資源の利用については、堆肥センターの水分調整材などに町有林施業による林地残材を活用するほか、温水プールへの木質バイオマスボイラー導入の実施設計を行います。

路網の整備については、道営事業により別寒辺牛2号線の整備を継続してまいります。

きのこ菌床センターについては、シイタケ価格の低迷によって厳しい経営環境にある生産者を支援するため、引き続き良質で安価なきのこ菌床の安定供給に努めるとともに、種菌メーカーと連携して経営の安定化に向けた適宜の情報提供を行ってまいります。

また、新規生産者を誘致するため、シイタケ収穫体験の実施のほか、地域生産者と連携を図りながら、研修受入れ体制を構築するとともに、菌床の無償提供や生産施設用地の貸付け等を引き続き実施してまいります。

次に、商工業、観光、雇用についてであります。

商工業については、引き続き関係団体と連携し、原油価格・物価高騰等による事業者への影響調査を実施し、その実態把握に努め、必要に応じた経済対策を行ってまいります。

中小企業の振興については、厚岸町商工会や金融機関と連携し、融資制度や設備投資への支援制度の活用を促進するための周知を行うほか、厚岸町中小企業振興計画に基づく各種取組を進めるとともに、特産品等開発支援制度のさらなる利用促進を図り、ふるさと納税返礼品にもつながる魅力ある特産品開発を支援してまいります。

観光については、厚岸霧多布昆布森国定公園の指定や、国内旅行、訪日外国人旅行におけるコロナ禍からの回復基調など、観光客の増加が期待できる環境が整ってきており、この好機に地域資源を活用した魅力ある観光地づくりを進めるため、厚岸町観光振

興計画に基づき、厚岸観光協会や関係機関と連携して自然や食、歴史・文化を活用した特色ある観光事業を展開してまいります。また、低迷する観光関連業の活性化のため、SNSでの動画広告や札幌市営地下鉄での帯広告などのプロモーションを実施するほか、町内周遊ルートマップの作成など、観光客誘客に向けた事業を実施してまいります。

さらに、第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会の開催に合わせて国内へのPR活動を行うとともに、本年9月に道内で開催される体験型観光の国際イベント「アドベンチャー・トラベル・ワールド・サミット」に合わせて海外への情報発信を行ってまいります。このほか、近隣市町村と連携し、広域周遊ルートにおける魅力ある食や自然景観などの旬な話題を積極的に道内外へ発信してまいります。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエについては、総合観光雑誌「北海道じゃらん」の道の駅ランキング・飲食部門において、全道122駅中、12年連続1位を獲得するなど、観光中核拠点施設としての役割を果たしてきました。

新型コロナウイルス感染症などの影響により依然として厳しい現状にありますが、観光客の早期回復を図るため、引き続きマスメディアによる情報発信や道内外での誘客活動を行うほか、地場産品を活用した食の提供や厚岸の魅力発信に取り組んでまいります。

また、施設の適切な維持管理を図るため、太陽光発電システムの蓄電池交換や海水冷却装置の改修などを行ってまいります。

このほかの観光施設については、子野日公園の散策路と原生花園あやめヶ原の西側牧柵の改修を行うほか、オーストラリア・クラレンス市との姉妹都市提携ゆかりの地である末広海岸展望広場において、来訪者の安全確保を図るため、通路柵と転落防止柵を設置いたします。

雇用については、町内就業を促進するためのホームページ掲載などによる町内の求人情報の公開と、ハローワークとの連携による求職・求人情報提供サービス、事業者が雇用を維持するための各種制度の周知を引き続き行ってまいります。

また、厚岸町雇用対策連絡会議を通じ、町内の企業や団体、厚岸翔洋高等学校と新規採用などの雇用対策に関する情報の共有を図るほか、町内事業所への就職を促進するため、企業説明会などを実施いたします。

このほか、専門技術の習得や季節労働者の通年雇用を促進するため、釧路地方職業能力開発協会などと連携し、各種研修機会の提供を行ってまいります。

労働環境の向上については、子育てや介護と仕事を両立し、安心して働くことができる職場づくりを促進するため、事業者等に対し、働きやすい環境整備のための制度の情報提供を行ってまいります。

将来像の3点目は、「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」であります。

子ども・子育て支援については、第2期厚岸町子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、引き続き子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを推進するとともに、次期計画策定に向けた実態調査及びニーズ調査を実施いたします。

幼児教育・保育については、保育所における全ての子どもの保育料と食材料費の無償化及び幼稚園に対する特定教育・保育施設の運営に必要な給付と保育料の無償化、副食

費の助成を継続してまいります。

また、妊娠期から子育て期にわたる支援の取組については、オンラインで行える子育て応援アプリによる保健指導・個別相談と情報提供、新生児聴覚検査と妊産婦健康診査の費用助成、出産祝金10万円の支給、子育て世帯の外出支援に対するハイヤー券の交付、ファミリーサポート利用料の助成、子育てお助けブックの配付、妊婦健康診査通院費の助成、助産院による妊産婦子育て相談、産後ケア事業を引き続き行うとともに、子どもの養育が一時的に不安定となった場合に施設に一定期間預けられる子育て短期入所生活援助事業を実施してまいります。

さらに、国のこども家庭庁設置に伴うこども政策に合わせて、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした切れ目のない支援体制を構築してまいります。

町民の健康推進については、第2期みんなすこやか厚岸21・中間評価改訂版で掲げた、幼児のむし歯が多い、成人の喫煙率が高い、塩分摂取量が多いの3点の重点課題をはじめ、各分野ごとに設定した目標値を達成するため、引き続き本計画に基づく取組を推進してまいります。

食育の推進と自殺対策については、関係機関・団体等と連携し、本計画に基づく取組を引き続き推進してまいります。

また、本計画の計画期間が最終年度を迎えることから、令和4年度に実施した町民へのアンケート結果等を踏まえ、第3期みんなすこやか厚岸21を策定いたします。

保健予防サービスについては、生活習慣病の予防と疾病の早期発見のため、がん検診や特定健康診査、後期高齢者の生活習慣病検診の受診の必要性和制度の周知を行い、受診率の向上に努め町民の健康維持を推進してまいります。

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症への対応について、引き続き迅速かつ適切な周知や対応を図り、全力を挙げて感染防止に取り組むほか、その他の感染症の流行を予防するため、町内の医療機関や関係機関で構成する感染症情報共有連絡会議を通じ、各種感染症に対する危機意識の高揚を図るとともに、予防接種の勧奨を行ってまいります。

次に病院事業についてであります。

町立厚岸病院は、町民の命と健康を守り、誰もが安心して生活できる地域社会を支える中核的な医療機関として、「つねにやさしさをもって診療に専心する」ことを基本理念に、信頼される安心な医療の提供と、患者と共に進める患者目線の地域医療を推進してまいります。

外来診療では、本年4月から新たに1人の常勤医師を加え5人体制でスタートする予定の内科、外科及び小児科の基本診療に加え、整形外科及び脳神経外科の専門医療は、釧路市内の総合病院との連携による定期診療を行うほか、24時間救急と人工透析の医療体制を維持してまいります。

病棟体制では、全科で効率的な利用を図り、急性期から慢性期までの様々な病態の患者の受入れに対応するとともに、高度医療や専門治療が必要とされる患者については、釧路市内の総合病院など高次医療機関への適切な紹介を速やかに行ってまいります。

医療従事者の確保については、この地域で必要とされる医療の確保と安定した医療提供体制を維持するための最重要課題であり、その確保に全力で取り組んでまいります。

病院経営については、人口減少などにより患者数が減少し医業収益が減収となる中、燃油価格や物価高騰に加え、医療提供体制を維持するための経費が増加するなど、厳しい経営状況が続いておりますが、町立厚岸病院経営強化プランに基づく経営強化の取組を推進し、経営改善に努めるほか、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応については国の動向に注視しながら適切に対処し、公立病院としての使命と役割を果たしてまいります。

小児救急やドクターヘリ運航などの広域救急医療については、管内市町村や関係機関との連携により、その体制維持に努めるとともに、厚岸郡の救急医療体制についても、引き続き浜中町と連携して取り組んでまいります。

地域福祉については、第4期厚岸町地域福祉計画に掲げる目標を達成できるよう、厚岸町社会福祉協議会をはじめ、地域福祉に関わる全ての人や団体と連携し、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の対応は、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行えるよう重層的支援体制整備に向けた移行事業を進めてまいります。

また、成年後見制度については、認知症や障がいのある人の地域生活を支えるため、引き続き厚岸町社会福祉協議会と連携し、制度利用の促進と普及・啓発に努めてまいります。

高齢者福祉については、第8期厚岸町高齢者保健福祉計画に掲げる目標を達成できるよう、引き続き本計画に基づく各種の事業や取組を推進するとともに、本計画の計画期間が最終年度を迎えることから、これまでの取組の進捗状況の検証を進め、現状や要望を把握した上、介護保険事業計画と一体な計画として第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたします。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを確立するため、医療機関や介護事業所をはじめとする関係機関との連携強化及び生活支援サービスの適切な運用や生活支援コーディネーターを中心とした地域の支え合い体制の充実を図るとともに、地域ケア会議を通じて現状における地域課題を検討しながら、関係機関とのネットワークの構築を進めてまいります。

さらに、緊急通報システム事業の普及やSOSネットワークをはじめとする地域の見守り体制を推進するとともに、認知症サポーターなどの人材養成や認知症に対する理解を深めるための普及啓発を進めていくほか、介護予防意識のさらなる向上を図るための元氣いきいき高齢者応援事業を引き続き実施いたします。

特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターについては、指定管理者との情報共有を図り、継続的かつ安定的な管理運営と入居者・利用者の安心に資するため、引き続き施設の適切な維持管理を支援するとともに、第三者評価事業を実施してまいります。

また、老朽化した特別養護老人ホーム心和園等の建て替えに向けて、防災機能を備えた老人福祉施設の構想を検討してまいります。

介護老人保健施設ここみについては、入所者が日常生活を送る力を維持・向上できるよう、リハビリを中心に自宅復帰を目指した生活の場として、引き続き安定した施設運営と超高齢社会を支える重要な役割を担ってまいります。

障がい福祉については、第5期厚岸町障がい者基本計画と第6期厚岸町障がい福祉計画の基本理念に基づき、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業など、障がいのある人の地域での生活支援や自宅で常時介護する家族への支援などを引き続き実施するほか、経済的負担の軽減を図るため、身体障害者手帳の交付申請などの各種制度を利用する際に必要となる診断書等の取得費用や身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度の継続と、日常生活用具給付等事業の対象品目の拡充を行ってまいります。また、釧路圏域において、障がいのある人などが安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点として緊急時の受入れのための空床の確保と、その体制維持に努めてまいります。

さらに、第6期厚岸町障がい福祉計画の計画期間が最終年度を迎えることから、事業者や関係機関、団体等の意見を踏まえ、第7期厚岸町障がい福祉計画を策定いたします。

国民健康保険については、被保険者の健康の保持増進を図るため、特定健康診査の受診の必要性の周知と被保険者の行動変容を促す新たな受診勧奨を行うほか、医療機関と連携したみなし健診等による未受診者対策を実施し、疾病の予防と早期発見、早期治療による医療費の抑制を図るとともに、国民健康保険税の適正な課税と収納率の向上に努め、安定した事業運営を行ってまいります。

介護保険制度については、介護サービス利用者が適正なサービスを受けることができるよう、引き続き介護サービス事業者との連携に努めるほか、第8期介護保険事業計画の計画期間が最終年度を迎えることから、介護保険制度の周知と事業計画の進捗状況の検証を進め、現状や要望を把握するとともに、翌年度以降3年間の介護保険サービス事業費の適確な見込みを行った上、高齢者保健福祉計画と一体な計画として第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたします。

また、介護保険料については、低所得者の軽減措置を継続してまいります。

保健福祉事業については、要介護度の高い高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品購入給付券を交付する在宅介護用品給付事業や在宅生活の継続と介護予防自立支援を図るため、介護予防と筋力維持を図る貯筋健診事業を引き続き実施してまいります。

さらに、町内居宅介護支援事業所において不足している介護支援専門員の確保を図るため、奨励金制度を継続してまいります。生活保障と自立支援については、個々の生活相談に適切に対応するとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの各種制度を活用し、生活実態に即した支援に努めてまいります。また、低所得の高齢者世帯、ひとり親世帯を支援するため、福祉灯油等購入助成事業の制度を継続してまいります。

将来像の4点目は、「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」であります。

教育委員会と連携し、教育環境の充実を図ることは、私の重要な使命であります。

総合教育会議を通じ、教育委員会と十分な意思疎通を図り、地域の教育課題や、あるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進してまいります。

そこで、私に関する教育行政について申し上げます。

学校における新型コロナウイルス感染症対策については、児童生徒の継続した学びを保障するため、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、状況に応じた適切な対

処をしてまいります。

就学支援については、保護者負担を軽減するため、学校給食費の無償化や一部教材購入費の全額公費負担、修学旅行経費の半額助成、経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者への援助費の一部支給を引き続き実施するとともに、太田線のスクールバスを更新いたします。

また、厚岸翔洋高等学校については、通学バス定期券購入助成とスクールバスによる部活動の大会送迎、学習用コンピュータ端末の個人持込みに対する支援を継続するほか、マイスター・ハイスクール指定校として運営委員会を通じて、地域に貢献し次世代に対応できるクリエイティブな人材を育成してまいります。

文化財保護については、アッケシソウの試験栽培を継続するとともに、自生地保護・増殖の研究及び観光資源への活用を研究機関等と連携して引き続き検討してまいります。また、町指定無形文化財である厚岸かぐらを保存・伝承する厚岸かぐら同好会の活動を支援するため、新たに演舞用道具と楽器を購入いたします。

スポーツの推進については、運動促進や競技能力向上のため、多目的屋内スポーツ施設の積極的な情報発信を行い、利用促進を図るとともに、スポーツ合宿のさらなる誘致を行うほか、宮園公園管理用車両を更新いたします。

将来像の5点目は、「多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち」であります。

広報活動については、町民の皆さんが必要とする情報を分かりやすく確実に伝えるため、広報あつけしや町要覧、ホームページ、SNSにより、全ての世代に伝わりやすい方法で情報発信を行うとともに、広聴活動では、町民の声を広く取り上げることができる取組を継続し、町民参加による協働のまちづくりを促進してまいります。

庁舎の利用については、来庁者の利便性向上に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策については、感染症法上の類型の見直しに伴い、状況に応じた適切な対処してまいります。

自治会活動については、自治会への各種補助制度と地域担当職員制度による支援を継続するとともに、コミュニティー活動の拠点施設である集会施設については、片無去地区集会所の外壁改修等を行うほか、新たに末広地区集会所を整備いたします。

人権意識の啓発については、町民に人権への理解を深めてもらうため、人権擁護委員や釧路地方法務局と連携して、啓発活動や人権教室を実施するとともに、特設人権相談の実施を支援してまいります。

交流活動については、友好都市の山形県村山市との物産交流等を引き続き実施するほか、友好をさらに深めるため、職員交流を再開いたします。

姉妹都市のオーストラリア・クラレンス市については、ゆかりの地案内看板の更新を機に、学校給食でクラレンス市の食文化に触れるなど、町民の認識を高める施策を講じてまいります。移住・定住については、支援制度の継続と、北海道移住・交流フェアへの出展など、効果的な情報発信を進めてまいります。

地域おこし協力隊については、新たな募集を行うとともに、引き続き定住を支援してまいります。

次に、行政運営についてであります。

行政組織機構については、これまでもその時代に合わせた見直しを行ってきましたが、人口減少が進む中、変動する社会情勢や行政需要、多様な町民要望に対応するためには、限られた人員の効果的な配置と専門的かつ高度な職務遂行能力を身につけた職員、いわゆる「人財」の育成が肝要であります。

このため、引き続き厚岸町職員定員管理計画の確実な実行と厚岸町職員人財育成基本方針に基づく職員研修の充実に努めるとともに、人事評価制度の適正な運用を図るほか、本年度から段階的に行う職員の定年年齢の引上げにより、高齢期職員の豊富な知識、技術、経験等を最大限活用するとともに、次の世代に承継する機会を創出し、限られた人員で最大の効果を発揮できる組織を構築してまいります。

また、職員の働き方改革を推進するため、事務事業の見直しや効率化に取り組んでまいります。

次に、財政運営についてであります。

令和5年度予算編成に当たり、その基本となる国の地方財政計画では、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、重要課題にも取り組めるよう、地方交付税は1.7%の増、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債は44.1%の減とし、必要な一般財源総額を確保する内容となっております。

こうした状況を踏まえ、令和5年度の一般会計予算案は、約102億6,000万円で、前年度に比較して0.8%、約8,500万円の増であります。

歳入予算について、町税は、主に新築家屋の増加などによる固定資産税の増額を見込み、約10億6,600万円を計上、ふるさと納税による寄附金は、前年度に比較して2億円増の7億円を計上しております。

ふるさと納税については、町の貴重な自主財源として様々な施策の実施に有効活用しており、今後も寄附者の満足度向上を図り、関係人口の創出・拡大につなげるため、より一層の返礼品の充実や旬な話題の提供などを行うとともに、企業版ふるさと納税の拡大にも取り組んでまいります。

普通交付税は、地方消費税交付金などの増額による基準財政収入額の増や公債費などの増額を見込み、前年度に比較して約5,900万円増の約35億900万円を計上しております。臨時財政対策債は、国から示された伸び率による試算を踏まえ、前年度に比較して約4,100万円減の2,800万円を計上しております。

歳出予算については、投資的経費は、前年度に比較して約1億6,300万円減の約22億8,300万円、人件費は、前年度に比較して約5,800万円減の約19億600万円、公債費は約200万円減の約10億3,700万円を計上しております。

一般会計から特別会計と企業会計への繰出金等は、約11億6,700万円を計上し、一般会計と六つの特別会計及び二つの企業会計を合わせた当初予算案の合計は、約160億700万円で、前年度に比較して1.3%、約2億200万円の増であります。

また、一般会計の収支不足額は、前年度に比較して約1億9,800万円増の約13億7,000万円で、同額を基金から取り崩し、収支の均衡を図っております。

今後も健全な財政運営を維持するためには、基金残高を確保する必要があり、取り崩した基金を可能な限り年度内に積み戻すことができるよう、さらなる自主財源の確保や経費節減を図る必要があります。

また、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中、財政指標の一つである将来負担比率は、これまでの大型事業実施に伴う町債発行により長期間にわたり高水準で推移することが見込まれており、今後、町民の安全・安心な暮らしに必要な事業実施に当たっては、町債発行に依存することなく、有利な財政支援制度の研究と活用により将来負担の軽減を図り、第6期厚岸町総合計画に掲げた「めざすまちの姿」を見据え、財政健全化指標の目標達成に向けて持続可能で安定的な財政運営を推進してまいります。

以上、令和5年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要について申し述べました。

これまで申し述べた施策については、それら一つ一つが点としてではなく、町民の皆さんに豊かさを実感していただくための一体的な政策でなければならないと私は考えております。そのためには、あらゆる政策において、行政の中にあっても、しっかりと縦と横の連携を図り、確固たる体制の下、行政運営を推進していく必要があります。それこそが町民の皆さんから求められる多くの課題への同時対応を可能とし、政策効果を高める大きな鍵になるものと考えております。

本年は卯年であり、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍するような年になると考えられています。大きな耳で様々な音を聞き分け、素早く飛び跳ねるうさぎのように、町民の皆さんの声や時代の足音をよく聴き俊敏に行動する、そのような一年にしたいと考えております。困難な時代だからこそ、町民の皆さんとともに挑戦し続けることで、それを見事に克服したとき、厚岸町はさらに大きく飛躍できるものと確信しています。

「誰もが住みよい、住みたくなる、来たくなる」厚岸を目指し、共に力の限りを尽くそうではありませんか。町議会議員の皆さん、そして町民の皆さんの一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和5年度の町政執行に当たっての私の所信いたします。

- 議長（堀議員） 次に、教育長に教育行政施行方針の説明を求めます。

教育長。

- 教育長（滝川教育長） 私もマスクを取って述べさせていただきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いします。

令和5年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

急激な社会の変化に伴う予測困難な時代においては、一人一人が変化を前向きに受け止め、未来の社会を自立的・協働的に生きていくことが求められています。また、一人一人が夢や希望を持ち、心身ともに健康で心豊かに生きていくためには、生涯にわたって学び、支え合うことができる社会の実現が強く求められており、生涯学習の重要性は一層高まっています。

そこで、教育委員会では、時代や社会の変化に見合った組織へと一部見直しを図ることとし、芸術・文化、スポーツ等様々な分野を共通課題として取り組むため、生涯学習

課とスポーツ課を統合し、新たに生涯学習課として持続可能な生涯学習社会の実現を目指していくことといたしました。スポーツ課を統合した生涯学習課では、町民一人一人が生涯を通して、学んだり活動したりできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めてまいります。

教育行政の執行に当たりましては、厚岸町教育大綱に掲げる基本理念「郷土に立ち、未来を見つめ、共に歩む人」の実現に向けて、町の教育・文化・スポーツの振興を図るべく、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分配慮した上で、関係部局や関係機関との連携を深めながら所管する施策を推進してまいります。

次に、本年度の主要な施策について申し上げます。

第一は、管理課・指導室所管事項についてであります。

学校教育におきましては、学習指導要領の理念及び趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関の連携を基盤とした安全・安心な教育環境の下で、組織的かつ計画的に組み立てられた教育課程を実施するために、次の五つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」についてです。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身につけさせるとともに、これらを活用して新たな課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことについて申し上げます。

1点目は個別最適な学びの推進についてです。子ども一人一人が学習の主体となって「分かった」、「できた」と実感できるよう、少人数指導やチームティーチングを行いながら、子どもの実態に応じたきめ細かな指導・支援に努めてまいります。

2点目は、協働的な学びの推進です。学習の中で、一人一人の学びを基にしながら、仲間と一緒に問題を解決したり、互いの考えを深めあったりする学習を通して、個の学びが集団の中のよさとして生かされながら、多様なものの見方や考え方を育むとともに、互いに高め合う風土を育ててまいります。

3点目は、ICTの積極的活用と授業改善です。タブレット端末は、教科書・資料としての活用、ノートとしての活用、意見を共有をするための活用、情報を蓄積するための活用など、様々な場面で学習用具として使用されております。授業におけるより有効な活用法や使用方法について研修を行いながら、教師の力量の向上と授業改善に努めてまいります。また、校外や家庭での活用も増えることが想定されることから、子どもの操作能力の向上にも努めてまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」についてです。

夢や目標に向かって主体的に考え判断し行動するたくましい心と、人や社会と協調して共に生きるしなやかな心を育むことについて申し上げます。

1点目は、道徳の充実です。自分の考え方や感じ方を整理したり他者の考えに触れたりしながら、自己の道徳的価値を磨き、自尊心や規範意識を高め、自分を見つめ、生き方について深く考える機会としての道徳の授業を継続するとともに、日常的な指導を通して、道徳的実践力の向上を図ってまいります。

2点目は、体験活動の充実です。地域の人材や環境を活用した直接的・間接的な体験によって、感動や達成感の味わえる学習を実施します。また、学校・家庭・地域といっ

た集団の中で、自己の有用感を感じながら、互いを尊重し、共感し合える集団の育成に努めてまいります。

3点目は、生徒指導の充実です。いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題に関して、学びの保障や健全育成の観点から、教職員の共通認識の下で組織的な対応を行い、関係機関と連携しながら、未然防止と早期発見、早期解決に努め、援助希求的態度が高まるよう日常の観察と指導に努めてまいります。

重点の3は、「健康な体の育成」についてです。

生涯にわたって、豊かで充実した社会生活を送るための土台となる健康な体を育むことについて申し上げます。

1点目は、健康の維持・体力の向上です。新型コロナウイルス感染症の影響や部活動・少年団活動に参加する子どもの減少などから、近年、子どもの体力は低下する傾向にあり、体育の指導の中で筋持久力や柔軟性を高める基礎運動を継続的に取り入れるなど授業の改善を図ります。また、体力に関する意欲の向上を図るために校内での環境整備や啓発を行うほか、運動週間の実施など運動機会の確保を図り、体力の向上に努めます。併せて自分の健康や体の成長に目を向けるための保健指導の充実を図ってまいります。

2点目は、情報モラル教育の充実です。日常的にインターネットを使用する子どもが、モラルと節度をもって行動し、トラブルに遭遇しないよう個人情報の保護や人権侵害、著作権の理解など、ルールやマナーに対する理解を深め、相手意識を尊重した行動ができるよう、指導を継続してまいります。

3点目は、食育の充実です。栄養や食事についての正しい知識が身につくよう、給食指導や栄養教諭による学習等、食に関する指導の充実を図るとともに、地元食材を使ったふるさと給食を通して、食生活を支える環境についての理解を深めてまいります。また、児童生徒の食物アレルギーについて、保護者及び学校と情報共有しながら対応し、安全・安心な給食の提供を継続してまいります。

重点の4は、「ふるさと・キャリア教育の推進」についてです。

地域への理解と愛情を深め、地域づくりに積極的に関わろうとする態度を育むとともに、社会における自らの役割や将来の生き方を主体的に考え、行動する力を育むことについて申し上げます。

1点目は、ふるさと教育の推進です。厚岸町の豊かな自然環境や地域の産業・文化に関する理解を深めるふるさと教育を継続するとともに、自分を取り巻く周辺環境に着眼し、疑問や課題を見つけ、体験したり、調べ考えたりする探究的な学びの過程を通して、ふるさとに対する理解を深め、大切にしようとする心情を育んでまいります。また、コミュニティ・スクールの活用や全国豊かな海づくり大会関連行事への参加など、地域の力を生かした教育活動の充実を図ってまいります。

2点目は、キャリア教育の充実です。子どもが学習や活動の内容を記録し、自己の成長を振り返りながら将来への目標が持てるようキャリアパスポートの活用を継続してまいります。また、地元企業交流会や職業体験を継続するとともに、企業による出前授業を活用しながら、子どもの社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育んでまいります。

重点の5は、「学びの保障」についてです。

児童生徒一人一人が、等しく生き生きと学ぶことができる支援及び環境整備について申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策です。政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5類に緩和する方針としていますが、地域の感染状況を見極め、基本的な感染症対策を継続し、安全・安心な教育環境を整えてまいります。

2点目は、ICTを活用した教育支援です。タブレット端末を家庭へ持ち帰って学習で使用したり、臨時休業や長期の欠席などで子どもが学校での授業を受けられない場合でも、自宅から授業に参加することができるよう、学びが継続できる取組を進めてまいります。

3点目は、職員研修の充実です。教員のキャリアステージに即して実践的かつ効果的な研修が受けられるよう、既存組織を活用しながら、企画・推進・指導に努め、教員の資質・能力の向上を図ってまいります。

4点目は、特別支援教育の充実です。特別な支援を要する全ての子どもに対してよりよい教育支援ができるよう、道費負担職員の基準配置に加え、学級支援員の増員配置による人的支援を継続してまいります。また、教員の特別支援教育についての理解が深まるよう、特別支援免許講習の受講促進や研修内容の情報共有を進めてまいります。

5点目は、防災教育の充実です。子どもを取り巻く環境に内在する危機に適切に対応するために、各校の危機対策マニュアルの点検と見直しを適時行ってまいります。また、防災意識を高めるために町の総合防災訓練に参加するとともに、教職員に対する研修を実施し、防災意識の充実も図ってまいります。

6点目は、地元高校への支援です。厚岸翔洋高等学校通学バス定期券購入費助成を継続するとともに、生徒の学習用コンピュータ端末整備の補助を継続し、保護者負担の軽減と入学者確保の支援を行ってまいります。また、小学校・中学校・高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を行い、厚岸翔洋高等学校の教育活動を支援してまいります。

7点目は、働き方改革です。教員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間の確保に努めるとともに、業務の効率化、精選を継続し、教育委員会と学校が一体的となり、働き方改革に取り組んでまいります。

第二は、生涯学習課所管事項についてであります。

生涯教育においては、芸術や文化、スポーツ等を通じ、幅広い年代の全ての人々が学びを通じて生きがいを感じ、潤いのある生活を送れるように、次の五つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「生涯学習事業の推進」についてです。

子育て支援や青少年の健全育成を推進するとともに、町民の皆さんの個性と教養が発揮され、全ての世代が生き生きと学び、その成果を生かすための生涯学習事業について申し上げます。

1点目は、各種サークルや団体、関係機関と連携して学びや体験事業の充実を図り、より多くの皆さんが参加できるよう生涯学習情報誌やSNS等で事業に関する情報を提供してまいります。

2点目は、通学合宿等による世代間交流や体験活動を実施するとともに、規則正しい生活習慣の習得に向けた、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及を継続し、青少年の健全育成を図ってまいります。

3点目は、芸術鑑賞の機会の提供と町内文化サークルの活動や文化事業への支援を継続し、様々な分野における芸術文化の振興を推進してまいります。

4点目は、部活動の地域移行を進めるため、町内で活躍する指導者の発掘のほか、教員や保護者、生徒らへのアンケート調査によりニーズを把握して、将来を見据えた検討を進めてまいります。

重点の2は、「文化資源の保護と活用」についてです。

厚岸町ならではの文化財及び海事・天文に関する貴重な学術資料の有効活用を図るとともに、その保存・普及・伝承に努める海事記念館事業について申し上げます。

1点目は、アッケシソウの試験栽培と自生地の踏査を継続し、関係機関等との連携により生育環境についての研究を進めます。また、アッケシソウの保護・増殖活動として先駆的な取組を行っている岡山県浅口市から講師を招いて講演会を開催し、当町の名前がついている貴重な植物であるアッケシソウを町民の皆さんが自主的に守っていく体制づくりを検討してまいります。

2点目は、厚岸町の海事や郷土に関わる物品の収集や聞き取りを行うとともに、貴重な歴史資料の蓄積を進めながら、館内の展示物の充実と魅力あるプラネタリウム番組の制作に努めてまいります。

3点目は、指定文化財の保護活動を継続するとともに、学校への出前授業を行うなど、活用に努めてまいります。また、アイヌ文化と関わりの深い町指定無形文化財厚岸かぐらの道具を新たに購入し、伝承活動を支援してまいります。

重点の3は、「図書・情報サービスの充実」についてです。

町民の皆さんが、相互の交流を深めながら多様な図書等の情報を取得できる拠点としての情報館事業について申し上げます。

1点目は、3年次を迎える第三次厚岸町子ども読書活動推進計画などにに基づき、乳幼児から高齢者までの幅広い図書館サービスを実施するため、読み聞かせボランティア団体や学校司書など、関係機関と連携して各種事業を推進し、町民の皆さんの生涯にわたる読書環境の充実に努めてまいります。

2点目は、町民の皆さんの交流の場として親しまれる図書館を目指し、幅広い年齢層を対象とした作品の展示や絵画展など、施設を活用した事業の充実と環境づくりに努めてまいります。

3点目は、町民の皆さんのニーズに合わせたパソコン講座を開催し、情報技術の習得と向上を支援するとともに、調べものなどの問合せに応じるレファレンスサービスの充実と、きめ細かなサービスとして町内を巡回する図書館バスの運行を継続してまいります。

4点目は、昨年度開設した電子図書館の利用拡大を目指し、郷土資料や行政資料の充実と電子書籍の周知と利用の啓発に努め、「いつでも、どこでも、だれでも」利用できる図書館を目指してまいります。

重点の4は、「健康や体力の保持増進」についてです。

運動に関する正しい知識や技術の普及に努めるとともに、気軽に健康づくりや体力づくりに取り組める環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、多くの皆さんが参加できる各種の講習会や事業を開催してまいります。

2点目は、スポーツ障がいの防止や競技力の向上を図り、今後の活動に生かしていけるよう、指導者や保護者の皆さんなどに対する講演会を開催してまいります。

3点目は、温水プールの機能を活用した各種の水泳教室や水泳指導の充実に努め、町民の皆さんの泳力向上や健康増進などの支援を行ってまいります。

重点の5は、「スポーツの振興」についてです。

多くの町民の皆さんがスポーツの価値や魅力を実感し、積極的にスポーツ活動に参加できる環境を整えることについて申し上げます。1点目は、宮園公園に整備した多目的屋内スポーツ施設が、多くの皆さんに満足して利用いただけるよう、環境を整えてまいります。また、町外の団体などに宮園公園内の施設も含めた情報を発信するとともに、町民の皆さんがより高い競技レベルと接し、技術の向上が図られるよう、スポーツ合宿の誘致に努めてまいります。

2点目は、多くの皆さんが楽しくスポーツに親しめるよう、魅力ある事業を開催するとともに、利用者が快適に使用できるよう、利便性の高い施設の管理に努めてまいります。

3点目は、恵まれた自然環境に調和する海洋スポーツの普及に努めてまいります。

4点目は、スポーツ団体などの競技レベルの向上や費用の負担軽減を図るため、スポーツ振興助成の支援や町のスポーツ基盤を支える各種団体の充実に努めるための組織運営の支援を行ってまいります。また、練習に参加する少年団の送迎を引き続き行うとともに、保護者の負担を軽減するため、町外の大会への送迎も行ってまいります。

以上、令和5年度の教育行政執行方針について申し上げます。

第6期厚岸町総合計画に掲げる「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」の実現に向けて、総合教育会議などで町長と相互の連携を図りつつ、その使命を果たしてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のなお一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 以上で、町政執行方針と教育行政執行方針の説明を終わります。

●議長（堀議員） 日程第7、請願第2号 町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書を議題といたします。

本件については、令和4年12月7日開会の第4回定例会において、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めているところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

10番、大野委員長。

●大野委員長 ただいま上程いただきました請願第2号 町道真龍神社通りの請願について、総務産業常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

令和4年12月7日、第4回定例会におきまして付託されました請願第2号 町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書につきましては、令和4年12月13日に現地調査を行い、令和5年1月30日、2月7日、2月15日及び2月27日に本委員会を開催し、請願内容の確認や、理事者から詳細な説明を受け、かつ各委員の質疑を行い、慎重に審査しました。

その結果、採択すべきものと決しました。

なお、意見といたしまして、町におかれましては、請願趣旨に添うよう自治会と協議しながら、歩行者の安全が確保できる対策を早急に進められたいということを付け加えまして、以上、審査報告といたします。

●議長（堀議員） お諮りいたします。

委員長の報告は、採択であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は採択されました。

●議長（堀議員） 日程第8、発議案第1号 厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります竹田議員から提案理由の説明を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 ただいま上程いただきました発議案第1号 厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、昨年の議員協議会において、広報特別委員会を常任委員会化する提言があり、協議を重ね、常任委員会とすることを検討してきたところであります。

広報特別委員会においては、主に議会だよりの発刊に努めているところでありますが、議会広報は、住民に対して議会の活動内容を積極的にお知らせすること、議会に関心を深めてもらうこと、議会について理解していただくことが大きな役割であり、当議会では、平成3年5月に初めて議会広報特別委員会を設置し、32年間にわたり定例会の後、都度、広報を発行し、現在127号を数えたところであります。

特別委員会は、当該委員会条例では、第5条で「必要がある場合において議会の議決で置く。」と規定され、現在に至っており、昨年の議員協議会では、特別委員会は、その時々の特定の案件を協議する際、必要に応じて設置され、任務終了後は解散されるもので、広報は、議会だよりを発行する限り委員会を設置することから、常設の委員会とすべきとなり、議会運営委員会を経て、このたびの第1回定例会に提出することを決定したところであります。

改正内容につきましては、お手元に配付の発議案第1号説明資料厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、第2条に新たに第3号として広報常任委員会を新設し、定数及び所管事項を加える改正であります。

第3条第1項の改正は、常任委員の任期を規定しておりますが、広報常任委員は、従来の2年の任期を踏襲するため2年を超えることができない旨の規定をただし書として加えるものであります。

なお、この2年間の規定は、次の第7条の選任に係る改正で具体的に規定するものであります。

第7条の改正は、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、新たに第5項として、初議会における広報常任委員会の委員の選任を前期2年は厚岸町議会会議規則に定める議席の奇数番号とし、後期2年は偶数番号と規定するものであります。

第8条第2項の改正は、常任委員会が三つになることから、常任委員会の委員長は他の常任委員会及び議会運営委員会の委員長と兼ねることができない旨の規定をただし書として加えるものであります。

発議案第1号にお戻りください。

附則であります。この条例は、厚岸町議会議員の次の任期であり、令和5年5月1日から施行しようとするものであります。

なお、条例改正に伴う予算につきましては、議員報酬としては、常任委員長が月額21万9,000円であり、議員月額が19万3,000円ありますので、差し引き月額2万6,000円の増、年額では31万2,000円の増となり、令和5年度当初予算に計上済でありますので、申し添えます。

以上、簡単な説明ではありますが、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため、休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時49分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では、人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち、中田由美子委員と中井勝之委員が、令和5年6月30日をもって任期を満了することになります。

つきましては、中井氏について、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある当氏を当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

中田委員の後任については、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある遠田恵子氏を新たに当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

意見を求める委員の候補者を申し上げます。

はじめに、議案書1ページ、諮問第1号をご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町住の江1丁目127番地。

氏名、中井勝之。

生年月日、昭和31年8月9日。

性別、男。

職業、無職であります。

中井氏の学歴、職歴と公職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書3ページ、諮問第2号をご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町宮園2丁目246番地。

氏名、遠田恵子。

生年月日、昭和34年1月1日。

性別、女。

職業、無職であります。

遠田氏の学歴、職歴と公職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第9条の規定により、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご承認くださるようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、諮問第1号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

- 議長（堀議員） 次に、諮問第2号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第10、議案第2号 令和5年度厚岸町一般会計予算、議案第3号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計予算、議案第4号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算、議案第5号 令和5年度厚岸町下水道事業特別会計予算、議案第6号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計予算、議案第7号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第8号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第9号 令和5年度厚岸町水道事業会計予算、議案第10号 令和5年度厚岸町病院事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第2号 令和5年度厚岸町一般会計予算から議案第8号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第9号 令和5年度厚岸町水道事業会計予算の内容について、お配りしている提案理由書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第10号 令和5年度厚岸町病院事業会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和5年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和5年度各会計予算審査等特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後1時08分休憩

午後1時12分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第11、議案第11号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算、議案第12号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第13号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第14号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案

第15号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第16号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第17号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第18号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第19号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第11号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）から議案第17号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（3回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第18号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算（3回目）の内容について、お配りしている提案理由書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第19号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算（3回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査等特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後1時16分休憩

●議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

日程第12、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていきます。なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

はじめに、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 第1回定例会に当たり、3項目一般質問いたします。

はじめに、令和5年度、厚岸町が実施予定の事業について、3点質問いたします。

国定公園誕生3年目を迎え、今年度は国の交付金などを活用し、何に取り組まるのかお尋ねをいたします。

2点目です。カーボンニュートラル実現に向け、令和5年度はどのような目標を掲げ、どのように取組をしますか。

3点目です。プラスチック漁船の廃船処理に係る事業概要とプラスチックの処理方法はどのようになるのかお尋ねをいたします。

次に、町有施設の電気料金及び燃油高騰実態について質問いたします。

病院や水道を含めた町有施設の電気料及び燃油代は令和4年度と令和5年度の当初予算ベースでどのようになっていますか。また、各々大幅アップとなっていると思いますが、その財源などの影響と対応策はどのようになりますか。

3項目です。尾幌酪農ふれあい館の運営についてです。

尾幌自治会では、住民の健康増進を図るべく、多目的ホールを利用し、特に冬期間の運動不足解消など、施設利用要望があります。大変有意義なことありますが、1時間当たり550円の施設利用料はネックとなっており、何らかの対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の令和5年度の事業についてのうち、（1）の「国定公園誕生3年目を迎え、今年度は国の交付金を活用し、何に取り組まれるか」についてであります。令和5年度に、厚岸霧多布昆布森国定公園において、国の自然環境整備交付金を活用し、当町が実施する事業は、2事業を予定しております。

実施する事業の1つ目は、原生花園あやめヶ原園地整備事業で、当園地ではヒオウギアヤメの保護・育成のため馬の放牧をしておりますが、園内木柵の老朽化が著しいことから、令和5年度は西側1,350メートルを、令和6年度は東側1,000メートルを擬木柵で整備するとともに、令和7年度は主園路の木柵整備のほか、老朽化した中央展望台と歌

碑の解体、令和8年度は主園路等を順次整備していく予定であります。

事業の2点目は、末広海岸展望広場整備事業で、オーストラリア・クラレンス市との姉妹都市提携ゆかりの地である、末広海岸や小島・大黒島を眺望できる展望広場を、国定公園沿岸部の新たな景勝地として、令和4年度の姉妹都市交流の看板整備に加え、令和5年度は、擬木による転落防止柵を整備し、地域資源を活用した魅力ある観光地づくりを進めてまいります。

次に、(2)の「カーボンニュートラル実現に向け、令和5年度はどのような目標を掲げ、どのような取組をするか」についてであります。町では2050年までに、二酸化炭素排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しており、令和4年度に策定の厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画に基づき、令和5年度では厚岸町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、具体的な目標を設定する予定であります。

令和5年度に実施する具体的な取組については、再生可能エネルギーの利用推進のため、役場庁舎で太陽光発電設置事業者から電力の購入を開始するほか、省エネルギー化推進のため、役場庁舎会議室等の照明器具のLED化、電気自動車2台、プラグインハイブリット車1台の公用車を導入するとともに、令和6年度に温水プールに整備予定の木質バイオマスボイラーの実施設計に着手いたします。

また、今後においては、企業や家庭を含めた町全体の取組として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化推進のほか、廃棄物等の発生を抑制するため、廃棄物排出量の削減やリサイクル率の向上など、循環型社会の形成に向けた取組を加速させていきたいと考えております。

次に、(3)の「プラスチック漁船の廃船処理」についてであります。事業概要は、令和5年度に予定される第42回全国豊かな海づくり大会の実施に合わせ、町内の景観対策並びに要人を護衛する警備上の安全対策を講ずるため、廃船処理を行う内容であります。

事業費、財源及び事業主体については、総事業費1,578万円、最大予定隻数を80隻とし、地域づくり総合交付金を活用し、北海道が2分の1を補助する内諾を得ており、残りを町と漁組及び受益者がそれぞれ3分の1ずつ負担する内容で、漁組が事業主体となり実施することとなっております。

次に、処理方法についてですが、所有者が事前に当該廃船の清掃を行い、その後、最終的に指定産業廃棄物処分業者により、一部リサイクルのほか、埋設・焼却により適切に処理されることとなっております。

続いて、2点目の町有施設の電気料及び燃油高騰実態についてのうちの(1)の「町有施設の電気料及び燃油代はどのようになっているか」についてであります。町有施設の電気料金については、令和4年度と令和5年度の当初予算の比較では、3,733万5,000円の増額で、伸び率は24.2%、施設に係る燃油代としての灯油及び重油については、令和4年度と令和5年度の当初予算の比較では、1,297万1,000円の増額で、伸び率は16.8%となっております。

次に、(2)の「影響と対応策はどのようになるか」についてであります。令和4年度と令和5年度の当初予算の比較では、電気料金と燃油代の合計額は、5,030万6,000円の増額となり、影響を受ける財源については、財政調整基金を取り崩し対応しており

ます。

また、今後においても、これらの価格高騰が見込まれるため、必要となる財源確保を図るとともに、厚岸町環境マネジメントシステムに基づき、適切な使用を徹底し、電気や燃油の使用節減に努めてまいります。

続いて、3点目の「尾幌酪農ふれあい館の運営について、住民の健康増進を図るため、施設使用料の対応が必要と考えるが」についてであります。町民の健康づくりを推進することは、行政にとって重要な課題であり、冬期間の運動不足解消は有効な手段と考えております。

ご質問にある施設利用要望については、多目的ホールを使用した場合、施設使用料が1時間当たり550円、これに午後6時以降は電気使用料として1時間当たり143円を、11月1日から4月30日までの間は暖房使用料として1時間当たり269.5円を加算することとなり、使用される人数によりますが、毎日使用された場合は利用者の負担が大きくなるものと考えます。

このため、健康増進のための地域ぐるみでの活動の可能性について、尾幌自治会に相談させていただいたところ、尾幌酪農ふれあい館を利用したウォーキング運動などを自治会の健康増進事業として実施することと、その使用料の免除について要請文書が提出されたところであります。

これを受け、町では、厚岸町農業農村活性化施設条例第8条第3項の町長が公益上必要と認めた場合の使用料免除、同条例施行規則第4条第1項第3号の町長が別に定める公共的団体が使用する規定を適用し、尾幌自治会から要請のあった本事業について使用料を免除することといたしました。

町としましては、今後も尾幌酪農ふれあい館が地域の皆さんに有効活用され、施設の設置目的を十分果たすことができるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸霧多布昆布森国定公園誕生は、3年目を迎えました。令和5年度の観光事業の取組は、国定公園内整備であやめヶ原の末広側だと思うのですが、木柵を直す事業、それから二つ目は、イーモント号の末広海岸の展望広場の通路の単管を木柵に変えること、この2点だと理解をさせていただきました。そのほかに観光関係での事業なのですけれども、新年度予算に事業として計上されているものでは、望洋台の整備で220万円が上げられる、計上されておりますし、子野日公園内の散策路の整備をされていることも理解をいたしました。

国定公園絡みで令和3年度にスタートしたのですけれども、令和4年度なのですが、宿泊割を実施しております。2,000円の事業、宿泊割の助成が2,000円、令和4年度はたしか1,000万円の予算で計上されておったのですが、この実績の内容、それから、さらにはアウトドア体験事業も実施しておるのですが、この実績についてまず説明をしてください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

宿泊割の関係でございますが、実績ですけれども、これは令和4年の5月16日から本年3月20日までの期間で、国内にお住まいの方を対象に、宿泊料金、町内に宿泊されて宿泊料金から2,000円を割引するということで実施しております。それで、2月28日現在の実績で申し上げますと、宿泊割で想定5,000人のところ3,983名、金額にして796万6,000円の助成をさせていただいているところであります。また、この宿泊助成と同時に、12月31日までなのですけれども、宿泊された方を対象に、宿泊者限定の「がんばろう厚岸応援券」、こちらを1人1泊当たり1,000円ということで、1,000円分を交付をさせていただきましたが、応援券の利用実績で357万6,000円ということで、町内の55店舗のほうでご利用をされたところであります。

アウトドア体験のこちらの実績でございますけれども、こちらは令和4年5月1日から本年の3月20日までという期間になっております。町内で宿泊された方を対象に、アウトドア体験をされた際に最大5,000円の助成ということでさせていただいております。その実績でございますが、本年2月28日までの実績でございますけれども、カヌー体験で121名、59万1,000円の助成、冬のネイチャーウォッチングということで4名の方、こちらに2万1,000円の助成、ワカサギ釣り体験ということで、こちらは2名、6,000円の助成ということとなっております。予算額、こちらは106万円に対し61万8,000円ということで助成をさせていただいたというところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ただいま詳しい説明をしていただきまして、ありがとうございます。

大変細かく説明をしていただいたのですけれども、国定公園誕生関連事業を実施しているのですけれども、せっかくこの国定公園が誕生し、観光産業の発展というのですか、これから活性化するための非常なチャンスだったと私は思うのです。ですけれども、コロナ禍の影響を受け、誕生のイベントもごく限られた人数で実施、盛大にはできませんでした。また、その後も4町での取組が何か私は小さく見えるのです。もっと大々的に、せっかく国定公園になったのだから、PR不足もあるのではないのか、積極的に4町としてこの国定公園化に向けてしっかり取り組んでいかなければ、私はならないと思うのです。ということは、1年やればいいということではなくて、将来に向けて、やはり国定公園というネームバリューを生かした、町長中心になって4町に働きかけをして、厚岸町がイニシアティブ取って、積極的な展開をしていくべきだと私は思うのですが、町としてどのように捉えておるのかお尋ねをさせていただきます。もっともっと4町がタイアップをし、各種事業に積極的に取り組まれ、国定公園のアピールに努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

4町での取組が少なく感じ、PR不足ではないかということではありますが、令和4年度において、実は4町でなのですけれども、8月にガイドブックを増刷したり、また道央圏向けということで、11月の26日なのですけれども、テレビ局のホールといいますか、そういうところで4町の観光物産展というものを行ってまいりました。この際、テレビCMだったり、番組内でちょっと取り上げてもらったりということを行ってはきたところでございます。町単独のPRということで道央圏でのイベントの際に、こういった国定公園のPRというものもしてきたのですけれども、SNSでの情報発信ですとか、まだまだPRができた、できたのではないかと感じております。今後においても、4町で連携した事業もちろんのこと、厚岸霧多布昆布森国定公園のすばらしさをPRする取組、こちらのほうを実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 いろいろ説明がありました、この国定公園に向けての厚岸町の取組。ただ、今言われたとおりで事業やっているのです。けれども、町民は分からない部分が多い、はっきり言って。町民がせっかく町でこういうふうに主体でやっているよと言うのだけれども、やっている人は一生懸命やっているのだけれども、町全体では分からない。例えばテレビに放映されますよ、そういうときは防災無線でこういう事業が流されますよ、映りますよとかでPRが必要で、せっかく取り組むのだから、町民へのこういう事業についてこういうことですよとか、町報に出すとか、それからせっかく放映される、PRされるときには、防災無線でPRするとか、何時頃にテレビ、どこのチャンネルで入りますよ、こういうことも私は町民に対してのきちんとした説明が不足していると思うのです。この辺については、せっかく事業やっていることが、町としての取組が、一般の町民にはよく見えないと思うのです。その辺はしっかりPRしていただきたい。それから、ただいま申されましたように、やはり厚岸町がイニシアティブを取って、4町での取組を将来に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

町民へのこのPR不足という部分については、本当反省するところかなと思いますし、いろいろな場面での町民への周知の機会というのがありますので、以降、周知のほうはさせていただきたいなと思っております。

また、4町での厚岸町がリーダーシップを取ってということなのかなと思いますけれども、こちらも4町の協議会というものがあまして、厚岸、事務局になっております。いろいろな提案ですとかも、振興策の提案ですとかもちょっと助成させていただいております。その辺はしっかりとやってまいりたいと思いますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 2 点目のカーボンニュートラル実現に向けて再質問いたします。

令和 5 年度の取組事業は、理解をいたしました。本町は、令和 3 年に 2050 年の温室効果ガス実質排出量ゼロ、ゼロカーボンシティを表明をしております。令和 3 年 12 月の第 4 定におきまして、杉田議員が一般質問をしております。杉田議員は、脱炭素社会に向けて一般質問をしておったのですが、このときの答弁聞いておりまして、私の記憶では、理事者の答弁は非常に理路整然をしておったと理解をしております。ですけれども、あのときの答弁は非常に理路整然としている、こういうことをやりますよということと言われたのだけれども、その後の取組の内容が町民によく私は理解をされていないのではないかと、かように思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） お答えいたします。

この計画、町民に理解されていないではないかというご質問でございます。この本再生可能エネルギーの導入目標計画につきましては、本年度策定予定というところでございます。策定後につきましては、町民の皆さんが分かるようにホームページや役場ロビー、情報館等に備え付けながら、掲載して周知を行う予定であります。さらに具体的な取組につきましては、令和 5 年度に国や北海道、町で活用可能な補助金の案内や、さらに専門的になる場合は、外部講師によります環境意識の醸成、脱炭素に係る勉強会、説明会などを開催して、町民、町内事業者を含めて町全体での取組を進めていく予定でございます。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 これからやってくよということなので、町民にもなかなか理解をされていないのだけれども、少なくとも町として表明をしているのです。なかなか具体的なものが計画の目標、そういう計画なり目標数値がまだ政策できてない。だから、余計、町民にとっても分かりづらいと、こういう部分があると思うのです。それは私も理解ができるのですけれども、ぜひ目標数値なり取組の方向性が定まった場合には、きちんと町民に理解をしてもらわなければ、何も意味はない、こう思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、町長の答弁で、今後の企業や家庭の取組を加速させると述べられておったのですけれども、今後企業や家庭の取組、一般家庭の太陽発電装置の助成制度はありますのですが、一般家庭のほうには、太陽光に対して町として助成をしております。ですけれども、企業への助成制度はありません。ですから、助成制度も含めて、企業や一般家庭の取組についてもう少し詳しく説明をしてください。どう取り組んでいかれるのか、それから助成制度は企業のほうに対してどのよう

に取り組んでいかれるのか、考え方を説明していただきたいと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） まず町民、事業者の理解ということで、複数回の勉強会、説明会等開きながら理解していただくよう努力してまいりたいと考えております。

さらに企業や一般家庭の普及についてどうなっているのかということのご質問でございます。町長からの答弁にもございました。来年度、厚岸町地球温暖化対策実行計画の区域施策編において具体的にその設定をして、施策を推進してまいるという考えでございます。現段階で考える内容ということで、国や北海道、また町単費でそれぞれ助成をしているもの、またこれらしていないものがございます。例えば省エネや再エネなどの設備の導入とか、高断熱・高気密の建物、Z E B設置や自家消費型の太陽光の発電、蓄電池の導入、E V車の購入、L E D照明への切替えなど、これらを推進するために、それら補助事業の案内や町単独の助成制度の構築などを検討し、その内容を説明、提案してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

プラスチック漁船の廃船処理について再質問をいたします。

本町の各浜にある廃船処理は、北海道が2分の1、残り3分の1ずつを町、漁組、それから持ち主が負担をし、80隻を処理できる。漁業者の負担軽減を図り、廃船の処理をされること、その取組に、本当に漁業者も少ない負担で処理ができる、町長の英断に敬意を表します。総事業費1,578万円で80隻を処理をされるそうですが、ディーゼル船と船外機船があります。この80隻の処理の内容について、もう少し詳しく説明してください。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ご質問いただきました処理船の処理の内容のお尋ねでございますけれども、まず船種、船の種類でございますけれども、船外機船と言われるものが68隻、それからディーゼル船と言われるのが12隻、これの合計で80隻を予定しているところです。処理単価がそれぞれ違いまして、船外機船のほうは1隻15万円の単価を予定しております。こちらのほうが合計で1,020万円の予定をしております。それでディーゼル船なのですが、ディーゼル船につきましては1隻当たり46万5,000円、これで558万円というような積算となっております。

ディーゼル船につきましては、処理単価がトン当たりの計算になるということでございますので、この平均トン数というのですか、それぞれ大きい船から小さい船までありますので、平均トン数が約3.88トンになります。それで12隻分という積算になるわけでございます。先ほど大きい船からという部分お話ししましたが、組合のほうに確

認しましたら、一番小さいので1.7トンくらい、大きいので6.47トンくらいの差があるという話をいただいております。今申し上げた総計が1,578万円になるというような内容でございます。

また、費用負担の部分もお話ありましたけれども、北海道の2分の1ということで781万円を見込んでおります。町の持ち出しのほうは265万円、さらに漁組と漁業者それぞれ266万円のご負担をいただいて、この事業を実施していくとなっております。

また、町費の部分でございますけれども、これにつきましては令和5年度の予算、漁港管理費ですけれども、漁港環境整備事業補助金ということで、こちらのほう予算計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 町有施設の電気料及び燃油高騰の実態について再質問いたします。

まず資料要求をしておりますこの資料を概略説明してください。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、こちら提出させていただきました資料のほう、説明させていただきたいと思っております。

施設ということで一般会計、そして特別会計の簡易水道、下水道事業、それと水道事業、町立病院の企業会計合わせた資料を出しております。こちらのほう、電気料と燃油代ということで、施設のほうは灯油と重油ということでこちらのほうの表、出させていただいております。一番下のほうであります、こちら網かけしているところであります。電気料でいきますと、令和5年度から令和4年度を引きますと、1回目の答弁でも申したとおりであります、比較いたしますと3,733万5,000円と。参考まででございますが、R4の決算見込み、要は3月補正後の数字と令和5年度の当初予算と比較をさせてもらっております。そちらのほうは、まず電気料のほうは4,788万4,000円とございます。それと右側のほうであります、燃油代ということで、灯油・重油合わせた金額であります、令和5年度と令和4年度、当初予算比較いたしますと1,297万1,000円、それと最終的な決算見込み、これは令和5年度当初予算と比較いたしますと、2,000万2,000円となるというところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 令和4年度と令和5年度の当初予算ベースで、電気料と燃油代の合計で5,030万6,000円の増額、これだけ当初予算との差が出た。さらに今後も高騰が見込まれる状況になっておると答弁があったのですけれども、この資料を見ますと、決算見込み開始ですと、トータルで6,788万6,000円なのです、試算したら。今の当初予算ベースで比べたら5,000万円だけれども、実質6,788万6,000円違いが出た。けれども、これで見ます

と、令和5年度の当初予算、1,758万円ぐらい下がっているのです、当初予算は。低く見ている。普通であれば、予算立てるときには、前年度の実績を基礎にするのです。それが1,700万円くらい下がっているということは、当初予算から来年度どうなるか分からないけれども、上がる見込みがあるよといったら、さらに差が大きくなるのかなというような予想をしました。余談が許さないよというのはよく分かったのですが、そこでお尋ねをさせていただくのですが、もう少し確認をさせていただきます。そのほかに、これを増額した分の財源は、総体的に予算が増えますよね、5,000万円なら5,000万円、当初予算が。その部分については、財政調整金を取り崩して充当すると。直接それに入れるわけではないけれども、総体予算の中で、この部分は財政調整基金を取り崩して充当するのだと、こういう答弁だったと理解してます。ここまでよろしいですか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 議員言われるとおりでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ずっと聞いていて、実態このくらい差があるのだということがよく私も初めて分かりました。しっかり経費の削減に努めていくよと、これは重々分かったのですが、答弁の中で厚岸町環境マネジメントシステムに基づき、適切な使用を徹底し、経費の削減に努めると町長は述べられました。この経費の削減に努めると述べられたのですが、マネジメントシステム、この言葉なのですが、あまりよく理解してないのです。どういうことなのか、もう少し詳しくこの内容について説明をしてください。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 厚岸町環境マネジメントシステムにつきましては、うちの課所管でございますので、私のほうから説明させていただきます。

マネジメントシステムというのは、組織が目標を達成するために必要な課題を確実に解決するということで、ここでいいますと厚岸町役場全体で確実に解決するという意味でございます。職員自ら日常の活動におきまして、環境への負荷を認識して、環境保全活動を継続的に取り組んでいくとともに、厚岸町地球温暖化対策実行計画に定める温室効果ガス排出量の削減目標を達成することを目的としているところでございます。

今回質問にございました電気、燃油、灯油、重油、ガソリン、軽油にも管理項目というのがございまして、4年度の管理目標につきましては、前年度以下となっております。4月から12月の間の量につきましては、お金ではなくて量のほうにつきましては、現段階では前年度以下となっているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 マネジメントシステム、質問の仕方が悪かったのでしょうけれども、燃油代を削減しているというのは分かるのだけれども、全体でと言われると、それ以外にもあるのだうなと勝手に想像したのです。例えばどんなものがあるのか、もう少し具体的に説明をしてください。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） もうちょっと具体的にお話しさせていただきます。例えば役場の施設とか、施設ごとにそれぞれの目標を定め、それに対して削減目標をやっているということでございます。例えば電気代でいいますと、3年度の4月から12月の実績が144万6,762キロワットアワーがこの数字でございます。4年度につきましては、142万5,760ということで、対前年比で1.45%削減をしているということです。これを四半期ごとにそれぞれ確認をして、例えばオーバーしている施設については、どうしてオーバーしているのかという原因を突き止めて、それぞれ確認をしながら使用料を徹底しているというところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そのくらいシビアに取り組まれるというのは分かったのですが、経費の削減に努めることは私も必要だと思うのですが、そのことで、私は聞いていたのは、そのことについてではないのです。全体的に引き締めをかけるよ、ということだと思っております。油代とか電気代だけではなくて。この環境マネジメントということは、全てのものと、私は庁内、いろいろなもので経費の削減図れるものは全てそういうふうに努めるという理解をさせていただいたのです。そういう意味だったのです。そういうことでない、私なりにそういう理解をしたのですけれども、そのことは分かりました。そのくらいシビアにやっているということもよく理解できました。

そのことで町民への福祉のサービスや行政サービスの低下にならないかと、私は危惧するわけでございます。そんなことはあってはならないわけでございますから、その辺はどうなのでしょう。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今議員おっしゃるとおり、燃料、こういうのが高騰になったから、そうしたら施設の電気料切る、そういうことではございません。やはり行政サービスということでありますので、やはり健康、それと安全、やはり業務上支障を来す、そういうところでは、やはりこの燃料の高騰に対しては、対応していかなければならないということでございます。先ほどの議員からもちょっと出ておりましたこの決算見込みと比較であります、6,788万6,000円、その差でいきますと、まだ1,800万円ほど今後かかる可能性がある

と、もしかしたらそれ以上かかる可能性ももちろんあります。そういった中では、これは燃料に限ったことではございませんけれども、やはり町全体で、もちろんその歳入、これを自主財源の確保、それとこのマネジメントシステムに基づいた節電、それとやはりいろいろな経費ございますが、そういうのも経費削減を努めながら、これらの高騰への対策、対応を図っていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 酪農ふれあい館の運営について質問いたします。

町長が公益上必要と認め、使用料を免除、町長の英断と迅速な対応に改めて敬意を表します。

1点だけお尋ねいたします。かつて児童が学校帰り、週に一度か二度くらいだそうですが、その都度利用料を払ってこの施設を利用されたことがあります。児童や、それから幼児を連れて、親子連れで健康増進を図ることもあろうと思います。私は、何でもかんでも無料にすればいいということではないと思うのですけれども、その来館される、利用される皆さんが、窓口のほうでやはり判断をしやすいようなルールをきちんとしておかないと、戸惑ってしまうのではないかと心配しているのです。町民誰でも、いつでも勝手に使っていいよと、こうではないと思うのです。やはりきちんと自治会として、こういうことでこうなのですよということをルールをきちんと整理をして、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ルールを整えてやるべきというお尋ねでございます。今後は自治会の事業として位置づけられる部分につきましては、窓口対応等で混乱することがないように、事前にきちんとルールを決めて、しっかりと行いながら取り進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

●議長（堀議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、3番、室崎議員の一般質問を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従って御質問申し上げます。

第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会についてお聞きします。

1として、豊かな海づくり大会の趣旨・目的についてお聞きします。

2番目として、この大会の趣旨・目的・基本方針に沿った、厚岸町が進める施策・事業についてご説明をいただきたい。

3点目としては、この大会が今年厚岸町で開催されるという、このことを機に行われる、あるいは行われようとしている事業なり施策なりがあれば、そのご説明をいただきたいわけであります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会についてのうち、（１）の「大会の趣旨・目的について」であります。本大会の実施計画案では、開催の意義として、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ対策など、環境保全に対する道民の意識を高めるとともに、将来にわたって持続的に漁業が行えるよう、増養殖技術の向上や、地域資源の有効利用・付加価値向上など、様々な取組を通して、豊かな海の恵みを守り次世代につなげる生産者の思いを全国に知ってもらふ好機と捉え、世界的にも需要が高い道産水産物をはじめとした、食や、魅力ある地域資源を生かしたイベント、四季折々の自然、独自の文化など北海道ブランドを全国にアピールし、経済の活性化につなげていくこととしております。

また、大会実施の基本理念として、先人たちが守り続けた豊かな海の恵みに感謝し、この大切な財産を次の世代につなげるとともに、栽培漁業や地域資源の利活用など、多様な取組をオール北海道で推し進め、水産業の持続的な発展と地域の活性化を図ることがうたわれております。

次に、（２）の「この大会の趣旨・目的・基本方針に沿った、町が進める施策・事業」についてであります。本大会の基本方針は、一つ目に「豊かな自然の保全と継承」として、海洋プラスチックごみ対策など、環境保全の取組を推進し、豊かな自然の恵みを次の世代につなげていくことであります。

時代の趨勢として取組が進んでいる廃プラスチックの排出抑制をはじめ、資源の再利用、再生可能エネルギーの導入による環境保全対策が国を挙げて進む中、いままで海中に分解されずに存在していた海洋プラスチックごみが与える、海の生き物への影響が、近年の研究で明らかにされるなど、問題となっております。

厚岸町が長く取り組んできた、森から海を包含した一体的な環境保護施策も、この基本方針との関連性が大きいものと認識していることから、海を守るために漁師が始めた植樹活動や、あつけしクリーン作戦、湖内一斉清掃並びにせっけん購入助成制度といった海の環境保全活動など、厚岸町の取組を広く発信していきたいと考えております。

また、厚岸霧多布昆布森国定公園の観光を目的に、厚岸町へ訪れる多くの方に対しても、豊かな自然と優れた景観を味わっていただくため、地域が一体となった自然環境の保護についても強く推進してまいります。

さらに、厚岸町で回収された廃棄漁網が、全国の関係者のネットワークによって、ランドセルに生まれ変わり、再び厚岸の子どもたちの元へ帰って来るというプロジェクトを通じた、学齢期から環境問題に視点をおいた教育を推進するとともに、毎年、漁業者自ら湖内一斉清掃において、海岸漂着ごみや操業中の漂流・海底ごみを回収する取組を行っていることから、今後もこれらの取組を支援することにより、プラスチックごみ対策を進めてまいります。

二つ目に「地域を支える水産業の発展」として、漁業生産の早期回復に向け、栽培漁

業を一層推進するとともに、都市部との多様な交流や連携などにより、水産業の発展と地域の活性化につなげることであります。

一昨年の赤潮被害により、被った甚大な被害の早期回復に向けた取組として、ウニ種苗の試験放流と追跡調査、海洋環境のモニタリング及び情報発信といった支援について、関係機関と密接に連携し資源回復に取り組んでまいります。

また、サケ、マス、サンマといった沖合漁業の苦境が顕著になる中、厚岸町の水産業は、沿岸漁業を中心とした体制にシフトしていくものと考えております。特に、カキ、アサリは、厚岸町を代表する沿岸増養殖魚種であり、これまで漁業者の努力により培ってきたブランド力の醸成と相まって取扱高も増加していることから、適切な資源管理により、安定的な生産体制が継続できるよう、関係機関との連携を図りながら、支援体制の充実を図ってまいります。

また、大会式典では、釧路管内を中心とした道内の栽培漁業やブランド化の取組事例について、漁業者の声や高校生のレポートにより紹介するほか、厚岸小学校児童によるマツカワカレイの栽培漁業体験学習の様子も紹介される予定であり、地域活性化に向けた取組を会場から全国に向けて発信してまいります。

都市部との交流・連携については、道央圏での特産品の物販イベントのほか、ふるさと納税のメールマガジンを活用し、周知していきます。

三つ目に「北海道ブランドの魅力発信」として、豊かな自然が育んだ高品質で安全・安心な食などに代表される北海道ブランドの魅力を高めることであります。

北海道は国内的にも日本の食料基地として確固たる地位を築いており、とりわけ海産物の宝庫として世界中から観光客が訪れる優れた資源を有しております。

これは、食に携わる多くの生産者が、長きにわたり大変な苦労の上に築かれたものであり、水揚げから出荷、さらには流通段階まで、厳しい品質管理に守られた生産技術の賜であります。

町としては、これらの体制が継続していけるよう、安全・安心な食の提供に資する衛生管理講習会をはじめ、関連情報の迅速な提供により、厚岸町ブランドの知名度向上に努めてまいります。

四つ目に「北海道独自の歴史や文化の理解促進」として、アイヌ文化をはじめ、本道の特色ある歴史や文化への理解をより一層深めることであります。

北海道の歴史とアイヌ文化は、密接な関係にあることは言うまでもありませんが、全国的には、まだ認知度は十分とは言えない状況にあります。

本大会では、北海道におけるアイヌ文化の認知度向上をはじめ、その他、特色ある歴史・文化を発信していくこととしております。

厚岸町においても、アイヌ文化との関わりから、町の無形文化財である厚岸かぐらを開会式で演舞することにより、歴史の町「あつけし」を全国に発信してまいります。

次に、（３）の「この大会が今年厚岸町で開催されることを機に行われる、行われようとしている事業はあるか」についてであります。令和５年度の事業としては、海づくり大会あつけし実行委員会に対する地球環境や海洋プラスチックごみに関連したシンポジウムのほか、関連行事である海づくりフェスタの運営協力などへの補助事業をはじめ、海にちなんだ写真講座並びに写真展、旧消防庁舎を活用したシャッターアート、海

にまつわる講演会や映画の上映会、ぬりえコンクール、廃棄漁網をリサイクルしたランドセルの購入助成、漁港環境整備のための廃船処理事業、厚岸かぐらに使用する備品整備事業のほか、冠事業として、厚岸町クリーン作戦、町民の森造成事業、海の作品展、子どもクラブ事業といった記念事業を予定しております。

また、関連施設等整備事業として、大会会場内に位置し、招待者等の視察が予想されるカキ種苗センターの老朽部分の補修や機器の交換を行うほか、町道舗装整備並びに町有施設の整備を予定しております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 今回の豊かな海づくり大会に向けて、大変力が入っているということがよく分かりました。それぞれの施策についてはなるほどと思うものばかりなので、どうかこれを強力に推進していただきたい。その上で、二、三、お聞きいたします。

その前に道が出している豊かな海づくり大会の基本計画書というのがありますが、これ読ませてもらいました。いろいろ書いてますが、一口でいえば、豊饒な海をいつまでもということでしょう。まさにそういうことだと思います。そのために何をやるか、そういう観点でこれを見ていけば、非常によく分かるなと思いました。私もそういう観点から質問させていただきます。

それでまず、先ほど5番議員からの質問の中にもありましたが、プラスチックなのです。プラスチックに関しては、ついこの間までは、要するに海、陸でもそうですが、ごみを捨てるなというレベルの話だったのですが、今、研究がどんどん進んできて、様相が随分変わってきています。マイクロプラスチックとかナノプラスチックという言葉が出てきて、研究者がいろいろな論文出してます。特にナノというのは、1ミリの10万分の1ですか、もう完全な顕微鏡レベルの粒子、それが水中でいろいろな悪さをしているということがだんだん分かってきたのです。これは化学薬品と同じです。それで、そういうものがいろいろな形で人の体にも入りますし、細胞内に入ってくる。そして、生物のいろいろな変調を来すというような話がはっきりしてきました。そうすると、プラスチックというのは化学薬品で、それが海の中でいろいろな悪さをして生産性を落とすということをきちんと理解しなければならない時代に入ったなと、そのように思います。

その上で、今、厚岸町ではいろいろな手段を講じてプラスチックごみというものを少しでも抑止しようということをやっているということは、よく分かりました。それで、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画を見ましても、いわゆる漁業者の方が、海中にある廃プラスチックの回収というものも行っているということが分かりまして、大変心強いわけです。

その上で提言なのですが、漁具のほとんどはプラスチックだと言っていいのだそうです。網だとかも、それからロープだとかも、全部あれはプラスチック、大きく言うと、ということだそうです。そういうものの、何ていうのですか、もう使わなくなったものが、これを適正処理するとなると結構費用がかかりますので、倉庫の隅にただ積み上げてあるという状況もあるようです。こういうようなものについても、町が本人の負担を

なるべくかからないようにして、適正に処理するような方策をつくっていくことが大事でないかと、そのように思います。

それからもう一つは、私自身がものをやるときにもそういう傾向があるのですが、多少傷んできてもまだ使えるというものについては、もったいなくて捨てられない、更新しない、そういうことはよくあります。これが水中で、かけらが水の中を泳いでいくと粉碎されて、マイクロプラスチック、ナノプラスチックになっていくおそれがある。そうすると、ある時期でもって漁具はどんどんと更新しなければならない。そういうことが見えてきたのではないか。こういう点についても、やはり本人に負担のかからない状況でそういうことがスムーズに進むような施策というものが大事でないかと、そのようにと思いますが、この点いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ご質問の部分でございます。

日本はそもそも海洋立国ということで、周りを全て海に囲まれた島国でございます。我が日本が長く発展していくためには、これら海を守り、育てて、そこで私たちが生活していかなければならないというのは昔から続いてきたことでもあります。

その中で、今お話のあった部分、海の環境が変わってきていて、今まで考えられなかったプラスチックが、ひいては人間の人体にまで影響を及ぼす可能性も出てきているといった部分、本当にこの今回の海づくり大会の一つの大きなテーマとして、この北海道から広く発信していくということで、すごい大変意義のある大会でありますし、それを十分生かしていかなければならないと担当としても理解をしているところであります。

その中で、今ご提言のあった、今まできちんと処理をされずに放置されていたであろう、そういったものについての厚岸町としての政策展開、こういった部分については、特に水産系の廃棄物も含めて、ちょっと私どものその水産サイドの政策としては、今はまだ具体的なものは持っておりませんが、そういった部分は強く受け止めながら、町の総合的な廃棄物対策、政策といった部分も含めて今後研究、検討して、強く進めていかなければならないと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それはよろしくお願いいたします。

それで、プラスチックというものが、実は何かこう固まりのものではなくて、目に見えないような微粒子になって化学薬品としての働きをするということが分かってきました。それで、そういう化学薬品と言われるもの、合成化学物質と言われるものは、何もプラスチックだけではないです。いろいろな薬品や、それから私、前からずっと主張してきて、今回町長もそれについて答弁で触れてくださっているせっけんと合成洗剤の問題なんていうのもまさにそういうことですよね。

それでお聞きしたいのですが、合成化学物質の中の代表的なものに、農薬というものがあります。それで、厚岸町にはゴルフ場があります。このゴルフ場等、厚岸町は町内

にゴルフ場ができたときに、ゴルフ場から流れて出る農薬について、環境に何か影響が出ないかという懸念を払拭するために公害防止協定を結んでおりましたが、現在どのようなになっているのでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 町内のゴルフ場の農薬使用に関わります公害未然防止協定についてでございます。これにつきましては、経営者が変わった段階でも同じような形でこの協定を結んでおります。農薬の使用につきましては、年1回農水省のほうで検査をしており、それを町のほうでも確認をしているところでございます。という内容になっております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 現在の公害防止協定は、主体は厚岸町とどこなのですか。それから、それはいつ締結したのですか。

何でそんなことを聞くかということ、2020年から29年までの環境を守り育てる基本計画、これの41ページ見ますと、公害未然防止のため協定を結び、履行しますと書いているのです。今ある協定が今あるという書き方でないものですから、それでちょっと引っかかったので、このあたりきちんと説明してください。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 現在、平成18年7月5日に厚岸ゴルフクラブから新釧路クラブに経営移譲されております。これにつきましても、内容は全て同じような形でこの契約を結んでいるという内容になっているところでございます。平成18年7月5日に協定を結んでおります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 平成18年というのは、西暦何年ですか。こっちは西暦でしか書いていないのです。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 西暦でいきますと、2006年です。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 この基本計画の文言がちょっと、何ていうのかな、よく分からない。現在な

のか、これからなのかがさっぱり分からないような書き方になっていますので、それで私も迷ってお聞きしたので、他意はございませんから。

それで、次お聞きします。今お聞きして、いわゆるこれはいいチャンスであるから、いろいろなことをやっていくという部分なのですが、そこでお聞きするのですが、まずカキセンターに関して町長の答弁の中に具体例が載ってました。カキセンターに関しては、今回、何か老朽部分の補修とか機器の交換とかという書き方だけなのでちょっとよく分からないのですが、もうできてから大分の時間がたってます。そうすると、これを、何ていうのですか、長寿命化というのですか、直し直し使っていかなければならないという要素は相当出てくると思うのです。それで、これは耐用年数の問題が絡んでますし、それから、あそこには非常に高度な電子的な機械もありますので、乱暴に扱ったから壊れた、丁寧に扱ったからもったというような種類ではないと思いますので、どのどれがどういうふうに壊れるかなんて予測はできないでしょうけれども、大体全体としては、毎年このぐらいの補修費を使っていけば間に合うのではないかというようなものというのは、経験上出てくると思うのです。そういう、何ていうのですか、長寿命化計画みたいなものはつくってありますか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） カキセンターの部分のお尋ねでございますけれども、計画期間という部分でいきますと、私も毎年総合計画の中で挙げさせていただいている3か年実施計画の中で、おおむね老朽化して機器の交換が必要な各種検査機器であるとか、あと餌料培養に使う機械であるとか、あと暖房機器、ボイラー、そういったもの、大体耐用年数と使用の状況によって、ほぼほぼ交換の頃合いというのもつかめますし、そういった部分については、年次計画で上げさせていただいているというような状況になっておりますし、幸いなことにそういった部分での北海道からの支援等もいただいた中でやらさせていただいているところもありますので、カキセンターの今後の長寿命化計画という中では、何とかといいますか、まあまあ今後も順当に施設は維持できていくのだらうなと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それから、厚岸には博物館ないし博物館的施設としては、すぐ思いつくのは、海事記念館、郷土館、開拓記念館、そして水鳥観察館とあります。それらは、やはりここで町長の答弁でもおっしゃっているように、招待者等の視察が予想される施設だと思うのです。それから、また町民に対しても、これを機にそれぞれの存在意義をきちんと知ろしめすチャンスでもあると思うのです。

まず海事記念館からお聞きしますが、これは小さな話なのですが、海事記念館はこの数年、玄関から出入りできないですよね。

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（川越課長） お答えさせていただきます。

玄関というのは、通常どおり機能しておりますし、おっしゃっているのがもし中央の部分の開き戸の部分であれば、あの部分につきましては、大型の展示物の出し入れ等に使用するために設置しております。現在、利用者につきましては、その向かって右手に当たりますスライドドア、それと普通の引き戸、そちらから入館していただくような体制になってございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 この中央のそれ、使ったことがありますの。この頃。ついぞ見たことないので。それから、当初はあそこが正面玄関だったような記憶があるのです。あそこがこう開いて、その前にちょうど情報館の玄関みたいな飾りでもあって、出入りしたほうがずっとかっこいいのではないかなと思うのですけれども。そういうことは、海事記念館の担当者は考えてないのかな。

今回、こういうようなのでお客さんが相当来ると思うのだけれども、そういうときにあの今の状況だったら、何だか裏口から入れられているような、今日開いているのだから開いていないのだからはっきり分からないような雰囲気がありまして、そのあたりも十分考えていただきたい。これは、要望です。

それで次行きます。海事記念館は、海に関する海の博物館ですよ。そうしたら、今回のこの行事に関しては、相当大きな中核的位置を示す博物館だと思うのです。その海事記念館がいわば音頭を取って、何も海事記念館1人でやれとは言いませんが、講演会でもシンポジウムでも、そして特に海の話に関すると、こういう行事のときはきれいな話ばかり出ませんが、現実の漁業者の話聞けば、赤潮が出る、昆布は先枯れになる、サンマは取れなくなる、魚種交代だといって、今まで取れなかったような魚がどんどん出てくるけれども、ほかのほうにはそれをきちんといい値段でもって売するための設備も、またノウハウもない、そういう中でみんな苦労しているわけです。その中でこの次、それこそ豊穡の海をつくっていくにはどうしたらいいかという、その指針を出すのではないかなというようなことを言うのは、これ産業課の水産係だけではなくて、海事記念館ではないですか。そういうものが全く見えてこない。お答えいただきたい。

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（川越課長） お答えさせていただきます。

まず入り口の関係につきましては、十分来た方が入り口を裏口と間違えないような形で工夫してまいりたいと考えてございます。

それと、海事記念館は、博物館・科学館の内容を兼ね備えた、まさに海のことを展示をする施設でございます。その中で、私も今般、海づくり大会に際しまして、実は同じ生涯学習課の中で、この後新年度予算でも出てまいりますが、海に関する講演会、これを海事記念館の主催のみならず、生涯学習課として何かできないかということで、後は

ど出てまいります、水中写真家の中村征夫さんという方の講演会、それと海の大切さを訴えるための写真展をこの後予算で審議いただこうと思っておるところでございます。

海事記念館のまず役割として、今おっしゃったような海の歴史ですとか、この先の、先ほどもおっしゃられたプラスチックの関係、例えば漁網は昔はプラスチックではなかったとか、そういう展示ができないかという部分につきましては、館の中で今、検討を進めている段階でございます。そういうものを海づくり大会のためにいらっしゃる町外の方々にどのように現状を見ていただけるのか、これは先ほど申し上げた情報館のイベントとはまた別に、海事記念館、博物館としての役割りとして、どういう展示ができるかについて、今ご質問あったような検討をさらに煮詰めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 後、何分ぐらいありますか。

●議長（堀議員） 25分です。

●室崎議員 そうですか。

それから、同じような観点で、水鳥観察館のほうにもお聞きいたします。

水鳥観察館というのは、あそこに行って鳥を眺めて帰ってもらうだけの施設ではないですよ。湿原の持っている価値、重要性、それをきちんと分かりやすく、少なくとも来館者に説明のできる博物館ですよ。そういう観点から、今回、厚岸町ラムサール登録シティ、全国で7 番目だったか9 番目だったか忘れましたが、非常に早い時期になっていますよね。この湿原というものが持っている海の生産力、豊穡の海に寄与する力というのは、物すごく大きいわけです。そういうようなことについても、これ一番分かりやすく説明のできる施設は、水鳥観察館なのですよ。

そういう観点から、今回の行事について、水鳥はこういうことをやっていきたいというものがありましたら教えていただきたい。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 水鳥観察館の関係でございます。今、議員おっしゃったとおり、水鳥観察館の目的、役割りとして、湿地・水鳥等の保全保護及び賢明な利用の部分の指導とか、啓発活動、研修活動に伴う普及啓発に伴う業務という部分も大事なところでございます。今回、さらに厚岸湖、それから別寒牛湿原の学術奨励金というのもうちでやっているところでございます。昨年の12月の18日に講演会を開きまして、海鳥につきまして、これ講演させていただいております。これにつきましても、今回を契機にいろいろな報告がございます。さらに今、4 月1 日まで募集をかけている学術奨励金の部分もでございます。それらも含めて、今年度講演会を開催したいと、今、計画を持っ

ているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 大いに期待してますので、もう海事記念館も、それから水鳥観察館も、その存在意義を高らしめるような事業を展開していただきたい。これよろしくお願いします。

それから、今回の、ちょっと戻るような形で悪いのですが、この北海道大会の説明を見ていきますと、放流というのがございます。放流は2品目でしたか。マツカワとホッケイビですね。それに準じるような形であと4品目行われているわけですが、その中にマナマコというのが入っているのです。ナマコです。そのマナマコというような言い方でいうと、このあたりのナマコと言っているのはキンコでないかと思うのですけれども、それは私はあまり詳しくないのですが、漁獲物の厚岸町の統計で一覧表を見たのですけれども、ナマコは入ってないのです。それで、厚岸で取れないものを厚岸で放流するのかと思ったのです。これちょっと説明してくれませんか。

それで今日、町長の行政執行方針を聞いていたら、今なくても、厚岸海域で増養殖が可能でかつ漁業経営として成り立つ魚種の摸索をするという言い方をしているのですが、そういう意味の中にこれ入ってくるのですか。そのあたりを含めてご説明をいただきたい。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答えします。

基本計画の中の大会計画の放流魚種の中にあるマナマコのお尋ねでございますけれども、今回の豊かな海づくり大会、開催都道府県が北海道という形の中で実施をさせていただくことになっております。それで、開催地は厚岸ということでもありますけれども、この大会までにリレー放流というような北海道実行委員会の事業メニューというのがございまして、各北海道内の地域に適したというか、そういう地域の特産の魚種をその地その地でリレー放流をやりながら、豊かな海づくり大会を機運醸成をして盛り上げていくという趣旨の中の北海道委員会の魚種という位置づけでナマコが示されたというような形で、恐らくこれは、道南のほうのエリアで放流イベントがあったときにこの魚種をされるのだろうと認識しておるところでございます。

また、先ほど執行方針の中の新たな魚種の摸索という部分がありましたけれども、今やはり遠洋漁業がこういった部分になってきている以上は、やはり沿岸の増殖魚種にやはり向かっていかなければならないと今考えているところは多分にあるのですが、釧路市であればサーモントラウトですとか、そういった新たな魚種を試験養殖をしてやっているという動きもあります。道東海域に適した魚種というのがどういうものがあるのかという部分も含めまして、今、ウニとかでいけば、陸上養殖という試験も試みておって、結構そういう、何ていうのですか、おがりが早くて、4年でおがるのが2年でおがるのかというような研究もされています。そういった部分の知見も得ながら、新たな方

向性を見つけていくといった意味も含めた執行方針ということでご理解をいただければと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 成長が早くて、非常に効果のあるものを作っていくと、そういうことですね。

それでもう一つ提言なのですが、ブランド化ということをやはりおっしゃってますよね。大抵の場合には、ブランド化というと、その物品そのものを考えるのですが、これは私のほうからちょっと見つけた一例の報告なのですが、宮古市に重茂漁協というのがあるのです。「重たい」に、それから「茂る」という字かな。ここは、非常に強くせっけん運動をやっているのです。合成洗剤追放をね。そして、漁協として川にあっちこっちに大きな看板を立てていて、ここは合成洗剤を使わないということを申し合わせているから使わないでくれと。この地域のお店屋は、どこ行っても合成洗剤売っていないそうです。というようなことを漁協が中心になって進めてきたのです。そのことがきっかけとなって、全国展開している大きな消費者団体がこのものを買おうと。この漁協の産物を買うというような形で今提携しているというようなものも聞きましたので、厚岸町の環境政策というものも、そういう、何といいますか、消費者と組んでものを進めるための大きな武器になるということも、例がありますので、これについてもご検討いただきたいと思いますが、いかが でしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 私、今、重茂漁協のお話は、ちょっと初めてお伺いしたところです。ちょっと詳しい情報等は持ち合わせていないので、それについてちょっとお答えすることは難しいのですが、そういった今の御提言、速やかにちょっと調べさせていただいて、水産サイド1人でできるかどうかという部分も含めて、役場庁内の関係部署、さらには漁組の組織とも検討しながら、ちょっと可能性については前向きに探っていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 このあたりでやめますが、それで今言ったような環境保全から始まったいろいろなものについて、地元にある臨海実験場の助言なり指導なりを仰いでいくことは、専門家の意見を聞いていくことは、非常に大事だと思うのです。特に臨海実験場とは、やはり確かに物すごく長い名前なのでちょっと前のほう省いて言っているのですが、地域連携協定結んでますよね。そういう意味からも、いろいろと厚岸町が進めようというものに参考になるような話を聞くことができるのではないかと思いますので、この点十分意を払って進めていただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょう。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 北大の仲岡先生の関係で、マイクロプラスチックについても仲岡先生研究されていると、論文も発表されております。さらに令和2年、3年に、海事記念館の子どもクラブにおきまして、マイクロプラスチックに関する取組を仲岡先生が来ていただいてセミナーをやっているという部分で、先生との関連がかなり強いという部分でございます。やはり地元にそういう先生、北大のいっぱい人脈もあるということで、連携を密にしながら今後進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 以上で、3番、室崎議員の一般質問を終わります。

休憩といたします。

再開を午後3時30分といたします。

午後2時59分休憩

午後3時30分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

●議長（堀議員） 次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤委員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問いたします。

最初に、消費税インボイス制度についてです。

消費税インボイス制度が本年10月1日から実施されようとしています。これによって、町も事業者も忙しい中、人手が割かれ、事業者の業務の負担、経費の負担も増えることが予想され、事業廃業も視野に入れる事業者もいると聞いています。厚岸町民の暮らしと経営を守るために、インボイス制度の延期・中止の申入れを国に対して行うべきと思うが、どうですか。

2、役場における各会計の事前準備事務作業の進捗状況はどうなっていますか。各会計での登録番号の取得状況はどうなっていますか。

町として、納入業者や請負業者から入手するインボイスについては、相手方の協議などはどの程度まで行われていますか。また、現在免税事業者である方々との取引が、登録番号を取得できないという理由から打ち切られることはおかしいと思いますが、どう考えていますか。

次に、マイナンバーカードについてです。

マイナンバーカードの取得は個人の自由であるとしておきながら、カードの普及率の高い地方自治体の地方交付税を増やすなどの競争をさせ、カード取得を強制しているかのような国の政策に疑問を感じますが、どうですか。

マイナンバーカードによって、地方自治体が持つ個人情報と国や民間の情報が関連づけられれば、所得や資産、教育や健康状態はもとより、思想・信条、交友関係、行動履歴などもプライバシーが丸ごと国に握られることになります。サイバー攻撃も刻々と進化しており、個人情報が漏洩する危険性もあります。町ではマイナンバーカードの取得を町民に対してお勧めしていますが、もしマイナンバーカードの情報が漏洩した場合、町が責任を取れるのですか。

マイナンバーカードの健康保険証利用が可能とのことですが、紙の保険証も発行されると聞いています。業務が煩雑になることが予想されますが、町はそれに対応できますか。

次に、矢臼別演習場における米海兵隊実弾射撃訓練についてです。

米海兵隊の訓練移転目的は、沖縄県道越え、射撃訓練と同質同量であることが、矢臼別演習場周辺住民への約束であったと記憶しています。演習の規模も中身も年々拡大されてきていますが、そのことについてどう思いますか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の消費税インボイス制度についてのうち、（1）の「インボイス制度の延期・中止の申入れを国に対して行うべきと思うが」についてであります。インボイス制度の導入については、事業者の準備に係る負担を考慮し、令和元年10月の軽減税率実施から4年間の準備期間のほか、本年10月1日の制度開始から令和11年10月までの6年間、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置が設けられているところであります。

制度導入に当たっては、国税庁ではオンライン説明会の実施やコールセンターでの相談、経済産業省ではソフトウェアやハードウェア購入などの導入支援のほか、町内で事業所を対象とした制度の説明会をこれまでに4回、本年度も11月15日に生活改善センターで説明会を実施したところであり、厚岸町商工会でも確定申告に合わせ、会員への周知や相談対応を行っているところであります。

制度の導入後、免税事業者においては、適格請求書発行事業者として登録し課税事業者とならなければ、課税事業者との取引の際、仕入税額控除ができないという理由で敬遠され、売上げが減少し事業継続が困難になることへの懸念がある一方で、課税事業者としてインボイスを発行することにより安定的な取引ができ、取引を拡大するメリットも考えられることから、現在、厚岸町では、免税事業者からのインボイスの延期や中止を求める要望はないと経済産業団体からお聞きしておりますので、現段階において延期・中止を求める考えはありません。

次に、（2）の「役場における各会計の事前準備事務作業の進捗状況、登録番号の取得状況はどうなっているか」についてであります。現在までのインボイス対応に係る事業の進捗状況は、昨年6月に企業会計を合わせた全会計において、町が売手としてインボイス対応が必要な収入の精査を行っており、システムの改修が必要なものについて

は、制度開始前の本年9月30日までに必要な改修を終える予定となっております。

また、登録番号の取得状況については、インボイス対応が必要な一般会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計において既に取得済みであります。

制度開始後は、町がインボイスへの対応を行わなければ、買手となる課税事業者が仕入税額控除を受けることができなくなるため、事業者に不利益を与えることがないよう、しっかりと準備を行い、対応してまいります。

次に、(3)の「納入業者や請負業者から入手するインボイスについて、相手方との協議や折衝はどの程度行われているか。また、免税事業者との取引が、登録番号を取得できないという理由から打ち切られることはおかしいと思うが」についてであります。一般会計については、消費税法第60条第6項の規定により、売上げと仕入れの消費税額を同額とみなすこととされており、消費税の申告及び納付が免除されていることから、買手として物品等の納入業者や業務委託、工事請負業者などに対しインボイスの発行を求めることはありません。

また、一般会計における免税事業者との取引については、繰り返しになりますが、消費税の申告及び納付が免除されていることからインボイスの発行を求めることはなく、登録を受けていないことを理由に取引を打ち切ることもありません。

一方で、消費税の申告及び納付が必要な簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計については、取引先がインボイスの発行事業者ではなかった場合、仕入税額控除を受けることができなくなり、消費税の負担が増加することから、当該業者との取引について検討が必要であると考えております。

なお、消費税法第9条に規定された小規模事業者で、消費税の納付を免除された事業者であってもインボイス発行事業者として登録は可能であり、その選択は事業者の任意であります。

続いて、2点目のマイナンバーカードについてのうち、(1)の「カード普及率の高い地方自治体の地方交付税を増やすなど競争をさせ、カード取得を強制しているかのような国の政策に疑問を感じるが」についてであります。国は、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映するとして、地域デジタル社会推進費のうち、マイナンバーカード利活用特別分として、500億円を増額計上しております。

この500億円については、全ての市町村において基準財政需要額を増額するよう算定し、その上で、マイナンバーカードの交付率が、上位3分の1の市町村が達している交付率以上の市町村については、当該市町村の交付率に応じた割増率によって算定するとしております。

この措置については、マイナンバーカードの交付率が高いほど、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多く生じるためとのことであり、カード取得を強制するものではないと認識しております。

次に、(2)の「町ではマイナンバーカードの取得を町民に対し勧めているが、情報が漏洩した場合、町が責任を取れるのか」についてであります。マイナンバーカードに記録されているのは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真の券面記載事

項等であり、税や年金などの情報は記録されておられません。

また、マイナンバーカードを紛失しても、多重のセキュリティ対策により、他人が悪用することは非常に困難な仕組みになっているほか、24時間、365日体制で対応しているコールセンターに連絡することで、カードの一時停止処置の対応が可能となっております。

万が一、町が行う事務において、マイナンバーの情報漏洩が発生した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、被害の防止拡大や事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施の措置のほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報等の取扱いに関する監視・監督などを行うために設置された個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行います。

町では、情報漏洩対策として、マイナンバーを取り扱うシステムの分離や操作する職員を限定するなど、必要な対策を講じておりますが、今後も対策の一層の強化に努めてまいります。

次に、（３）の「マイナンバーカードの健康保険証利用が可能とのことだが、紙の保険証も発行されると聞く。町はそれに対応できるのか」についてであります。マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認は、令和３年10月20日から運用を開始されているところでありますが、現在、町においては毎年８月１日から７月31日までの有効期間である国民健康保険証と後期高齢者医療被保険者証を交付しております。

国は、令和６年秋に紙等の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードでの受診を基本とする方針を打ち出しており、令和５年２月７日に開催された、総務省、厚生労働省と関係機関などで構成するマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会において、デジタル庁は中間取りまとめの結果を公表したところであります。

中間取りまとめでは、紙等の健康保険証廃止後の資格確認の取扱いについては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とすることとしておりますが、マイナンバーカードを保有していないことにより、オンライン資格確認を受けることができない方については、氏名、生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により、被保険者資格を確認することとされております。

資格確認書は、本人の申請に基づき書面または電磁的方法により、保険者から速やかに提供することとなっており、資格確認書の有効期間は１年を限度として各保険者が設定するもので、様式は国が定める内容となっております。

また、令和５年２月24日に開催された、社会保障審議会医療保険部会の中で示された内容として、発行済の健康保険証については、令和６年秋の紙等による健康保険証廃止後、１年間有効とみなす経過措置を設ける内容となっております。

ご質問の「業務が煩雑になることが予想されるが、町はそれに対応できるのか」については、資格確認書の具体的な事務手続等は、現在のところ示されていないため、今後、国や北海道からの通知に基づき適切に対処してまいります。

なお、紙等の健康保険証が廃止となったとしても、健康保険の切替えは、従来どおり窓口での手続が必要となるため、町広報紙等で制度の周知を行ってまいります。

続いて、3点目の「矢臼別演習場における米海兵隊実弾射撃訓練について、演習の規模も中身も年々拡大されているがどう思うか」についてであります。矢臼別演習場における、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施につきましては、平成9年度から沖縄の負担軽減として実施されており、本年度は1月25日から2月2日までの8日間で実施され、人員、砲数等の訓練規模は、令和3年度とほぼ同様でありました。

これまで、訓練前には、北海道と関係4町で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議から北海道防衛局長に対し、これ以上の訓練の拡大がないことの要請を行っているほか、周辺の酪農地域への負担を踏まえ、夜間の実弾射撃訓練については行わないこと、強いて実施する場合は、短日数・短時間とし、午後9時30分までには終わることを要請してきております。

町としては、国による防衛政策としての訓練は不可欠であると理解する一方で、地域の皆さんにとっては、事故の発生や騒音、振動等に対する不安があるものと認識しており、安全確保と不安解消が図られるよう、適切な訓練の実施について、今後も矢臼別演習場関係機関連絡会議を通じて要請してまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 まず、インボイスのことです。

お答えの中で、課税業者になったことで経営も安定、安定的な取引ができてという拡大をメリットにする考えもあるというようなことも書かれていたのですが、これは課税業者、今まで免税で、結局は納めないで済んでいた。それほどの収入ではないから免税業者になっているのですが、その場合に、話を聞くとところによると、1カ月分の収入が消費税として持っていかれるという話なんかも出ている人もいます。そういう状態の人が結構いるのですが、免税業者である人たちというのは、インボイス登録を取得されて課税業者になり、消費税の申告義務が生じたことで、明らかに消費税増税、さっき話しましたが、増税になるわけなのですが、そういう相談というようなことは町のほうには寄せられてはいないのですか。さっき、何か寄せられていないような話をしていましたけれども、その辺はどうなのでしょう。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 私ども観光商工課には、そういった意見を寄せられておりませんし、商工会のほうにもそういう話はないというように認識しております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 このインボイス登録を取得すると、2年間は免税業者に戻れないということになっていますよね。そういう意味で、自分の経営がどうなのかということ悩んだり、今聞いてましたら、町としてはそういう免税業者であってもしっかりと取引をすると

いう内容のこともありましたので、そういう意味では何とかなっているのかなと思いますが、そうでない場合もありますよね。厚岸町の場合は、結構免税業者という数が多かったのではないかと思いますのですが、産業構造なんかも結構いろいろな意味で、お店なんかも脆弱なところがあると思うのですが、これがきっかけになってお店をやめるとか、それから何年後になったらもう仕方ないから、消費税が上がることによって、このインボイスが出てきたのは、複数税率になったからですよ。ですから、そういうなってくると、税率がもっと上がってくると、いや、いいや、もう誰もいないからやめみたいなことで、町が疲弊していくということもあると思うのですけれども、そういうことに対しての対応というのは、どう考えているのですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 町内400事業者ほど中小企業あるのですけれども、その中で約150事業者が免税事業者ではないかと、これは推測ですけれども言われております。今のところ30事業者ぐらいがインボイスの登録をされているということでありす。このインボイス制度については、国税庁のほうでも、これはご自身の事業実態に合わせてインボイス発行事業者の登録を受けるかどうかを検討してくださいということで、これは受けるかどうかは、事業者の任意ではあります。それで、経過措置というのも、これから6年間設けられておりますので、こういった6年間の経過措置の中で事業者がどちらを選ぶかというのは判断をしていってもらえればなと私も考えております。町内の小売店の声として多いのは、中小企業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により売上げに関わる消費税税額を基礎として、仕入れに係る消費税を算出することができる簡易課税制度、こちらのほうを選択する方が多いということから、その場合は、インボイスの保存等々は不要ということとしております。そういった観点から、町内の事業者からは、インボイスのそういう相談等というものがないのかなというように認識しております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そうですよ。経過措置ありますよね。6年間あります。その間は簡易課税でいってもいいです。その後、本課税になりますよね。そうすると、その6年後にいろいろな書類を全部そろえていかなければならないのです。最後は。結局、消費税の課税業者になるために。だから、書類を6年後に、続けるかやめるかの二者選択になってしまうのではないかと思います。そうすると、余計地域が疲弊するような気がするのです。だから、なぜ今のままでいけないのかなと思うのですが、そうなったときに厚岸町はどう考えてますか。地域が本当に疲弊していくのではないかと、そういう心配があるのです。その辺は、どうですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） このインボイス制度の関係ですけれども、軽減税率実施が令和元年の10月からということで、約5年、令和5年の10月から開始ですけれども、約といいますか、4年間の準備期間があったということと、また経過措置というものの今後6年間の免税措置期間があるということで、準備期間等々については、10年間準備期間といいますか、それまで10年間あるのかなと思います。その中で、確かにそういう懸念もあるとは思いますが、そういった今声が聞こえてきてないというのもありますし、あとそういったことが必要だとか、そういう相談というか、そういうものも私どものほうでもそうですし、商工会ですとか、そういったところでも随時相談というものを受け付けておりますので、その辺はそういった相談体制というものを引き続き続けていきたいなと思いますし、町が疲弊するかもしれないということだと思っております。疲弊すると言ってしまうと、それ本当にインボイスが原因で本当に疲弊するというものでもないと思いますし、そこら辺については、そういった例えば延期ですとか、中止ですとか、そういう声、もし事業者ですとか、あと産業団体からそういうお声が、相談があった場合、町として検討させていただきたいなと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当はこれは国に散々文句言いたいのですけれども、何のためにこういうインボイスなんか入れてきて、免税業者をどんどん課税にして、それから中小の、それか、個人事業者の先行きを見えなくするような政策をするのかすごく腹立たしい思いがします。それを町に、これ以上町を責めても仕方がないのですけれども、ただこういう問題もあるのだということは、それからこれからいろいろな消費税の問題で、インボイスの問題で大変になってくる、相談もあるということは、心に留めていってほしいと思います。消費税は福祉に使われる財源だと、そういう論調があることは知っています。しかし、法律上、消費税は、福祉目的税になっていませんし、ご存じのとおり消費税を上げ、法人税を下げたのが実質なので、それも含めて町にとって消費税、インボイス制度、この問題がどういうふうこれから影響を受けてくるのか、影響してくるのかも含めて、商工会も含めて、ちょっと考えていってほしいと思いますが、どうですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 議員言われるように、そういうことを頭に入れながら、行政運営というものをしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 次に移ります。

次、マイナンバーカードです。マイナンバーカードなのですが、本当にこれ心配しているのですけれども、先ほどもいろいろ答弁ありましたけれども、マイナンバーカードの保険証としての利用するとの報道もあるし、厚岸町の医療機関、薬局にとっては、読

み取り機械の導入等の準備が町立病院の場合はできているという話なのですが、実態把握はどうなっていますか。町立病院だけでなく、ほかの薬局とかどういう状態になっているのでしょうか。その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

町立病院ほか、中村歯科医院と、あとさくら薬局が導入しているという状況でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 マイナンバーカードを保険証として利用してもらう上でちょっと心配していることがあるのですが、少し具体的に伺いたいと思います。町立病院はいらっしゃらないかな。会計窓口で機械の操作に不慣れな人や障害のある人には、マイナンバーカード読み取り機の操作に職員の手助けが必要と思いますが、窓口はどう、混乱しませんか。その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 私のほうから、病院ですので、運営についてお答えさせていただきます。

まず、マイナンバー登録でやる手順ですけれども、基本的には、そのカードを一応受付の者がちょっとお借りさせていただいて、そこで一緒に説明させながら、こうやってやりますよというようなことで対応しておりますので、全部任せきりでなくて、職員がそこに介助しながら登録の事務を進めているということでございますので、支障はないと認識しております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 人数が増えてきた場合でも、それに対応する職員が必ずいるということなのですね。そうしたら大丈夫と、心配しないで患者さんは来てくださいということではないのですか。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） まず手続ですけれども、並んでやるですとか、そういったことはなくて、会計の段階でそういった登録のことをやられるということなので、一人一人必ず対応しますので、そういったことは問題ないということでございます。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 それと、マイナンバーカードを持って歩けば、紛失や盗難のリスクが大きくなるのですが、現在の保険証なら紛失しても、短時間で再発行が可能となると思うのですが、マイナー保険証は再発行したらどのくらいかかるのですか。その間、どのような診療対応となるのですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

もしマイナンバーカードが紛失した場合でございますが、その発行する期間まで約 1 か月か 2 か月ぐらいかかると思われます。その間は、資格証明書を発行して、その保険証の代わりということになる内容でございます。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 それは、すぐ発行されるのですか。保険証の場合、二、三日なのかな。それはどういうふうな対応なのだろうか。すぐ発行されるのか、それとも保険証みたいな対応で何でもないのであるか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） カードの発行でございますが、今、国のほうでは、特急発行ということで申請をしていただいて、それから、今までは町のほうで皆さんに交付するというところでございますが、国から直接送られるような仕組みに今内容を考えていまして、それでいきますと約 1 週間ぐらいで発行する内容でございます。その間につきましては、窓口に来ていただければ、町のほうに、資格証明書をすぐ発行するような仕組みとなっております。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 そうしたら、緊急の場合でも、そうか、町に資格証明書もらえば大丈夫ということなのですね。それからこれ過去にあった全道ブラックアウトの災害時に、停電や機器の故障が生じれば、マイナー保険証は使えなくなるのではないですか。そのときはどうします。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時 07 分休憩

●議長（堀議員） 再開します。

副町長。

●副町長（石塚副町長） 停電時、災害当時の場合もそうなるかと思いますが、これまで健康保険証の確認については、災害等については、これちょっと災害の場合です、保険証がなくても病院にかかって、事後で確認するという通知が来ていることもございますので、そういった方法もあるかと思いますが、ただ、現在、ご質問された内容については、まだ国のほうからそういう取扱いが来てないということですので、これまでの対応としてちょっとお答えさせていただきます。

あと、保険証が何らかの理由でない場合については、医療機関から保険者、例えば国保であれば厚岸町、社会保険であれば協会けんぽ等に医療機関から確認するということも可能にはなっております。ですから、そういった場合には事後確認になるか、その保険者に直接医療機関から確認をするということも可能かと存じます。

すみません、まだちょっと国のほうからそういう細かいものが来てないようなので、ちょっとこの程度の答弁になりますが、そういった対応は可能だと認識しております。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると、今ある保険証の情報は、別にマイナンバーカードでなくてもつながって取ることとはできるということなのですね。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 保険者に確認、結局保険者の情報として持ってますので、保険者のほうの機械が動いていれば、確認することは可能かと思っております。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 だから、こうやってみたら別にマイナンバーカードにしなくてもいいのではないかという感じがするのですけれども、保険証とつながらなくても。

それともう一つ、マイナンバーカードの更新の手續中のことについてなのですが、電子証明書の有効期限は5年ごとに更新が必要と言われてますよね。マイナンバーカード自体も、未成年では5年ごと、それから成人で10年ごとに更新が必要とのことですが、この更新期間中の診療対応は、どういうことになるのでしょうか。

●議長（堀議員） 休憩します。

●議長（堀議員） 再開します。

町民課長。

●町民課長（堀部課長） 大変お時間をいただきまして、申し訳ございません。

ただいまの質問でございますが、カードの期限、有効期限切れる 3 か月前に、国から本人のほうに通知が行きまして、その間はそのカードの有効期間ということになります。もし切れた場合にも、本人が役場窓口のほうに来て、本人確認とあと暗証番号を教えていただければ、その場で更新の手続きができるという状況になってございます。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 何かすごい面倒くさいですね、正直。今、ハッキングの技術の、さっきも何か変なの来てましたけれども、ハッキング技術の悪意を持った進歩によって、保険証情報から受診履歴や病歴、それから薬歴、薬の履歴が流出する危険性が高まるという可能性があるのです。政府の個人情報保護委員会というのがありますが、そこに2017年から2021年度までで5万6,541人分の情報漏えいが寄せられているそうです。個人情報の流出防止策をどのように講じていくつもりなののでしょうか。厚岸の場合はちょっと無理なのかな、その辺どうでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今、ご質問者おっしゃいました個人情報保護委員会の報告件数でございますが、これはいわゆるハッカーと言われるような、そういったものによる情報漏えいのみならず、その事務を取り扱う担当者が、例えばUSBを持ち出してそれを紛失したですとか、個人番号と個人情報が記載された、いわゆる特定個人情報と言われる名簿類を紛失したですとか、そういったもろもろの件数を合わせた数と認識してございます。ご質問者がおっしゃいました、そういったサイバー攻撃的な情報漏えいにつきましては、マイナンバーに限らずその危険は常に存在するものと認識しておりますし、この個人番号、この10桁の個人番号といろいろな、それぞれ個人の特定の税ですとか医療関係の情報ですとか、それはひもづいている、関連づいていると、ひもづいているという状況にはなっておりませんので、個人番号は個人番号、そういった医療情報というのはそういった医療機関ですとか、そういったところで別々で保管しているという状況にありますので、マイナンバーカードになったからといって、そういった情報が漏れやすくなるというような状況にはなっていないというふうになっております。

それと、厚岸町における個人情報の漏えい対策についてでございますが、これまでの質問でも何度かお答えさせていただいておりますが、まず情報を取り扱う資料によりまして、そのインターネット回線ですとか、行政専用接続回線、それらによるシステムの

利用を区分して、外部からアクセスが容易でない仕組みづくり、それとそういったシステム端末を使う職員を限定して、誰でもが使えるような状況にはしない、さらに使う場合には、パスワードですとかID登録、ものによっては指紋ですとか生体認証、そういったものを活用して、複数のセキュリティー対策、ログイン対策、ログインの手法を複数にすることによってセキュリティー対策を強化しているところでございます。

今後につきましても、ほかの事例に出ているような情報漏えいというような問題を起こさないように、今後も身を引き締めながら、そういった情報漏えい対策には、国からの指導ですとか助言等もございまして、そういったものを参考にしながら、なお一層努めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 私、本当にこれ心配なのです。正直、今、努めていくと言ってくれたのですけれども。

それで、今、国のほうでマイナンバーカードと、それから年金の口座ありますよね、あれをくっつけようというのがありますよね。何か通知があって、もしそれで、それに対してノーという返事がないと、全部くっつけてしまいますよという話ですよ。それもおかしな話なのですけれども、そうすると、もうそこからどんどんどんくっついて、それで自分の情報が流れていきますよね。このサイバー攻撃というのは、何せすごいです。いろいろなことやっています。

1点目は、住民の間に個人情報に本当に漏えいしないかという、こういう不安があるということです。それからもう一つは、世界の先進国では、カードを持つか、持たないか、カードを利用するか、しないかは、個人の基本的人権としっかり保障されているのです。なのに、日本は、適当に何か無理やり持たせるような、コマーシャルを持ちながら、ポイントで呼んでしまうみたいなことがあります。何が問題かということも知らせないで、リスクを知らせないで、メリットばかりで、今回は28日と言われたら、なだれ的にざっと作った方もいるそうです。けれども、そういうことも、国が文書送って、返事がなければ承諾されたとみなすみたいなこともやるし、だからどんどん拡大していくもので、口座番号しかり、介護保険証しかり、戸籍の送り仮名しかり、際限なく利用が広がるという心配もあると思うのです。それから、三つ目は、カード普及率の低い自治体には、地方交付税を削るペナルティーを用意する、自治体は忙しい思いしながら一生懸命作業してきた、なのにと、さっきは何かそれがそういう仕事のためと言っていましたけれども、そういうようなこともあります。そういう問題で、どの程度この心配とか、それから皆さんの思っていること、それからこういういろいろな情報がひもづけられていくとか、そういうことはどの程度把握をしているのかなと思うのです。

それともう一つは、岡山県でないのですけれども、岡山県の備前市では、市内の保育園・こども園保育料、小学校の給食を無償化など、世帯全員のマイナンバーカードを所得するのが条件ということを言い出しました。けれども、これは絶対厚岸ではやってほしくないと思うのですが、それも含めてお答えください。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） マイナンバーカードの安全性についてでございますが、まず口座のひもづけです。議員おっしゃいますとおり、その文書を送付して、同意しないというものが返ってこないものについては、自治体がひもづけしてしまうと。年金振込み口座をとっているものは、私も新聞報道等で、そういったものを今、国のほうで検討している、考えているというものは目にしておりますが、具体的に国のほうから通知文書等で正式にその旨はまだ示されていない状況になってございます。ですので、厚岸町としてどういった対応というのは、まだ全然、検討しているですとか、そういう状況になってございません。

あと、そのひもづける情報をどれだけ把握しているのかというようなことでございますが、マイナンバーの当初の、当初といいますか、規定されている法律では、社会保障と税と防災、この3点に絞られた利用ということになっておりますので、これらその関連する法律に規定されております事務で取り扱うものに限り、行政間での情報の連携、やり取りが可能となっている仕組みでございますので、これが民間の情報を活用するですとか、この行政の持っている情報を民間が活用するですとか、そういったことはまずないということは、ひとつご理解いただきたいと思います。

その上で、その情報というのは、いろいろ多種多様な、子育て関係ですとか、介護、老人関係、高齢者関係ですとか、いろいろな分野で使われておりますが、先ほど申し上げましたとおり、法律、行政手続の効率化に関する、ちょっと長い法律名ですが、その法律ですとか個別の関連法律においてその情報を活用する旨を規定されているもののみ使われるということになってございます。

それと保育料の免除ですとか、助成ですとか、そこに個人、マイナンバーカード取得を条件にするというようなことは、私もその報道ですとか、新聞か何かで見て承知はしておりますが、厚岸町といたしましては、そういった、それを条件にするということは、各施策において今のところ、今のところといいますか、マイナンバーカードの取得自体が本人の任意、判断によってなされるものでありますので、それを条件にするという考えは持ってございません。

●石澤議員 時間ありますか。

●議長（堀議員） 10分です。

2番、石澤議員。

●石澤議員 そういう意味でいったら、マイナンバーカードの問題点というのをやはり皆さんに知らせてほしいなと思います。メリットばかりではなくて、すごく問題。あと紙の保険証を残してほしいという声もたくさんあるのですから、町民の声をしっかり受け止めていただきたいと思います。今後の対応はどうですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　まずマイナンバーカードを用いてこういったことができるということの一つとして、今年度、電子申請ができるシステム導入ということで進めておりまして、来月の４月からその電子申請が使用できるということになりますので、こちらのほう、広報で今周知するように原稿のほう準備しているところでございます。その広報の中で、マイナンバーカードの安全性についても記載させていただいて、そのカードの説明をさせていただいておりますが、その危険性を周知という部分でございしますが、マイナンバーカードに限らず、例えばクレジットカード、これを紛失してしまうと、クレジットカードに書かれている番号、10桁だったか十数桁の。それと裏面に書かれているセキュリティコード、この二つの番号が書かれているカードですので、これさえ分かってしまうと誰でも悪用することができる。国いわくですか、マイナンバーカードよりも危険性は高いと。マイナンバーカードにつきましては、その券面記載事項だけでは悪用できませんし、それを使ってＩＣチップの内容を読み取ろうとすると、それが壊れる仕組みになっているのですとか、多重のセキュリティー対策が講じられているということで、安全性はかなり強調されているところでございまして、なかなかデメリットを周知すると、ちょっとどういったところがあるかなと考えているところですが、そういった安全性ですとか、利用シーンですとか、そういったものを含めて広報紙を通じて周知をさせていただきたいと考えております。

●議長（堀議員）　２番、石澤議員。

●石澤議員　クレジットと比べて出してきてくれたのですけれども、要はいろいろなものを周知してしまっていて、その情報が入っている、どんどん入れていきますよ、あなたの貯金通帳から病院のことが全部入るのですよということは、皆さんにはきちんと知らせたほうがいいと思います。国は知らせないで、適当に集めているのですけれども。どんな情報でも入るということです、マイナンバーカードには。それがとてもおっかないと私は思っているのです。だから、その辺はちゃんと知らせてほしいと思う。どういう情報も入りますよ、けれどもこうなりますよということは、やはりきちんと知らせたほうがいいと思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（堀議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　マイナンバーカードに含まれている記録されている情報につきましては、１回目の答弁でお答えさせていただきましたとおり、券面記載事項の住所、氏名、年齢等の事項、それとあと、中に電子証明というようなものが入っております。そういったものが記録されているだけで、個別の年金情報ですとか税情報というものは、記載されておられません。それを情報連携ということで照会する際には、個人番号ではなくて、そういったマイナンバーカードのＩＣチップから、電子証明から生成される符号と言われる別のものを暗号化して、情報を持っている行政機関にやり取りをして情報を取得するということで、マイナンバーカード自体には、基本的なそういった

住所、氏名等のものしか含まれないというものになっておりますので、その旨は4月号の広報紙にも周知していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そのひもづけがおっかないのですけれども、いろいろなものが入ってくるというのが。だから、私は全然、マイナンバーカードに対しては信用できてないのですけれども、それかそれでこれからも話していきたいと思います。

まだ、時間ありますか。5分ぐらい。

●議長（堀議員） 6分です。

●石澤議員 矢臼別海兵隊の練習場の訓練です。今回、室長も行ったと思うのですが、米海兵隊の実弾訓練がありました。1月25日から。1月23日には、演習場前で訓練の公開、説明会がありました。私も出席してきましたが、そのときに米海兵隊第12海兵隊第3隊長、ボワダさんというのかな、中佐がこう話したのです。米国と日本が共同で行動するための大事な訓練ですと。今まではこういう発言したことないのですよね。何回か、今回話しに行ったのですけれども。ということは、これまでの訓練の一步も二歩も踏み込んだ発言だったと思うのですが、当初の約束はどこへ行ってしまったのかな思いながら、あのときは帰ってきたのです。夜間訓練、高機動ロケット、ハイマースの実弾訓練を行わないでほしいと要請して、周辺住民は要請していましたが、今回も夜間訓練はやる、それからハイマースもやる、実弾訓練が強行されています。今、搾乳時間は7時からとなっておりますけれども、結構長くなっているのですよね。やはり夜間訓練というのは、本当に酪農家が静かに営農できる環境を維持するためにも、やはり夜間訓練の中止はどうして求めていきたいと思うのですが、再度町長にお願いします。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 夜間訓練につきましては、従来から行わないでいただきたいということを4町の協議会で要請してきておりますので、今後も引き続き、4町一致団結して、この要請活動は続けてまいりたいと、そう考えております。

それと、ハイマースにつきましては、確かに昨年度、令和3年度の訓練におきましても持ち込まれている実態があり、今年度も持ち込まれておりますが、これにつきましては、ハイマースによる射撃訓練ではなくて、ハイマースの完成設備を活用して、より安全な、安全で正確な射撃を行うための官制統制システムを活用するということでの持ち込みと伺っておりますので、これは安全性を高めるための措置と認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後を引き続き4町の協議会を通じて、この4町が思っている、感じていることを、町民が思っていることを北海道防衛局、国のほうに伝えて、訓練の適正な実施、安全な実施等について要請してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、1番、竹田議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従い、質問させていただきます。

1、町の補助金制度についてであります。

（1）厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則で一般住宅限定から事務所、共同住宅などの施設にも、設置拡大する取組及び年度内の受付期間・工事期間の規定の見直しについて伺います。

（2）厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則で、一般住宅限定から事務所、共同住宅などの施設にも、供用拡大する取組及び年度内の受付期間・工事期間の規定の見直しについて伺います。

（3）厚岸町住宅リフォーム支援助成金交付、厚岸町住宅新築支援助成金事業及び新築資金貸付金利子助成交付事業の簡素化の見直し、年度内の受付期間・工事期間の規定の見直しについて伺います。

以上です。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

町の補助金制度のうち、（1）及び（2）の「合併処理浄化槽設置費補助金交付規則及び水洗化等改造工事補助金交付規則の見直し」についてであります。現制度での対象者については、それぞれの制度における区域内の住宅の所有者または使用者となっており、共同住宅も対象となっておりますが、国や地方公共団体、各種法人、団体等が所有する建物のほか、事務所など、営業を営むための建物については、対象外としております。

町としては、合併処理浄化槽及び水洗便所のさらなる普及促進を図ることを目的に現行制度を改正し、令和5年4月1日以降の申請より、補助対象を国や地方公共団体以外の店舗や事務所などの建物にも拡充し支援してまいりたいと考えております。

また、年度内の受付期間・工事期間の規定については、住宅に設置する合併処理浄化槽及び水洗便所は、国庫補助金の交付対象であるため、国の補助金交付規則等により原則、工事の着手前に補助金の交付申請を行い決定を受ける必要があることと、交付決定を行った国の会計年度内に実績報告を提出する必要があるため、町への実績報告や現地完了検査の日数を考慮すると、2月末までに完了させる必要があることから、期間の見直しは考えておりません。

なお、令和5年度から実施しようとする店舗及び事務所などの住宅以外の施設につい

ては、町単独の補助事業となるため、対象となる工事について、補助事業の対象の可否を事前に確認することで、工事終了後に補助金の交付申請を受けることとするため、切れ目のない申請期間を可能とする制度として令和5年度から実施する予定であります。

次に、（３）の「住宅リフォーム支援助成金、住宅新築支援助成金及び新築資金貸付金利子助成事業の見直し」についてであります。申請等に係る提出書類の簡素化については、住宅リフォーム支援助成については行っておりませんが、住宅新築支援助成金及び新築資金貸付金利子助成については、令和4年4月1日から交付要綱を改正し、それまで別々に行っていた手続きについて、様式等を統合することで、既に簡素化を図っております。

また、年度内の受付期間、工事期間の規定の見直しについては、厚岸町住宅リフォーム支援助成金交付要綱と厚岸町住宅新築支援助成事業及び新築資金貸付金利子助成金交付事業実施要綱においては、これまで利用申込みがあった年度内に工事を完了し交付申請を行う必要があったため、年度末での受付ができない期間が生じていましたが、工事完了の期間の制限を取り払う改正を令和5年3月2日付で行ったところで、現在は、切れ目のない受付をすることが可能となっております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 家庭浄化槽及びその水洗化工事において一般質問しておっをお願いをしていたところですが、今回、令和5年4月1日以降、見直しをしていただけたということで大変にありがたく思っております。

今後、国の年度会計というのが、どうしてもそこに邪魔をする部分があって、そういった部分については、今後国に働きかけて、利用する人たちが期限を設けられて、例えば工事をやろうと思った時期がどうしても家族が、例えば何らかの不慮の事故で亡くなったとか、いろいろなケースがその家庭家庭にあって考えられることもあります。また、新しく新築をしようとする時期も、その家庭家庭においていろいろな条件があります。全く子どもができなかった家庭において、子どもが急にできて、そのお祝い事によって工事を考えようとか、いろいろなケースがあります。そういったその部分について、町民が時期を外れると、補助申請しても受けられない、または受け入れることができるという、そういった部分については、差別化になってしまう考えも取り除くことはできない一つの要因になっているのではないのかなと思います。切れ目のない、そういったその住民サービスという部分について、いま一度もう一步を踏み込んだ考え方、取組、そういったことを何らかの形でできないのかということをもうちよっと踏み入れて、ともども行っていく努力をしていただけないかなと、そういう気持ちがないのか、あるのか、お聞きしたいと思います。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えしたいと思います。

一般住宅に対しては、合併処理浄化槽設置費、それと水洗化改造工事補助金については、いずれも先ほど町長から答弁させていただきました、国の補助金というものを活用させていただいてございます。その対応を図っておるのですが、それとあと、町としても補助金の利用者の申請申出に対しましても、可能な限り対応するべく補正予算、都度あるいは限りある財源の中で、国の予算もやはり一般住宅に関しては可能な限り確保しつつ予算措置を行っている状況でありますので、一般住宅に関してなのですが、期間の緩和というのがなかなか難しいのかなと思うのですが、我々としても事務の事務上、対応できる限り、その辺は国の予算も確保しつつ、ぎりぎりまで何とか調整しつつ、先ほど申し述べた期限までになります、対応していきたいなど。ただ、一般住宅の補助の対象となるものについては、なかなか2月末までに完了させる必要というのはちょっと拭えないのかなと考えてございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 これは、国の動向を踏まえてのお願いというふうにもなるかもしれません。ただ、今現在では認められていないから、年度末までの期限があるから、期限までに工事を終了してほしいということでもありますけれども、その例えばです、これは国とのやり取りなので、厚岸町独自でどうのこうのということにはならないかもしれないですけれども、期限が切れる、それからまた過ぎてしまった場合、補助金の対象とはならないですね。その部分については、例えばその予算を一度確保して、繰越明許に確保、町がして、それで工事が期間内にできなくて伸びて、工事が終わったときにその用意していた繰越明許で補助金を出すと。それでもそれがかなわない場合には、本人には期日を守らなかった部分について補助金を出さないよというようなものの考え方というのでできるのであれば、それは最終的に切れ目のない住民サービスとつながっていくのではないかなと思うのですけれども、それらの部分についても検討していただけないかなと思うのでしょうけれども、いかがですか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えさせていただきます。

言われることは分かるのですが、あくまでも一般住宅については、国の財源というのを遵守しつつ、整備はさせていただきます。あと、その繰越しというのは、基本的に天災とか事故、そのようなことは例外になりますが、繰越しといっても、繰越しする場合に限っては、必ずとかどうしてもという理由がどうしても必要になりますので、先ほど申し述べさせてもらった災害とか天災、それについては何とか考えれるのかなとは思いますが、それ以外についてはなかなか見込めない、時間的に見込めないという部分からして、今現在としては、各要項を見てみると、難しい状況にあるのではないかなと我々は判断してございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。そういうことで、今後ともよろしくお願いします。

それとあと、厚岸町住宅リフォーム支援助成交付金について、また厚岸町住宅新築支援の助成事業、貸付金利子交付事業についての簡素化の見直しということでお願いしておりましたが、これらについても規定の見直しをしていただいたということで、大変にありがたく思います。

その中で、住宅助成事業の実施要項というのがありますよね。その中の第7条、今までは助成金の額は、1棟当たり50万円とすると。ただし、次の各項にいずれに該当とする場合は、当各助成金の額20万円を加算するというので、ここの部分だけぽっと見たら、何だ、100万円ではなくて70万円しかもらえないのかということで、近隣の助成の部分も入れて100万円だよというふうにして、誰もが見て、こうぽっと分かるようなふうにして、簡素化等含めてやってほしいということをお願いしていて、今回この見直しということと、分かりやすい部分をしていただいたと認識してもよろしいですか。

もう一つ、7条の部分については、50万円、20万円とあるのですが、例えば簡素化した部分について、利子の交付も受けれるのだよという部分が分かりやすく表現したと思うのですが、その部分についてはどのように表現したのか教えていただけますか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問にありました第7条の関係なのですが、一応交付要綱自体は、統合して一つのものにはしたということをご理解いただいたと思うのですが、ここの部分の助成金の額の表現の仕方については、今回の改正では見やすくというような改正は実は行っておりません。その部分については、従来と変わらないということでご理解いただきたいなと思います。ただ、なかなか利用者の方、こういう要項を見るよりは、もうちょっと分かりやすいものをやはり見ていただいたほうがよろしいかとは思っております。今、私どもで考えているのが、4月の広報紙にまた改めてこういう助成事業ありますよということの町民に対してのPRをさせていただくということと、この後家づくり協会のほうにも、昨年と似たようなチラシにはなりますが、再度事業者の方にもPRしていただきたいということで現在準備している最中ですし、工事期間のその制限も取り扱いましたというところもそのチラシに盛り込む形で現在準備しておりますので、その辺はご理解いただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 そこまで考えていただいているのであれば十分でありますので、これで終わりたいと思います。あとはよろしくお願いします。

●議長（堀議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時53分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 8 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 2 号

令和 5 年度 厚岸町一般会計予算

提案理由説明書（総体）

ただいま、上程いただきました、
議案第2号 令和5年度 厚岸町 一般会計予算 から
議案第8号 令和5年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算
まで、その内容をご説明させていただきます。

お手元に配布しております「令和5年度 厚岸町 各会計予算書」及び、
同時に配布しております 「令和5年度 一般会計 予算資料」の概要に
よって、ご説明申し上げます。

はじめに、予算書の1ページをお開き願います。

議案第2号 令和5年度 厚岸町一般会計予算であります。
令和5年度 厚岸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
102億6,080万5千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページから6ページにわたり、第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、23款40項、歳出では、12款30項にわたり
それぞれ、102億6,080万5千円で、

令和4年度当初予算に比較し、
0.8%、8,463万7千円の増となっております。

はじめに、歳入歳出予算の前年度当初予算対比等の
計数的な説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、別冊の「令和5年度一般会計予算資料」の
1ページをご覧ください。

なお、前年度比較増減の主な要因につきましては、
「令和5年度予算に関する説明書」の
各会計事項別明細書において、説明させていただきますので、
本予算資料での説明は省略させていただきます。ご了承願います。

1 款	町税	本年度予算額 前年度比較 増減率	1 0 億 6 , 6 0 9 万 2 千円 4 万 6 千円の減 0 . 0 %
2 款	地方譲与税		1 億 5 7 0 万 5 千円 6 2 6 万 8 千円 5 . 6 %の減
3 款	利子割交付金		6 4 万 7 千円 2 5 万 5 千円 2 8 . 3 %の減
4 款	配当割交付金		2 5 6 万円 1 8 0 万 8 千円 2 4 0 . 4 %の増
5 款	株式等譲渡所得割交付金		3 1 0 万 7 千円 1 8 7 万 1 千円 1 5 1 . 4 %の増
6 款	法人事業税交付金		8 6 3 万 7 千円 6 7 万 9 千円 7 . 3 %の減
7 款	地方消費税交付金		1 億 9 , 3 3 8 万 3 千円 1 , 1 9 0 万 4 千円 6 . 6 %の増
8 款	ゴルフ場利用税交付金		1 8 6 万 2 千円 5 万円 2 . 6 %の減
9 款	環境性能割交付金		6 3 0 万円 8 万円 1 . 3 %の減

1 0 款	国有提供施設等所在市町村交付金	1, 4 3 2 万 1 千円 5 7 万 2 千円 4. 2 %の増
1 1 款	地方特例交付金	3 9 7 万円 1 6 4 万 1 千円 2 9. 2 %の減
1 2 款	地方交付税	3 8 億 8 5 7 万 1 千円 5, 8 7 9 万 4 千円 1. 6 %の増
1 3 款	交通安全対策特別交付金	7 1 万 9 千円 1 5 万 9 千円 1 8. 1 %の減
1 4 款	分担金及び負担金	2, 4 7 9 万 3 千円 2, 1 6 2 万 8 千円 6 8 3. 3 %の増
1 5 款	使用料及び手数料	4 億 2, 8 3 7 万 9 千円 8 8 8 万 3 千円 2. 0 %の減
1 6 款	国庫支出金	1 1 億 9, 3 5 3 万円 1 億 3, 5 0 4 万 8 千円 1 0. 2 %の減
1 7 款	道支出金	3 億 8, 0 3 4 万 1 千円 3, 1 5 5 万 6 千円 7. 7 %の減
1 8 款	財産収入	1 億 5 9 7 万 3 千円 2, 0 5 8 万 9 千円 2 4. 1 %の増
1 9 款	寄附金	7 億円 2 億円 4 0. 0 %の増

20款 繰入金	13億7,067万1千円 1億9,842万1千円 16.9%の増
21款 繰越金	500万円 増減なし
22款 諸収入	6,834万4千円 748万5千円 9.9%の減
23款 町債	7億6,790万円 2億3,880万円 23.7%の減

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

続いて、2ページ

歳出、款別の一覧であります。

1款 議会費	本年度予算額 前年度比較 増減率	6,119万7千円 25万6千円の増 0.4%の増
2款 総務費		6億5,006万5千円 1億3,380万2千円 25.9%の増
3款 民生費		12億9,902万1千円 8,594万円 7.1%の増
4款 衛生費		9億4,135万2千円 2,395万6千円 2.5%の減
5款 農林水産業費		10億6,006万4千円 1億8,910万7千円 21.7%の増

6 款 商工費	9 億 4, 4 1 2 万 4 千円 1 億 5, 1 6 7 万 4 千円 1 9. 1 %の増
7 款 土木費	1 3 億 7, 5 7 5 万 8 千円 1 億 3, 8 1 0 万 3 千円 9. 1 %の減
8 款 消防費	6 億 5, 5 4 4 万 5 千円 1 億 2, 6 5 6 万 4 千円 1 6. 2 %の減
9 款 教育費	3 億 9, 6 8 3 万 1 千円 1 億 2, 7 7 6 万 1 千円 2 4. 4 %の減
1 1 款 公債費	1 0 億 3, 7 0 0 万 9 千円 1 9 4 万 3 千円 0. 2 %の減
1 2 款 給与費	1 8 億 3, 2 9 3 万 9 千円 5, 7 8 1 万 5 千円 3. 1 %の減
1 3 款 予備費	7 0 0 万円 増減なし

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、「各款」の概括的な増減を中心に説明をさせていただきました。

続きまして、3 ページをご覧願います。

歳出、性質別の内容であります。

1 人件費	本年度予算額	1 9 億 5 6 4 万 6 千円
	前年度比較	5, 7 9 4 万 7 千円の減
	増減率	3. 0 %の減

詳細は、本資料 6 ページをご参照願います。

2 物件費	1 6 億 9, 3 1 2 万 9 千円
	1 億 5, 3 2 1 万 7 千円
	9. 9 %の増

詳細は、本資料 7 ページ、8 ページをご参照願います。

3 維持補修費	6, 0 7 9 万 9 千円
	1 0 6 万 7 千円
	1. 7 %の減

4 扶助費	5 億 4, 1 1 4 万 1 千円
	3 7 4 万 4 千円
	0. 7 %の減

5 補助費等	1 6 億 4, 5 5 0 万 2 千円
	7, 9 0 7 万 9 千円
	5. 0 %の増

維持補修費、扶助費、補助費等につきましては、本資料、9 ページから 1 1 ページにその内訳を記載しております。ご参照願います。

6 普通建設事業費	2 2 億 8, 2 8 6 万 3 千円
	1 億 6, 3 0 4 万 2 千円
	6. 7 %の減

本資料 1 9 ページから 4 1 ページまで、事業内容及び財源内訳を記載しておりますのでご参照願います。

7 公債費	1 0 億 3, 7 0 0 万 9 千円
	1 9 4 万 3 千円
	0. 2 %の減

8 繰出金	7 億 4, 0 2 9 万 1 千円
	3 3 9 万円
	0. 5 %の減

9 積立金	3 億 4, 7 4 2 万 5 千円
	8, 3 4 7 万 4 千円
	3 1. 6 %の増

1 1 予備費

7 0 0 万円

増減なし

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

本資料の4ページから5ページは、歳出を性質別と目的別にまとめて一覧表にしたものであります。ご参照願います。

以上で、令和5年度予算、一般会計の概要説明を終わり、歳入歳出、それぞれ、項目別に説明をさせていただきます。

厚岸町各会計予算書、厚い冊子にお戻りいただき、一般会計予算に関する説明書36ページをお開き願います。

事項別に説明させていただきます。

なお、歳入歳出ともに、それぞれ2ページの見開きとなっており、左側のページで申し上げます。

議案第 2 号

令和 5 年度 厚岸町一般会計予算

提案理由説明書

1 款 町税 1 項 町民税 1 目 個人
本年度予算額 4 億 7 2 2 万 8 千円
前年度比較 7 4 8 万円の減

総体的に、令和 4 年度の状況を勘案して、
現年課税分は、前年度比較で、1. 7 %、7 1 5 万 1 千円の減と見込み、
滞納繰越分は、前年度比較で、8. 8 %、3 2 万 9 千円の減と見込み、
徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、9 6. 0 %、
滞納繰越分は、1 5. 0 %と見込んでの計上であります。

2 目 法人 6, 5 5 8 万 3 千円 増減なし
令和 4 年度の申告状況を勘案しての計上であります。

2 項 1 目 固定資産税
4 億 1, 4 2 1 万円 7 0 7 万 2 千円の増
現年課税分は、前年度の比較で、
土地 2 万 4 千円の増
家屋 7 5 1 万 6 千円の増
主に、新築家屋による増であります。
償却資産 4 3 万 3 千円の減

滞納繰越分は、前年度の比較で、3 万 5 千円の減であります。

また、徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、9 8. 0 %、
滞納繰越分は、1 0. 0 %と見込んでの計上であります。

2 目 国有資産等所在市町村交付金
4 7 9 万 7 千円 1 万 2 千円の減
土地の減少による交付見込み額の計上であります。

3 款 軽自動車税 1 目 環境性能割 3 4 5 万 3 千円 7 千円の減
課税台数を 1 4 6 台、前年度と比較して 4 台の増を見込んでの計上であります。

2 目 種別割 2, 7 9 9 万 5 千円 1 1 3 万 9 千円の増
現年度分は、課税台数を 4, 1 6 1 台、前年度と比較して 8 8 台の増を見込んでの計上であります。
徴収率は、現状の収納状況を勘案し、9 8. 0 %と見込んでの計上であります。
滞納繰越分は、1 千円の計上であります。

4 項 1 目 たばこ税 1 億 1 8 4 万 9 千円 9 3 万 8 千円の減
令和 4 年度の販売本数を勘案しての見込み計上であります。

次ページ

6 項 1 目 都市計画税 4, 0 9 7 万 7 千円 1 8 万円の増
固定資産税の課税見込みに連動した計上で、

現年課税分は、前年度との比較で、
土地 1 万 3 千円の減
家屋 2 0 万 9 千円の増
主に、新築家屋による増であります。

滞納繰越分は、1 万 6 千円の減であります。

また、徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、9 8 . 0 %、
滞納繰越分は、8 . 0 %と見込んでの計上であります。

2 款 地方譲与税 1 項 1 目 地方揮発油譲与税
2, 2 0 9 万 5 千円 9 6 万 5 千円の減

令和 4 年度交付見込みをもとに
総務省から示された市町村の伸び率を勘案した計上としております。
以下、1 1 款まで同様の推計による計上であります。

2 項 1 目 自動車重量譲与税
6, 6 4 5 万 2 千円 2 6 5 万 6 千円の減

3 項 1 目 森林環境譲与税
1, 7 1 5 万 8 千円 2 6 4 万 7 千円の減

3 款 1 項 1 目 利子割交付金
6 4 万 7 千円 2 5 万 5 千円の減

4 款 1 項 1 目 配当割交付金
2 5 6 万円 1 8 0 万 8 千円の増

5 款 1 項 1 目 株式等譲渡所得割交付金
3 1 0 万 7 千円 1 8 7 万 1 千円の増

6 款 1 項 1 目 法人事業税交付金
8 6 3 万 7 千円 6 7 万 9 千円の減

7 款 1 項 1 目 地方消費税交付金
1 億 9, 3 3 8 万 3 千円 1, 1 9 0 万 4 千円の増

次ページ

8 款 1 項 1 目 ゴルフ場利用税交付金
1 8 6 万 2 千円 5 万円の減

9 款 1 項 1 目 環境性能割交付金 6 3 0 万円 8 万円の減

1 0 款 1 項 1 目 国有提供施設等所在市町村交付金
1, 4 3 2 万 1 千円 5 7 万 2 千円の増

1 1 款 1 項 1 目 地方特例交付金
3 9 7 万円 1 6 4 万 1 千円の減

1 2 款 1 項 1 目 地方交付税
3 8 億 8 5 7 万 1 千円 5, 8 7 9 万 4 千円の増

普通交付税については、国における地方財政計画において、

1. 7 % の増と示され、町の個別の算定基礎数値の増減を勘案して推計した
最低額を約 3 9 億 3, 2 5 1 万円とし

3 5 億 8 5 7 万 1 千円の計上としております。

特別交付税については、前年度と同額の 3 億円の計上であります。

1 3 款 1 項 1 目 交通安全対策特別交付金
7 1 万 9 千円 1 5 万 9 千円の減

1 4 款 分担金及び負担金 2 項 負担金

1 目 民生費負担金 1 5 4 万 3 千円 1 6 2 万 2 千円の減

各事業負担金の計上で、

主に、施設入所者見込み数の減に伴う老人福祉施設費用負担金（入所者分）と
老人福祉施設費用負担金（扶養義務者分）の減であります。

農林水産業費負担金 2, 3 2 5 万円 皆増

道営釧路太田地区草地整備に対する負担金の計上であります。

1 5 款 使用料及び手数料 次ページ

1 項 使用料 1 目 総務使用料 2, 0 2 3 万 6 千円 5 4 万 9 千円の増
厚岸情報ネットワーク使用料の増であります。

2 目 民生使用料 4 5 万 7 千円 2 6 万 9 千円の減
主に、2 節 児童福祉使用料の真竜保育所使用料滞納繰越分の減であります。

3 目 衛生使用料 1 4 5 万 5 千円 1 1 万 4 千円の減
主に、霊園永代使用料の減であります。

4 目 農林水産業使用料 2 億 6, 5 6 2 万 3 千円 5 9 8 万 5 千円の減
主に 1 節 農業使用料の牧場使用料 4 8 2 万 1 千円の減は、預託頭数の減少
によるもので、農業水道使用料 1 1 2 万 5 千円の減は、見込み使用量の減で
あります。

5 目 商工使用料 8 7 万 9 千円 1 4 万円の増
主に、愛冠野営場使用料の増であります。

6 目 土木使用料 6, 7 2 0 万 8 千円 2 3 8 万 6 千円の減
主に、3 節 住宅使用料 2 3 8 万 4 千円の減であります。

7 目 教育使用料 1 8 3 万 3 千円 1 5 万円の増
主に、多目的屋内スポーツ施設使用料の新規計上であります。

2 項 手数料 次ページ

1 目 総務手数料 4 2 1 万 1 千円 2 3 万 4 千円の減
主に、3 節 戸籍住民登録手数料及び印鑑証明手数料の減であります。

3 目 衛生手数料 3, 2 4 9 万 7 千円 5 1 万 9 千円の減
主に、2 節 環境政策手数料 ごみ処理手数料 5 8 万 2 千円の減であります。

4 目 農林水産業手数料 4 5 1 万円 1 万 4 千円の減
主に、1 節 農業手数料 預託牛捕獲手数料 1 万 3 千円の減であります。

6 目 土木手数料 9 万 3 千円 3 千円の減

7 目 教育手数料 3 千円 増減なし
それぞれ、説明欄記載のとおりであります。

3 項 1 目 証紙収入 2, 9 3 7 万 4 千円 1 9 万 8 千円の減
ごみ処理 証紙収入の減であります。

1 6 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 民生費国庫負担金
2 億 6, 4 5 2 万 8 千円 5 7 万 4 千円の減

主に、

1 節 社会福祉費負担金の

主に、障害者自立支援給付費負担金 5 3 7 万 5 千円の増

2 節 児童福祉費負担金

児童手当負担金 4 9 0 万 4 千円の減は、見込み児童数の減で、

子どものための教育・保育給付費負担金 1 0 9 万 9 千円の減は、各幼稚園等
に対する負担金の計上で、児童数の減少に伴う減であります。

2 目 衛生費国庫負担金 8 万 4 千円 1, 7 2 2 万円の減

昨年計上の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減であります。

次ページ

2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金 6 9 5 万 5 千円

9, 0 5 3 万円の減

1 節 総務管理費補助金

主に、昨年計上の空き家対策総合支援事業補助金（特定空家等） 3, 6 4 2
万円の減及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5, 4 7 3
万 3 千円の減のほか、出産・子育て応援交付金（情報化推進）の新規計上であ
ります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「総合行政情報システム整
備事業（健康管理）」において説明いたします。

2 目 民生費国庫補助金 4, 6 2 7 万 3 千円 2, 6 3 2 万 5 千円の増

主に、1 節 社会福祉費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金新規
計上と 3 節 防衛施設周辺整備事業補助金 2, 3 1 0 万円の増であります。

なお、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」充当事業の内容につきましては、
歳出予算の各事業において説明いたします。

3 目 衛生費国庫補助金 9 5 6 万 2 千円 1, 3 6 6 万 4 千円の減

主に、昨年計上の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 2,
0 3 6 万 9 千円の減と 3 節 防衛施設周辺整備事業補助金 1 3 0 万円の新規
計上であります。

4目 農林水産業費国庫補助金

2億3,241万9千円 1億1,235万3千円の増

主に、1節 農業費補助金 395万6千円の新規計上と4節 防衛施設周辺整備事業補助金 矢臼別演習場周辺農業用施設等整備事業補助金（畜産業）

1億4,609万7千円の増であります。

5目 商工費国庫補助金 2,457万1千円 皆増

自然環境整備交付金の新規計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、それぞれ、歳出予算の「原生花園あやめヶ原整備事業」、「末広海岸広場整備事業」において説明いたします。

6目 土木費国庫補助金

3億2,796万6千円 1億610万6千円の減

主に、2節 道路橋梁費補助金 社会資本整備総合交付金（道路新設改良）5,616万2千円の減

6節 住宅費補助金 599万2千円の増

7節 防衛施設周辺整備事業補助金 5,299万4千円の減であります。

それぞれ、各事業に対する補助金の計上であります。

7目 消防費国庫補助金 1億1,140万円 2,120万円の減

1節 防衛施設周辺整備事業補助金 6,080万円の減であります。

なお、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。

2節 消防費補助金 3,960万円の新規計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「（仮称）防災交流センター整備事業」において説明いたします。

8目 教育費国庫補助金 1,524万円 900万2千円の減

次ページにわたり、

主に、3節 中学校費補助金 昨年計上の学校施設環境改善交付金 701万7千円皆減と5節 社会教育費補助金 798万1千円の減で

7節 防衛施設周辺整備事業補助金 630万円 皆増 であります。

なお、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。

3項 委託金 1目 総務費委託金 34万8千円 4万1千円の増

主に、2節 戸籍住民登録費委託金の増であります。

2目 民生費委託金 472万4千円 63万円の増
主に、基礎年金事務委託金 64万8千円の増であります。

4目 土木費委託金 1億4,946万円 4,067万2千円の減
別寒辺牛川水系 治水砂防施設 整備事業委託金の減であります。

17款 道支出金 1項 道負担金

1目 民生費道負担金 1億8,497万8千円 421万3千円の増
主に、1節 社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金 274万2千円の増と保険基盤安定負担金 355万1千円の増

2節 児童福祉費負担金

児童手当負担金 140万3千円の減は、見込み児童数の減であります。

2目 衛生費道負担金 4万2千円 増減なし

2項 道補助金 1目 総務費道補助金 497万3千円 226万7千円の減

主に、地域少子化対策重点推進交付金 225万円の減は、交付見込みによる減であります。

2目 民生費道補助金 3,241万円 314万9千円の増
次ページにわたり、

主に、1節 権利擁護人材育成事業費補助金の新規計上と2節 児童福祉費補助金の多子世帯等の保育料軽減支援事業費補助金 104万4千円の増は対象児童数の見込みの増であります。

3目 衛生費道補助金 705万7千円 6万1千円の減

主に、1節 保健衛生費補助金の出産・子育て応援交付金の新規計上と乳幼児等医療費補助金 57万8千円の減、2節 環境政策費道補助金の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金 75万2千円の減であります。

4目 農林水産業費道補助金

1億974万6千円 302万2千円の増

主に、

1節 農業費補助金 432万8千円の増は、

主に、農業次世代人材投資事業補助金 新規計上と地域づくり総合交付金（農業水道）305万5千円の増、

2 節 農業費交付金 4 4 3 万 6 千円の減

主に、中山間地域等直接支払交付金 4 5 1 万 3 千円の減、

3 節 林業費補助金 2 8 8 万円の増は、

主に、森林環境保全直接支援事業補助金（造林） 9 9 万 9 千円の増と新エネルギー設備導入支援事業補助金の皆増であります。

5 目 商工費道補助金 1, 0 0 8 万 1 千円 3, 7 6 1 万 2 千円の減

主に、地域づくり総合交付金（食文化振興） 2, 1 1 0 万円の減と昨年計上の地域づくり総合交付金（観光振興） 1, 6 9 0 万円の皆減であります。

6 目 土木費道補助金 2 2 万 5 千円 増減なし

住宅耐震改修補助金の計上であります。

7 目 消防費道補助金 6 1 0 万円 2 9 0 万円の増

地域づくり総合交付金（災害対策）の増であります。

教育費道補助金 1 4 万 6 千円 皆増

地域スポーツクラブ活動体制整備事業等補助金の計上であります。

次ページ

3 項 委託金 1 目 総務費委託金

2, 2 7 7 万 3 千円 5 0 8 万 1 千円の減

主に、昨年計上の 4 節 選挙費委託金の参議院議員選挙費委託金 1, 0 1 1 万 8 千円の皆減であります。

3 目 衛生費委託金 5 万 8 千円 2 千円の減

浄化槽届出事務委託金の減であります。

4 目 農林水産業費委託金 1 3 4 万円 1 万 7 千円の増

主に、2 節 林業費委託金の有害鳥獣捕獲許可等事務委託金 7 万 2 千円の増と 3 節 水産業費委託金 1 1 万 8 千円の減であります。

5 目 商工費委託金 2 千円 2 千円の減

事業協同組合事務費委託金の減であります。

6 目 土木費委託金 4 1 万円 2 万 2 千円の増

主に、3 節 住宅費委託金 1 万 3 千円の増であります。

18款 財産収入 1項 財産運用収入

1目 財産貸付収入 1,952万7千円 120万4千円の減
主に、1節 土地建物貸付収入の貸地料 111万3千円の減と貸家料(移住体験住宅) 11万3千円の減であります。

2目 利子及び配当金 3万4千円 増減なし

次ページ

2項 財産売却収入

1目 不動産売却収入 2,671万7千円 1,886万5千円の増
主に、1節 土地売却収入 760万円の皆増は、
尾幌糸魚沢道路建設工事に係る町有地2件の売却いで、その内訳は、
売却予定地 門静4丁目12番 普通財産町有地 85,981平方メートル、
売却予定地 太田宏陽1番 普通財産町有地 96,470平方メートルの計
上と2節 その他不動産等売却収入の立木売却代 1,126万3千円の増は、
主に、尾幌糸魚沢道路建設工事に係る立木売却代 1,300万円の増であります。

2目 生産物売却収入 5,969万5千円 292万8千円の増
主に、しいたけ菌床売却代 348万1千円の増であります。

19款 寄附金

1項 寄附金 1目 一般寄附金 7億円 2億円の増
ふるさと納税分として、7億円の見込み計上であります。

20款 繰入金 1項 基金繰入金

1目 財政調整基金繰入金 4億円 1億円の増
2目 減債基金繰入金 3億5,000万円 5,000万円の増
3目 地域づくり推進基金繰入金 1億5,000万円 4,100万円の減
4目 まちおこし基金繰入金 199万9千円 増減なし
5目 老人福祉基金繰入金 皆減
6目 環境保全基金繰入金 1,360万円 20万円の減
7目 森林環境譲与税基金繰入金 766万3千円 271万2千円の増
8目 ふるさと納税基金繰入金 3億7,000万円 7,000万円の増
9目 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金 7,340万9千円
1,470万9千円の増
10目 再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金 400万円 皆増
合わせて、基金繰入金は、13億7,067万1千円の計上で、
前年度比、1億9,842万1千円の増であります。

なお、積立基金の状況については、予算資料の１３ページを、
ふるさと納税基金の充当事業については、１４ページから１８ページを参照く
ださい。

２１款　１項　１目　繰越金　５００万円　増減なし

２２款　諸収入　１項　延滞金加算金及び過料　次ページ

１目　延滞金　１千円　増減なし

２目　加算金　１千円　増減なし

３目　過料　１千円　増減なし

２項　預金利子　１目　町預金利子　１万３千円　増減なし

３項　貸付金元利収入

２目　ウタリ住宅改良貸付金　元利収入　１３６万５千円　３９万円の増

６目　十勝沖地震　災害援護資金　貸付金収入　３万円　９万１千円の減

４項　受託事業収入

３目　衛生費受託事業収入　１９７万９千円　５３万９千円の減

５目　土木費受託事業収入　皆減

６項　雑入

１目　滞納処分費　１千円　増減なし

２目　過年度収入　６万１千円　６万円の増

３目　雑入　６，４８９万２千円　７２７万５千円の減

次ページにわたり

主な増減としては、

デジタル基盤改革支援補助金　４６１万５千円　皆減

厚岸郡救急医療確保負担金　１５３万５千円の増

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金　７２５万９千円　皆減

カキ種苗センター使用料実費収入　２６４万６千円の増であります。

２３款　１項　町債　７億６，７９０万円　２億３，８８０万円の減

１目　総務債　２億１，９２０万円　１億６，９９０万円の増

民生債　１，６００万円　皆増

3目 衛生債 70万円 2,020万円の減

4目 農林水産業債 1億7,080万円 4,380万円の減

5目 商工債 6,340万円 4,340万円の増

6目 土木債 次ページにわたり

1億8,380万円 8,630万円の減

7目 消防債

7,800万円 1億3,400万円の減

8目 教育債 800万円 1億4,260万円の減

説明欄記載のとおり、23事業債の計上であります。

10目 臨時財政対策債 2,800万円 4,120万円の減
地方財政計画の伸び率を勘案しての計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

62ページをお開き願います

それでは、歳出について、ご説明いたします。

各目ごとに、事務事業別に、
その主な計上内容と大きな増減についてはその額を申し上げ、
詳細については、説明欄記載のとおりであり、省略させていただきます。

なお、事務事業の表記順番は、所属順となります。

皆増、皆減となる事務事業につきましては、
予算資料48ページから51ページをご参照ください。

これからの説明において、前年度計上で、皆減となる事業費は、
省略させていただきますので、ご了承ください。

1 款 1 項 1 目 議会費

6, 1 1 9 万 7 千円 2 5 万 6 千円の増 次ページにわたり
4 事務事業の計上であります。

議員報酬等 5, 5 1 9 万 8 千円 8 万 1 千円の増
主に、新たに広報常任委員会設置に伴う議員報酬等の増であります。

議会運営 3 6 9 万 2 千円 1 2 万 5 千円の減

主に、費用弁償 2 2 万 5 千円の減と施設用備品 1 1 万円は、前議長肖像写真等の購入費の計上であります。

町議会だより発行 1 0 2 万 6 千円 3 0 万円の増
印刷製本費の増であります。

議会事務局 1 2 8 万 1 千円 増減なし

6 6 ページ

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

2 億 4, 5 2 4 万 7 千円 1 億 8, 8 3 4 万 3 千円の増
1 1 事務事業の計上であります。

表彰者審査委員会 3 万 2 千円 増減なし

行政不服審査会 2 万 8 千円 増減なし

総務一般 9 1 7 万円 7 万 4 千円の減

主に、顧問弁護士報酬、町長・副町長などの旅費、交際費、
各団体負担金の計上であります。

次ページ

町表彰・名誉町民 3 0 万 1 千円 1 万 6 千円の増

文書・法制 7 3 8 万 6 千円 4 1 万円の増

主に、通信運搬費 3 8 万 5 千円の増であります。

庁舎・町民広場 2, 9 9 6 万円 1 4 3 万 9 千円の増

次ページにわたり

燃料費、光熱水費、通信運搬費など、庁舎管理経費の計上で、

主に、燃料費 8 9 万 6 千円の増と電気料 1 8 4 万円の増ほか、

備品購入費 1 7 万円は、老朽化している事務用椅子 4 脚の購入費の計上
であります。

役場庁舎設備整備事業 547万3千円 新規計上
庁舎内会議室等をLED照明に改修する工事費の計上であります。

役場庁舎非常用発電設備整備事業 1億9,233万5千円
1億8,107万1千円の増
役場庁舎の非常用発電設備を更新するための工事費の計上であります。

特別職報酬等審議会 3万8千円 増減なし

管理人等災害補償 19万8千円 9千円の増
各町有施設の管理人などに対する業務時の災害補償保険料の計上であります。

危機対策一般 326万円 1千円の減
危機対策事務経費の計上であります。

次ページ

2目 簡易郵便局費 簡易郵便局 40万2千円 1万円の増
簡易郵便局の運営経費の計上であります。

3目 職員厚生費 1,774万4千円 89万1千円の増
3事務事業の計上であります。

人事給与管理 385万2千円 111万7千円の増
友好都市である山形県村山市との人事交流再開に伴う特別旅費などの増であります。

職員福利厚生・健康管理 1,061万9千円 5万8千円の増
次ページにわたり
主に、職員の健康診断委託料の増であります。

職員研修 327万3千円 28万4千円の減
職員研修にかかる旅費及び負担金ほかの計上で、
主に、職員研修実施委託料の減であります。

4目 情報化推進費 2億2,267万3千円 2,439万9千円の増
14事務事業の計上であります。

情報公開審査会 3万5千円 増減なし
個人情報保護審議会 3万9千円 増減なし

個人情報保護審査会 3万5千円 増減なし
それぞれ、審査会など開催経費であります。

情報公開・個人情報保護 1万5千円 増減なし

総合行政情報システム運営 6,770万7千円 125万4千円の増
次ページにわたり、
総合行政情報システム運営費の計上で、
主に、事務用備品購入 15万円は、会議等で使用する短焦点用スクリーンの
購入費で、地方公共団体情報システム機構 209万6千円の増は、電子計算
機の設置等関連事務の委任に係る負担金の増であります。

住民基本台帳ネットワーク 79万7千円 9万5千円の増
住民基本台帳ネットワーク経費の計上で、各委託料の増であります。

総合行政ネットワーク 123万8千円 10万9千円の減
同ネットワークの運営経費の計上で、主に、保守点検委託料の減であります。

厚岸情報ネットワーク 3,763万1千円 148万4千円の増
次ページにわたり
同ネットワークの運営経費の計上で
主に、センター設備電気料 43万2千円の増とデジタル放送受信調査に伴う
厚岸情報ネットワーク電波調査委託料の新規計上であります。

個人番号カード等交付事務 2万円 7万円の減
個人番号カード交付に要する経費の計上で、
主に、昨年計上の事務用備品購入の減であります。

厚岸情報ネットワーク整備事業 1,560万5千円 211万円の増
厚岸情報ネットワーク整備に要する経費の計上で、
主に、IP告知端末の新規設置工事費の増であります。

厚岸情報ネットワーク共聴巻き取り整備事業 2,200万円 新規計上
厚岸センター設備と苫多地区及び門静地区の共聴設備整備委託料の計上であり
ます。

総合行政情報システム整備事業 6,418万円 1,364万円の減
次ページにわたり、
総合行政情報システムに関する各システムの整備に要する経費の計上で、
主に、各システム改修に伴う、システム整備委託料の減であります。

総合行政情報システム整備事業（健康管理） 107万3千円 皆増
出産・子育て応援金交付に要する健康管理システム整備委託料の計上であります。

厚岸情報ネットワークセンター設備整備事業 1,229万8千円 皆増
情報ネットワークセンター設備等移設設計のほか、無停電電源装置更新に伴う委託料の計上であります。

5目 交通安全防犯費 658万4千円 137万円の減
5事務事業の計上であります。

交通安全指導員 181万6千円 9千円の増
指導員費用弁償の増であります。

交通安全 191万8千円 15万円の増
国道44号線尾幌自動式回転灯撤去に伴う交通安全協会補助金の増であります。

自転車交通安全推進 30万円 60万円の減 次ページにわたり
自転車事故による被害軽減対策として、ヘルメット購入費に上限2千円と保険加入費用に上限1千円の助成を100人見込んでの計上であります。

防犯 55万円 7万1千円の増
主に、「ふれあいコンサート」厚岸町開催に対する厚岸地区防犯協会補助金の増であります。

交通安全施設整備事業 200万円 100万円の減
町道の区画線等の整備費の計上であります。

6目 行政管理費 179万2千円 24万2千円の減
2事務事業の計上であります。

町史編さん審議会 4万2千円 増減なし
町史編さん 175万円 24万2千円の減
主に、町史編集委員会特別旅費の減であります。

7目 文書広報費 522万4千円 175万2千円の増
2事務事業の計上であります。

広報 514万7千円 173万7千円の増 次ページにわたり、
広報誌作成に係る関連経費の計上で、
主に、ページ単価上昇などによる印刷製本費 77万7千円の増と配布単価見直しに伴う手数料 10万2千円の増のほか、所管替えに伴うホームページ保守点検委託料の増であります。

広聴 7万7千円 1万5千円の増
印刷費の増であります。

8目 財政管理費 1,507万7千円 1千円の増
6事務事業の計上であります。

財政管理 557万4千円 増減なし
主に、財政事務経費と北海道市町村備荒資金組合負担金の計上であります。

財政調整基金 10万円 増減なし
減債基金 930万1千円 増減なし
地域づくり推進基金 10万円 増減なし

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金 1千円
次ページにわたり 増減なし

再編関連訓練移転等交付金事業基金 1千円 皆増
それぞれ、基金への積立金の計上であります。

9目 会計管理費 353万7千円 219万2千円の減
会計管理 353万7千円 32万2千円の減
出納業務に係る経費の計上で、主に印刷製本費50万4千円の減であります。

10目 企画費 4,162万1千円 7,933万7千円の減
17事務事業の計上であります。

空家等対策協議会 9万3千円 増減なし
空家等対策協議会の委員報酬及び費用弁償の計上であります。

企画一般 101万5千円 38万5千円の減 次ページにわたり、
企画調整にかかる事務経費、及び各種団体負担金11件の計上で、
主に、昨年計上のまちづくりワークショップ開催に伴う講師謝礼金ほか関係経費の減であります。

国土法事務 2万3千円 1万7千円の減
事務用消耗品の減であります。

北海道くしろ地域・東京特別区交流推進 45万円 49万3千円の減
関係人口創出拡大に向け、釧路地域と東京都荒川区との連携による交流事業負担金の計上で、地方創生推進交付金対象外に伴う減であります。

総合計画策定 423万6千円 皆増
令和7年度を始期とする「第6期厚岸町総合計画・後期行動計画」の策定に向け、町民満足度調査やまちづくり講演会及びワークショップの開催経費の計上であります。

空家等対策 57万8千円 39万円の増
空家等対策に要する事務経費の計上で、主に、空家等への対応及び軽微な措置を実施する際に必要となる修繕料の増であります。

空家等除却促進補助 1,000万円 増減なし 次ページにわたり
空家等対策計画に基づく、空家等の除却費用に対し、上限額50万円、20件分の補助金の計上であります。

空家等活用促進補助 150万円 増減なし
空家等対策計画に基づく、空家等の改修費用に対し、上限額50万円、3件分の補助金の計上であります。

国際・地域交流 167万9千円 7万4千円の増
友好都市山形県村山市及び姉妹都市オーストラリアクラレンス市との交流関係経費で、主に、クラレンス市の認知度向上に向けた取組みに伴う消耗品の計上であります。

まちおこし補助金 200万円 増減なし
まちおこし補助金交付見込1件分の計上であります。

移住・定住 64万1千円 3万4千円の減
移住・定住を促進するための経費の計上で、主に、イベント消耗品の減であります。

移住体験住宅 92万3千円 1万5千円の増 次ページにわたり
厚岸町への移住を検討している方に対し、一定期間町内で生活を体験できる住宅の貸付経費の計上で、主に、燃料費の増であります。

移住支援金 320万円 増減なし

移住促進及び中小企業における人手不足解消を目的に、東京圏から厚岸町に移住して就業または、起業する方に対する、支援金の計上であります。

移住・定住促進 390万円 増減なし

厚岸町に移住・定住しようとする方に対し、経済的負担を軽減するため、引越費用や家賃費用に対する補助金の計上であります。

結婚支援 570万円 615万円の減

新婚世帯に対し、住居費、引越費用及びリフォーム費用に対する補助金の計上であります。

地域おこし協力隊 468万3千円 26万4千円の減

地域おこし協力隊員として、本年度新たに2名の採用を見込んで、計3名分の隊員報酬と活動関連経費の計上であります。

地域おこし協力隊起業等支援 100万円 増減なし

地域おこし協力隊が町内で起業する場合に要する経費に対して、1人あたり100万円を上限とする助成金の計上であります。

11目 財産管理費 910万1千円 572万5千円の減

次ページにわたり 2事務事業の計上であります。

財産管理一般 164万2千円 69万6千円の増

主に、町有地売却予定に伴う用地確定測量等委託料の増であります。

共通物品調達 745万9千円 78万9千円の増

共通物品の調達経費の計上であります。

12目 車両管理費 842万7千円 250万3千円の減

公用車管理 842万7千円 29万9千円の増

公用車の運行管理経費の計上で、主に、公用車燃料費の増であります。

次ページ

厚岸大橋開通50周年記念事業費は、予算計上ゼロのため廃目となります。

2項 徴税費 1目 賦課納税費 2,868万7千円 173万7千円の増

4事務事業の計上であります。

町民税課税 1, 013万1千円 101万1千円の増

町民税の課税関連経費の計上で

主に、納付書等用紙単価の値上がりによる賦課計算事務電算処理委託料 87万6千円の増と電子申告等経費の増による地方税共同機構負担金 14万1千円の増であります。

固定資産評価審査委員会 5万円 23万円の減

同委員会の審査会に要する計上で、

主に、費用弁償の減であります。

資産税課税 548万1千円 86万円の増

資産税の課税関連経費の計上で、

主に、固定資産の評価替えに係る固定資産評価基本図更新委託料 85万8千円の増であります。

町税等収納 1, 302万5千円 9万6千円の増

主に、釧路・根室広域地方税 滞納整理機構負担金、

町税収入払戻金など、町税収納に係る経費の計上で、

主に、釧路・根室広域地方税滞納整理機構に対する負担金の増であります。

3項 1目 戸籍住民登録費 1, 122万8千円 433万9千円の減

4事務事業の計上であります。

戸籍住民基本台帳 801万3千円 次ページにわたり 62万5千円の増

戸籍と住民基本台帳に関する事務経費の計上で、

主に、令和5年4月から開始するコンビニ交付に伴う経費の増であります。

旅券事務 6万8千円 8千円の増

発給申請書等送付代の増であります。

個人番号カード普及促進 110万6千円 97万4千円の増

個人番号カード普及促進のための経費の計上であります。

主に、個人番号カード郵送代 30万2千円の増と各郵便局での個人番号カード申請支援事務の委託料の計上であります。

湖南地区出張所 204万1千円 次ページにわたり 17万4千円の増

同出張所の運営経費の計上で、主に、出張所事務室借上料の増であります。

4 項 選挙費 1 目 選挙管理委員会費 4 9 万 6 千円 3 万 2 千円の増
2 事務事業の計上であります。

選挙管理委員会 2 4 万円 2 万 2 千円の増
選挙管理委員会経費の計上であります。

選挙一般 2 5 万 6 千円 1 万円の増
主に、事務用消耗品の増であります。

道知事・道議会議員選挙

次ページにわたり 1, 0 3 6 万 2 千円 6 5 3 万円の増
町議会議員選挙 1, 6 8 5 万 9 千円 1, 6 1 2 万 1 千円の増
それぞれ各選挙費の計上で、

参議院議員選挙費は、予算計上ゼロのため廃目となります。

5 項 統計調査費

1 目 統計調査総務費 2 3 5 万 1 千円 2 1 0 万 2 千円の増
6 事務事業の計上であります。

統計一般 6 万円 7 千円の減
学校基本調査 9 千円 次ページにわたり 増減なし
住宅・土地統計調査 3 7 万 8 千円 3 3 万 1 千円の増
農林業センサス 4 千円 皆増
漁業センサス 1 8 9 万 1 千円 皆増
経済センサス 9 千円 増減なし
各種統計調査費の計上であります。

6 項 1 目 監査委員費 2 6 5 万 3 千円 1 6 万 1 千円の減
2 事務事業の計上であります。

監査委員 2 4 5 万 1 千円 次ページにわたり 2 万 1 千円の減
監査委員報酬、費用弁償の計上であります。

監査委員事務局 2 0 万 2 千円 1 4 万円の減
事務局経費の計上であります。

1 1 0 ページ

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

1 目 社会福祉総務費 1 億 9, 9 7 3 万 2 千円 2, 1 1 5 万 4 千円の増
1 0 事務事業の計上であります。

国民健康保険特別会計 1 億 1, 8 1 5 万 4 千円 9 7 万 9 千円の増
特別会計への繰出金であります。

保健福祉総合センター・健康広場 1, 4 1 4 万 4 千円 2 1 4 万 1 千円の増
センター管理経費の計上で、

主に、施設重油 9 3 万円の増、修繕料 6 1 万 5 千円の増は、主に、エレベーター部品交換修繕料など施設修繕料の増と施設電気料増に伴う施設維持管理費負担金 7 1 万 8 千円の増であります。

保健福祉総合センター設備整備事業 1, 2 1 8 万 8 千円 皆増
次ページにわたり、
検診スペース空調設備改修及び事務室電話設備更新工事費の計上であります。

民生委員推薦会 4 万 4 千円 4 万円の減
主に、委員報酬の減であります。

社会福祉一般 4, 2 4 9 万 9 千円 7 8 万 1 千円の増
民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会への補助金などの計上で、
主に、活動費に対する民生委員児童委員協議会への補助金 4 6 万 7 千円の増と社会福祉センター運営費に対する補助金 2 6 万 2 千円の増であります。

戦没者追悼式 5 3 万 4 千円 5 万 7 千円の増
追悼式に要する経費の計上で、
主に、花代単価増に伴う消耗品費の増であります。

福祉灯油 4 6 4 万 2 千円 次ページにわたり 1 0 万 5 千円の増
主に、見込み件数増に伴う福祉灯油購入助成の増であります。

災害見舞金 5 万円 増減なし

多機能共生型地域交流センター 2 5 8 万 4 千円 5 万円の増
施設の管理運営費の計上で、
主に、施設電気料の増であります。

重層的支援体制整備 489万3千円 皆増

属性を問わない「相談体制」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行えるように体制を整備するため、先進地視察旅費、支援体制整備委託料ほかの計上であります。

2目 心身障害者福祉費 3億5,823万9千円 1,432万4千円の増
19事務事業の計上であります。

障害支援区分等審査会 55万4千円 次ページにわたり 5万5千円の減
審査会に要する経費の計上で、
主に、医師意見書作成手数料 3万5千円の減と障害支援区分認定基本調査委託料 2万6千円の減であります。

心身障害者福祉一般 69万3千円 35万円の増
主に、北海道障がい者スポーツ大会開催に対する負担金と釧路聴力障害者協会に対する補助金の増であります。

障害者更生医療給付 1,519万2千円 419万7千円の減
主に、更生医療給付見込みの減であります。

障害者（児）補装具給付 238万1千円 25万1千円の増
補装具給付見込みの増であります。

障害者（児）介護・訓練等給付
3億1,246万円 1,466万3千円の増 次ページにわたり、
主に、各給付費の増であります。

育成医療給付 31万2千円 増減なし
給付費の計上であります。

身体障害者等交通費助成 24万4千円 増減なし
交通費支援の計上であります。

身体障害者福祉電話貸与 2万円 増減なし
福祉電話貸与の計上であります。

障害者（児）ふれあいフェスティバル 34万円 増減なし
ふれあいフェスティバルへの補助金の計上であります。

子ども発達支援センター 374万1千円 増減なし
主に、子ども発達支援センターへの補助金の計上であります。

地域生活支援 1,910万2千円 次ページにわたり 162万2千円の増
相談支援、コミュニケーション支援などの各実施委託料、
地域活動支援センター運営費や障害者（児）日常生活用具給付費などの計上で、
主に、利用者の増に伴う日中一時支援事業実施委託料 138万円の増と新たな用具の追加に伴う障害者（児）日常生活用具給付費 68万7千円の増であります。

障害児援護旅費助成 2万4千円 増減なし
入所する施設からの帰省に要する費用助成の計上であります。

心身障害児等施設通園交通費助成 1万7千円 1万7千円の減
施設の通所に対する交通費助成の計上であります。

生活福祉資金等利子補給 1千円 増減なし

地域訪問支援 9万3千円 13万9千円の減
主に、昨年計上の車検に伴う修繕料の減であります。

事業者バリアフリー支援 25万円 次ページにわたり 増減なし
事業者に対する助成金の計上であります。

自助具給付 34万8千円 増減なし
自助具を必要とする身体に障がいのある人への給付費の計上であります。

障害者診断書料等助成 45万2千円 16万9千円の減
身体障害者手帳等の交付申請及び更新の際に必要な診断書等の取得費用に対する助成の計上であります。

障がい者基本計画策定 201万5千円 皆増
第6期厚岸町障がい基本計画策定に伴う経費の計上であります。

3目 心身障害者特別対策費 1,381万4千円 50万4千円の増
2事務事業の計上であります。

重度心身障害者医療 1,345万5千円 45万5千円の増
医療費見込みによる計上であります。

重度心身障害者医療事務 35万9千円 4万9千円の増
主に、医療機関、請求手数料の増であります。

4目 老人福祉費 2億8,740万1千円 2,710万5千円の増
22事務事業の計上であります。

介護保険特別会計 1億9,715万9千円 228万9千円の減
特別会計への繰出金の計上であります。

老人福祉一般 6万8千円 次ページにわたり 124万1千円の減
主に、昨年計上の高齢者保健福祉計画策定業務委託料の減であります。

介護予防・生活支援 高齢者福祉 538万1千円 11万9千円の増
緊急通報サービス実施委託など、要援護者やひとり暮らし高齢者等への生活支援サービス費の計上で、主に、新規見込みに伴う緊急通報サービス実施委託料27万2千円の増であります。

老人クラブ運営支援 108万6千円 1万4千円の減
主に、老人クラブ、老人クラブ連合会に対する運営費補助金の計上であります。

老人保護措置費 709万9千円 340万2千円の減
養護老人ホーム新規入所者見込みの減であります。

老人日常生活用具給付 7万7千円 増減なし
日常生活用具給付費の計上であります。

福祉バス運行 495万8千円 次ページにわたり 75万2千円の増
主に、福祉バス車検に対する経費と運行委託料の増であります。

福祉交通回数券助成 1,076万3千円 1万3千円の減
高齢者及び障がい者に対する交通回数券助成の計上であります。

高齢者等通院交通費助成 123万円 3万円の増
医療機関の通院に対する交通費助成の計上であります。

保健・医療・福祉総合サービス調整 11万2千円 3万2千円の増
調整委員会開催見込み増に伴う特別旅費の計上であります。

老人福祉電話貸与 2万2千円 増減なし
電話を保有していない世帯への電話貸与の計上であります。

敬老会 686万6千円 2万3千円の増

敬老会に対する各自治会への補助金などの計上で、主に、記念品ほか 17万円は、解散した自治会の対象者に対する記念品の計上であります。

次ページ

長寿祝金 543万円 33万円の増

支給対象者見込による増であります。

高齢者事業団育成 30万円 増減なし

老人福祉施設 290万6千円 53万4千円の増

特別養護老人ホームなどに係る施設管理費の計上で、主に、特別養護老人ホーム心和園屋上脱気筒の修繕料の増であります。

成年後見推進 222万2千円 86万4千円の増

成年後見推進委託料の増であります。

元気いきいき高齢者応援 149万2千円 43万3千円の増

支給対象者見込による増であります。

老人福祉施設建設構想検討 50万5千円 次ページにわたり 2千円の減
老朽化が進む老人福祉施設の改築に向け、主に、視察旅費などの計上であります。

特別養護老人ホーム心和園備品整備事業 3,188万5千円 2,976万6千円の増

経年劣化により使用に支障を来している冷蔵庫及び冷凍庫5台、IH調理器2台、食器消毒保管庫3台、食洗機1台、特殊浴槽ほかの購入費の計上であります。

なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

デイサービスセンター車両整備事業 523万7千円 皆増

リフト付き送迎車両1台の購入費の計上であります。

介護保険利用者負担軽減措置 140万3千円 2千円の増

低所得者の利用者負担額の軽減補助金の計上であります。

介護人材育成等支援 120万円 増減なし

町内居宅介護支援事業所において、不足している介護支援専門員の確保を図るための人材確保奨励金4人分の計上であります。

5目 後期高齢者医療費 1億7,114万7千円 2,480万6千円の増
2事務事業の計上であります。

後期高齢者医療特別会計 5,012万1千円 415万5千円の増
特別会計への繰出金であります。

次ページ

後期高齢者医療一般 1億2,102万6千円 2,065万1千円の増
北海道後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の計上であります。

6目 国民年金費 国民年金一般 10万1千円 1万1千円の減
主に、消耗品費の減であります。

7目 自治振興費 3,462万1千円 287万5千円の減
4事務事業の計上であります。

自治振興一般 190万2千円 9千円の増
主に、各自治会助成の増であります。

自治会活動活性化支援 300万円 増減なし
自治会活動に対する助成金の計上であります。

地域公共交通対策 1,890万2千円 340万6千円の減
次ページにわたり、

デマンドバス運行にかかる委託料ほかの計上で、
主に、地域公共交通計画見直しに伴う市町村運営有償運送業務委託料 103万6千円の増と昨年計上の地域公共交通計画の更新に伴う
協議会への負担金 460万1千円の減であります。

地方バス路線維持対策 1,081万7千円 52万2千円の増
生活交通路線等への運行助成の計上であります。

8目 社会福祉施設費 4,339万3千円 463万4千円の増
7事務事業の計上であります。

コミュニティセンター 90万円 4万1千円の増
コミュニティセンター2カ所の維持管理経費の計上で、
主に、施設電気料の増であります。

集会所 615万4千円 31万2千円の増 次ページにわたり、
集会所13カ所の維持管理経費の計上で、
主に、施設電気料 26万4千円の増と施設用備品購入 31万7千円の増は、
宮園丘陵地区集会所の防災用絨毯購入費の計上であります。

生活館 28万3千円 2千円の増
主に、燃料費の増であります。

生活改善センター 575万8千円 70万7千円の増
施設の維持管理経費の計上で
主に、調査項目の増に伴う特殊建築物等定期調査委託料 17万6千円と光熱
費の高騰に伴う指定管理委託料 50万円の増であります。

次ページ

片無去地区集会所整備事業 1,024万1千円 皆増
外壁及び屋根改修工事費の計上であります。

末広地区集会所整備事業 1,607万8千円 皆増
集会所1棟の建設工事費の計上であります。

社会福祉センター整備事業 397万9千円 皆増
自動火災報知設備、自動ドア改修及び正面玄関タイル改修に対する社会福祉協
議会への補助金の計上であります。

諸費は、予算計上ゼロのため廃目となります。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費
5,694万1千円 149万9千円の増
6事務事業の計上であります。

子ども・子育て会議 23万8千円 増減なし
委員報酬及び費用弁償の計上であります。

児童福祉一般 4, 762万7千円 20万6千円の増

主に、子育て短期支援業務委託料 11万4千円 新規計上は、保護者が疾病や仕事等により子どもの養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設において、短期間子どもを預けられるよう委託するもので、その他、カトリック、さくら幼稚園に対する施設型給付費負担金や、利用児童増加に伴う施設等利用助成 12万7千円の増であります。

次ページ

児童手当支給事務 13万2千円 6千円の減

子ども・子育て支援事業計画策定 237万9千円 皆増

第3期 子ども・子育て支援事業計画策定に伴う経費の計上であります。

太田へき地保育所 103万3千円 15万2千円の減

入所見込み児童数5人分の保育経費の計上で、主に、燃料費の増や賄材料費などの減と昨年計上の事務用備品購入費の減であります。

子育て支援対策 553万2千円 92万8千円の減 次ページにわたり、次世代出産祝金支給、幼稚園等給食費助成、妊婦健康診査通院費助成ほかの計上で、主に、出産見込数による祝金 20万円の減と児童数減少に伴う幼稚園等給食費助成 76万3千円の減であります。

2目 児童措置費 児童手当 8, 715万5千円 771万円の減
見込み児童数の減に伴う児童手当の減であります。

3目 ひとり親福祉費 602万1千円 76万9千円の増
2事務事業の計上であります。

ひとり親家庭等医療 581万6千円 71万6千円の増
医療費見込みによる計上であります。

ひとり親家庭等医療事務 20万5千円 5万3千円の増
主に、受給者証郵送料の増であります。

4目 児童福祉施設費
3, 682万9千円 187万1千円の増
6事務事業の計上であります。

保育所一般 302万2千円 47万5千円の減 次ページにわたり、
主に、昨年計上の樹木伐採手数料 33万円の減と保護者連絡システム整備委託料 41万8千円の減のほか、給食栄養管理システム使用料 11万1千円の計上であります。

子育て支援センター 42万2千円 6万7千円の減
主に、昨年計上の公用車車検代経費の減と施設用備品購入 5万8千円は、除湿機1台の購入費の計上であります。

しんりゅう保育所 2,019万円 261万7千円の増
次ページにわたり、
入所児童見込み数113人分の保育経費の計上で、
主に、光熱水費 74万8千円の増及び賄材料費 158万2千円の増であります。

しんりゅう保育所（世代間交流） 12万1千円 1万1千円の増
児童数増に伴う食糧費の増であります。

あつけし保育所 1,300万8千円 20万5千円の減 次ページにわたり、
入所児童見込み数63人分の保育経費の計上で、
主に、燃料費 16万7千円の増、光熱水費 31万2千円の増及び賄材料費 81万5千円の減で、施設用備品購入 13万4千円は、会議用椅子12脚の購入費の計上であります。

あつけし保育所（世代間交流） 6万6千円 1万円の減
児童数減に伴う食糧費の減であります。

5目 児童館運営費 362万7千円 51万9千円の増
4事務事業の計上であります。

児童館運営委員会 5万円 増減なし
委員報酬及び費用弁償の計上であります。

児童館一般 5千円 増減なし

友遊児童館 179万2千円 34万6千円の増 次ページにわたり
施設運営経費の計上で、
主に、施設消耗品費 29万9千円の増と図書教材購入 5万4千円は、一輪車3台の購入費の計上であります。

子夢希児童館 178万円 次ページにわたり 17万3千円の増
施設運営経費の計上で、
主に、網戸修繕料 9万9千円の増と図書教材購入 5万8千円は、一輪車3
台の購入費の計上であります。

154ページ

4款 衛生費 1項 保健衛生費
1目 衛生予防費 186万3千円 352万7千円の減
4事務事業の計上であります。

公衆浴場 106万円 10万円の減
公衆浴場経営に対する補助金の計上であります。

有害動物対策 24万1千円 14万3千円の増
主に、事務用備品購入 14万3千円は、スズメバチ駆除用の防護服1着の購
入費の計上であります。

病症媒介動物対策 9万5千円 4万7千円の増
主に、エキノコックス症媒介動物対策に伴うベイト散布用消耗品の購入費の計
上であります。

畜犬登録・狂犬病予防 46万7千円 17万7千円の減
主に、昨年計上の事務用備品購入 20万円の減であります。

2目 健康推進費 7,451万2千円 683万4千円の増
17事務事業の計上であります。

健康推進一般 2,313万3千円 93万3千円の増
次ページにわたり、
主に、健康まつり代替事業実施に伴う経費の計上のほか、厚岸郡救急医療確保
負担金 153万5千円の増であります。

母子保健 452万9千円 33万8千円の減
妊婦健康診査、乳幼児健康診査や不妊治療費助成など、母子保健推進に必要な
経費の計上で、
主に、対象治療の医療保険適用に伴い、昨年計上の特定不妊治療費助成 22
万5千円の減であります。

妊婦・出産包括支援 393万6千円 52万2千円の減 次ページにわたり
妊婦、子育てに対する支援等の計上で、
主に、利用者見込みによる、養育支援訪問事業委託料 13万5千円の減と産
後ケア事業利用料助成 10万8千円の減であります。

出産・子育て応援 735万5千円 皆増
妊娠期から出産・子育てまで、一貫して寄り添う支援に伴う経費の計上で、
子育て世代包括支援センターによる面談、アンケートの実施のほか、出産応援
金は、1人につき5万円を給付するもので、対象見込み75件 375万円の
給付金と子育て応援金は、1人につき5万円を給付するもので、対象見込み5
5件 275万円を給付する補助金の計上であります。

予防接種 1,882万6千円 18万2千円の増
次ページにわたり
各定期予防接種委託料の接種見込みによる計上であります。

子どもインフルエンザワクチン予防接種
118万1千円 48万8千円の減

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 61万5千円 23万6千円の減
それぞれ、接種見込みによる計上であります。

エキノкокクス症対策 72万8千円 8万2千円の減
主に、検査委託料の減であります。

次ページ

がん予防保健 835万8千円 85万3千円の減
各種がん検診委託料の受診見込による計上であります。

特定健康診査等 253万3千円 57万3千円の減
主に、受診見込みによる特定健康診査委託料の減であります。

健康増進 85万3千円 増減なし

感染症対策 1万1千円 次ページにわたり 増減なし

未熟児養育医療給付 18万1千円 増減なし

健康増進機器整備事業 155万7千円 皆増

トレッドミル1台の購入費の計上であります。

なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

精神障害者医療 27万1千円 増減なし

難病対策 37万7千円 10万1千円の減

対象者見込による通院費助成の減であります。

精神障害者社会復帰支援 6万8千円 増減なし

3目 墓地火葬場費 1,585万2千円 782万8千円の増
5事務事業の計上であります。

斎場 727万9千円 24万4千円の増 次ページにわたり
施設の管理運営経費の計上で、
主に、施設燃料費の増であります。

霊園 102万6千円 38万6千円の増
施設の管理運営経費の計上で、
主に、霊園の区画変更などに伴う修繕料の増であります。

墓地 12万7千円 9万6千円の減
主に、昨年計上の墓地看板印刷製本費の減であります。

町外火葬施設使用料助成 27万円 14万4千円の増
使用見込み件数による計上であります。

斎場整備事業 715万円 皆増
動力制御盤及びバーナー操作盤設備改修工事費の計上であります。

次ページ

4目 水道費 6,339万7千円 1,549万9千円の増
2事務事業の計上であります。

水道事業会計 3,907万9千円 179万9千円の減
水道事業会計への負担金及び補助金であります。

簡易水道事業特別会計 2, 431万8千円 1, 729万8千円の増
特別会計への繰出金であります。

5目 病院費 病院事業会計 3億8, 800万円 2千円の増
当初予算計上として、繰出基準に基づく負担金の計上であります。

6目 子ども医療費 3, 063万4千円 408万1千円の減
2事務事業の計上であります。

子ども医療 2, 947万9千円 422万1千円の減
子ども医療事務 115万5千円 14万円の増
18歳までの医療費の無料化見込みの計上であります。

諸費 予算計上ゼロのため廃目となります。

2項 環境政策費 1目 環境対策費
2, 923万4千円 220万2千円の増
7事務事業の計上であります。

環境審議会 18万8千円 増減なし
審議会開催経費の計上であります。

次ページ

環境対策一般 173万1千円 3千円の減
消耗品費の減であります。

環境調査監視 407万円 20万9千円の増
水質検査委託料の増であります。

環境マネジメントシステム 7千円 増減なし

省エネルギー普及 19万1千円 8万4千円の増
事業者向け省エネ講習会の講師派遣に対する特別旅費の計上であります。

特定外来生物対策 14万7千円 増減なし

環境保全基金 2, 290万円 1, 190万円の増 次ページにわたり
基金積立金の計上であります。

2目 水鳥観察館運営費 305万円 31万8千円の増
3事務事業の計上であります。

厚岸水鳥観察館 141万3千円 21万6千円の増
館運営経費ほかの計上で、
主に、施設管理委託料 12万9千円の増であります。

厚岸湖・別寒辺牛湿原 学術研究奨励 143万円 10万5千円の増
審査委員に対する特別旅費の増であります。

湿地情報交流 20万7千円 次ページにわたり 3千円の減

3目 廃棄物対策費 702万9千円 64万8千円の増
3事務事業の計上であります。

廃棄物対策一般 248万7千円 4万8千円の減
主に、事務消耗品及び手数料の減であります。

清掃手数料事務 336万8千円 58万6千円の増
主に、徴収・賦課調査委託料の増であります。

生ごみ分別・資源化 117万4千円 11万円の増
主に、生ごみ分別用水切り容器及び消臭液などの増であります。

4目 ごみ処理費 2億2,730万2千円 1,547万1千円の減
6事務事業の計上であります。

ごみ収集・ごみ処理場運転 1億6,456万円 330万円の増
次ページにわたり、
主に、ごみ収集・運搬に係る委託料の計上であります。

海岸漂着物対策 82万5千円 111万1千円の減
海岸漂着ごみや漁業者が操業中に陸揚げした漂流・海底ごみの処理費の計上で
あります。

釧路広域連合 4,528万円 3万9千円の増
釧路広域連合のごみ処理に係る負担金の計上であります。

基幹的設備改良事業（釧路広域連合） 71万円 2,026万9千円の減
釧路広域連合が令和2年度から令和5年度に実施する、基幹的設備改良事業について、構成市町村の負担金の計上であります。

ごみ処理場一般 24万1千円 6万8千円の減
主に、昨年計上の事務用備品購入費の減であります。

ごみ処理場管理 1,568万6千円 263万8千円の増
次ページにわたり

主に、施設電気料 83万9千円の増やショベルローダーほか車両修繕料 160万8千円の増と小型電子機器処理及び木質系廃棄物処理委託料 79万2千円の増であります。

5目 し尿処理費 8,947万9千円 138万1千円の増
2事務事業の計上であります。

し尿収集 5,270万8千円 248万2千円の増
し尿の収集に係る委託料の計上であります。

汚水処理施設管理 3,677万1千円 110万1千円の減
し尿処理に係る施設管理経費の計上で、
主に、施設修繕料 418万5千円の減と施設運転管理委託料 257万4千円の増であります。

6目 下水処理費 生活排水処理施設整備事業
1,100万円 次ページにわたり 200万円の増
合併処理浄化槽設置に伴う補助金の計上であります。

182ページ

5款 農林水産業費 1項 農業費
1目 農業委員会費 1,079万4千円 128万6千円の減
6事務事業の計上であります。

農業委員会 877万8千円 146万6千円の減
主に、昨年計上の委員視察旅費の減であります。

農業委員会事務局 75万5千円 17万円の減
主に、昨年計上の視察随行旅費の減であります。

農業後継者対策 50万円 35万円の増
支援協議会への補助金の増であります。

農業者年金事務 29万1千円 増減なし

次ページ

事務適正・農地有効活用支援 46万4千円 増減なし

農地保有合理化事業等業務委託 6千円 増減なし

2目 農業振興費 8,902万2千円 443万円の減
10事務事業の計上であります。

農業振興一般 3万9千円 増減なし

農業経営 基盤強化資金 利子補給 50万4千円 21万6千円の減

畜産経営維持 緊急支援資金 利子補給 9万9千円 8千円の減

畜産特別支援資金 利子補給 9万4千円 6千円の減
各資金利子補給の減であります。

農業次世代人材投資事業給付金給付 450万円 皆増 次ページにわたり
新規就農者3件分に対しての補助金の計上であります。

中山間地域等直接支払事業 5,655万2千円 601万7千円の減
中山間地域等直接支払推進事業 23万8千円 増減なし
それぞれ、当該事業の交付金及び事務費の計上であります。

多面的機能支払交付金事業 1,315万8千円 27万2千円の減
多面的機能支払推進事業 17万2千円 増減なし
それぞれ、当該事業の交付金及び事務費の計上であります。

新規就農者誘致奨励事業 1,366万6千円 58万9千円の増
新規就農者3件に対する奨励金の計上であります。

3目 畜産業費 2億3,403万9千円 1億424万8千円の増
5事務事業の計上であります。

畜産業一般 27万4千円 1万1千円の減
損害保険料の減であります

矢臼別演習場 周辺農業用 施設等 整備事業（浜中農業協同組合）
2,884万7千円 皆増
油圧ショベル1台、サブソイラー1台、アッパーローター1台、マルチシードローラー1台の整備に対する補助金の計上であります。

矢臼別演習場 周辺農業用 施設等 整備事業（釧路太田農業協同組合）
1億5,608万4千円 1億1,733万4千円の増
モアコンディショナー（牧草刈取機）1台と自走式ハーベスター2台の整備に対する補助金の計上であります。

町営牧場整備事業 2,508万4千円 692万4千円の減
ふん尿処理施設の更新に伴う実施設計委託料の計上であります。

町営牧場 管理用機械 整備事業 2,375万円 3,499万8千円の減
ツインレーキ、デスクモアほか管理用機械の購入費の計上であります。
なお、町営牧場整備事業及び町営牧場管理用機械整備事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

5目 農地費 1億5,921万5千円 2,321万1千円の減
5事務事業の計上であります。

農地一般 14万1千円 3万円の増
主に、単価データ利用料の増であります。

次ページ

道営土地改良事業監督等補助業務 6万4千円 皆増
改良事業監督業務の事務費の計上であります。

道営大別地区 公共牧場 草地整備事業 2,375万円 375万円の増
草地整備改良にかかる負担金の計上であります。

水利施設等保全高度化事業 1億1,201万円 5,030万5千円の減
太田・片無去地区の水源の見直しを含めた再編更新と水源を河川より地下水へ変更するほか、老朽化した配水管の更新整備費の計上であります。

道営釧路太田地区草地整備事業 2, 325万円 皆増
測量試験費にかかる負担金の計上であります。

6目 牧野管理費 1億9, 611万8千円 3, 394万3千円の増
3事務事業の計上であります。

町営牧場運営委員会 10万6千円 増減なし

町営牧場 1億9, 112万8千円 3, 084万8千円の増
次ページにわたり、

町営牧場の管理運営にかかる経費の計上であります。

主に、肥料、牧草ロール、燃料費、光熱水費の増のほか、産業廃棄物委託料
133万8千円の増で、機械器具購入 27万8千円は、老朽化した刈払機な
どの作業器具の更新に伴う計上であります。

町営牧場ヒグマ防除対策 488万4千円 309万5千円の増
ヒグマ対策による電気柵資材の購入であります。

7目 農業施設費 1, 143万8千円 599万8千円の増
196ページにわたり 4事務事業の計上であります。

尾幌酪農ふれあい広場 251万1千円 12万1千円の増
施設管理経費の計上で、
主に、浄化槽保守点検委託料の増であります。

上尾幌ふれあい体験農園 51万5千円 3万5千円の増
施設管理経費の計上で、
主に、浄化槽保守点検委託料の増であります。

太田活性化施設 211万3千円 37万8千円の増 次ページにわたり
施設管理経費の計上で、
主に、特殊建築物等定期調査委託料 15万4千円の増と施設指定管理委託料
17万2千円の増であります。

農業農村活性化施設整備事業 629万9千円 546万4千円の増
尾幌酪農ふれあい館のインターロッキングほか改修補修工事費と上尾幌ふれあ
い体験農園管理棟外壁修繕料の計上であります。

8目 農業水道費 4, 436万1千円 1, 561万7千円の増
8事務事業の計上であります。

農業水道一般 192万2千円 29万7千円の増
主に、給水台帳整備委託料の増であります。

水道料金計算収納 60万4千円 1万2千円の増
主に、検針徴収委託料の増であります。

水質検査 122万1千円 増減なし

農業水道施設 1, 185万3千円 65万1千円の増 次ページにわたり、
水道施設の管理経費の計上で、
主に、各施設電気料 65万6千円の増のほか、水道施設管理委託料 33万
円の増であります。

検満及び新設メーター整備事業 95万1千円 3千円の減
検針メーター更新1台、新設メーター設置3台の計上であります。

別寒辺牛浄水場整備事業 792万円 315万円の増
ろ過池整備1基の更新に伴う工事費の計上であります。

別寒辺牛取水場整備事業 296万円 皆増
井戸洗浄及びポンプ更新に伴う委託料の計上であります。

トライベツ取水場整備事業 1, 693万円 855万円の増
井戸掘削、揚水試験及び水質検査に伴う委託料の計上であります。

9目 堆肥センター費
堆肥センター 1, 358万4千円 251万8千円の増
次ページにわたり、
施設の管理運営経費の計上で、
主に、ホイルローダ用タイヤ購入 118万3千円の計上と施設電気料 98
万円の増ほかの計上であります。

2項 林業費 1目 林業総務費 4, 157万6千円
51万7千円の減、
7事務事業の計上であります。

林業一般 89万7千円 85万8千円の減
主に、昨年度計上の林道修繕料 65万7千円の減と北海道治山林道協会釧路
支部に対する負担金 29万2千円の減であります。

町有林管理 177万4千円 10万4千円の減
主に、森林保険料の減であります。

公的分収林管理 6千円 増減なし

次ページ

有害鳥獣駆除奨励 438万7千円 27万8千円の減
主に、ヒグマ及びエゾシカなどの駆除に対する野生鳥獣被害対策協議会の負担金 13万3千円の減と昨年計上の同協議会に対する備品購入分 10万3千円の減であります。

森林資源利活用 1,361万3千円 173万3千円の増
林地残材等収集・おが粉製造委託料の増であります。

森林環境譲与税基金 1,715万9千円 264万9千円の減
譲与税を財源とする基金への積立金であります。

木質バイオマスボイラー整備事業 374万円 皆増
町営温水プールへの木質バイオマスボイラー導入の実施設計委託料の計上であります。

2目 林業振興費 4,528万3千円 987万7千円の増
6事務事業の計上であります。

森林整備 担い手対策推進 20万2千円 2万円の減 次ページにわたり、
林業労働力を確保するための負担金の計上であります。

民有林振興対策事業 1,084万3千円 7万9千円の減
造林植栽47.80ヘクタールの民有林工事費に対する補助金の計上であります。

町民の森造成事業 300万円 30万円の増
町民の森造成実行委員会への補助金の計上であります。

水源かん養林取得事業 698万6千円 367万5千円の増
水源かん養林5.76ヘクタールの取得関連経費の計上であります。

道営林道別寒辺牛2号線開設事業 1,850万円 304万9千円の増
道営事業の林道整備に伴う厚岸町負担分の計上であります。

私有林整備事業 575万2千円 295万2千円の増
造林植栽23.98ヘクタールの私有林工事費に対する補助金の計上であります。

3目 造林事業費 5,149万円 51万円の減
2事務事業の計上であります。

造林事業 5,090万8千円 79万1千円の減
次ページにわたり、
町有林の樹下植栽、保育下刈などの工事費の計上であります。

公的分収林整備推進事業 58万2千円 28万1千円の増
下刈り及び間伐工事費の計上であります。

4目 林業施設費 144万1千円 6万7千円の増
2事務事業の計上であります。

緑のふるさと公園 31万5千円 1千円の減
施設の管理運営経費の計上であります。

木工センター 112万6千円 次ページにわたり 6万8千円の増
施設の管理運営経費の計上で、主に、施設燃料費及び電気料の増であります。

5目 特用林産振興費
きのこ菌床センター 4,693万4千円 775万円の増
施設管理運営経費の計上で、主に、施設の燃料費 282万6千円の増、電気料 69万1千円の増、修繕料 56万9千円の増は、主に、2次培養ハウスの暖房機修繕料などの増と新規就農者などによる菌床製造材料購入費 365万9千円の増であります。

3項 水産業費 1目 水産業総務費 661万5千円 126万2千円の増
4事務事業の計上であります。

水産業一般 557万2千円 32万2千円の増
水産関連団体への負担金、補助金の計上で、
主に、北海道漁港漁場協会負担金の増であります。

船員法事務 3千円 増減なし

海岸管理 10万円 増減なし

廃棄漁網利活用 94万円 皆増

町内で発生した廃棄漁網を再資源化し、その素材を利用して生産されたランドセルの購入費に対して、2万円の助成をするもので、令和6年4月に入学する児童見込み数47名分の計上であります。

2目 水産振興費 3,833万6千円 1,259万3千円の増
9事務事業の計上であります。

水産振興一般 14万8千円 52万6千円の減
主に、昨年度計上の釧路昆布普及協議会への負担金の減であります。

漁業近代化資金 利子補給 310万9千円 18万8千円の増
利子補給の増であります。

ヒトデ駆除事業 次ページにわたり 72万円 増減なし
昆布漁場改良事業 646万円 増減なし
アサリはさみ漁場回復事業 37万5千円 増減なし
ホタテ籠養殖試験事業 45万円 増減なし
それぞれ、事業主体である厚岸漁業協同組合への補助金の計上であります。

環境・生態系保全活動支援事業 50万1千円 25万円の増
活動支援事業の事務経費の計上であります。

水産多面的機能発揮対策支援事業 209万円 10万円の減
昆布漁場の岩盤清掃及び肉食性巻貝やヒトデ駆除に対する負担金の計上であります。

赤潮対策緊急支援事業 2,448万3千円 1,278万1千円の増
北海道東部の太平洋沿岸で発生した赤潮被害に対する負担金の計上であります。

3目 漁港管理費 1,348万3千円 49万4千円の減
4事務事業の計上であります。

漁港管理一般 9万2千円 次ページにわたり 増減なし

漁港施設 1, 032万7千円 113万9千円の増

漁港施設に係る管理経費の計上で、

主に、施設電気料 22万5千円の増、湖南地区漁港施設清掃委託料 21万4千円の増と燃料費の増に伴う衛生管理型漁港施設負担金 49万8千円の増であります。

漁港機能増進事業 41万6千円 皆増

床潭漁港整備に伴う厚岸町負担分の計上であります。

漁港等環境整備事業 264万8千円 皆増

廃船処理の事業主体である厚岸漁業協同組合への補助金の計上であります。

5目 養殖事業費 3, 551万1千円 939万6千円の増

6事務事業の計上であります。

漁場造成環境調査事業 95万2千円 次ページにわたり 増減なし

カキ種苗センター 1, 772万6千円 249万1千円の増

カキ種苗センター管理運営にかかる経費の計上で、

主に、施設燃料費 119万7千円の増及び電気料ほか 165万8千円の増であります。

カキ種苗生産 336万7千円 1万2千円の減

カキ種苗生産に係る経費の計上であります。

水産増養殖調査研究 315万円 次ページにわたり 増減なし

カキ種苗生産・調査研究に係る経費の計上であります。

カキ種苗センター整備事業 931万5千円 689万円の増

海水精密ろ過設備ほか改修工事費の計上であります。

カキ種苗センター備品整備事業 100万1千円 2万7千円の増

製氷機1台と理化学用冷凍庫1台の購入費の計上であります。

6目 水産施設費 564万5千円 303万9千円の増

4事務事業の計上であります。

漁村環境改善総合センター 99万3千円 14万8千円の増

施設の管理運営費の計上で、主に、特殊建築物等定期調査委託料の増であります。

床潭地区漁村センター 32万4千円 2万5千円の増 次ページにわたり
施設の管理運営費の計上で、主に、施設電気料の増であります。

水産種苗生産センター 268万4千円 122万2千円の増
ウニ種苗生産施設の管理経費の計上で、
主に、清掃回数の増に伴う受水槽清掃委託料 121万1千円の増であります。

水産種苗生産センター整備事業 164万4千円 皆増
海水取水管取替工事に対する補助金の計上であります

7目 全国豊かな海づくり大会推進事業費 1,517万9千円
1,324万7千円の増
全国豊かな海づくり大会関係経費の4事務事業の計上であります。

記念写真講座・写真展 19万円 皆増
大会を記念して、町民を対象に写真講座と写真展の経費の計上であります。

次ページ

旧消防庁舎シャッターアート制作 178万8千円 皆増
旧消防庁舎のシャッターを活用したアート制作費の計上であります。

全国豊かな海づくり大会推進 1,065万4千円 872万2千円の増
主に、大会100日前イベントとして開催するシンポジウムの開催経費など、
あつけし実行委員会への補助金ほか大会関連経費の計上であります。

記念講演会・上映会 254万7千円 皆増
主に、情報館において、児童の夏休み期間中に水中写真家による講演会と写真
展の開催のほか、映画借上料の計上であります。

なお、第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会開催記念事業等一覧表を参考
資料として提出しておりますので、ご参照願います。

224ページ

6款 1項 商工費 1目 商工総務費
392万5千円 143万5千円の増
6事務事業の計上であります。

商工一般 9万2千円 増減なし

商工施設 119万4千円 85万円の増

松葉憩いの広場、及び職業訓練センターの管理経費の計上で、主に、松葉憩いの広場ダスト舗装などの修繕料 62万7千円の増と広場污水管清掃に伴う手数料 19万5千円の計上であります。

消費生活 43万5千円 18万9千円の増

主に、特殊詐欺被害防止のため、固定電話に取付できる自動通話録音機の購入費などに対して、上限額1万円の助成をするもので、見込み件数20件分の計上であります。

消費者行政推進 208万1千円 38万7千円の増

啓発用パンフレットの作成や消費生活講演会など消費者行政活動関連経費の計上で、主に、啓発用カレンダーの印刷製本費 44万4千円の増であります。

次ページ

労働 11万8千円 9千円の増

各負担金の計上であります。

季節労働者対策 5千円 増減なし

2目 商工振興費 3,123万2千円 46万7千円の増

8事務事業の計上であります。

小規模商工業者 設備近代化資金 貸付推薦審査委員会

10万3千円 増減なし

商工振興一般 1,410万7千円 67万8千円の増

主に、商工会に対する補助金 39万2千円の増のほか、経年劣化により、使用不能となっている沿道装飾品に対する商店会及び湖北商業連合会への補助金の計上であります。

小規模商工業者 設備近代化 資金貸付

156万8千円 6万5千円の減

資金利子補給の減であります。

次ページ

中小企業融資 847万2千円 14万5千円の減
貸付状況見込みによる利子補給及び保証料の計上であります。

中小企業振興会議 5万7千円 増減なし

住宅用太陽光発電システム設置奨励 90万円 増減なし
奨励費6件分の計上であります。

ハッピーブライダル奨励 102万5千円 1千円の減
奨励費2件分ほかの計上であります。

特産品等開発支援 500万円 増減なし
地域資源を活用した特産品の開発にかかる補助金5件分の計上であります。

3目 食文化振興費 5,371万2千円 4,278万4千円の減
4事務事業の計上であります。

味覚ターミナル・道の駅 3,656万2千円 60万2千円の減
次ページにわたり
味覚ターミナル・コンキリエの管理経費ほかの計上で、
主に、修繕料 35万9千円の減と指定管理委託料 60万9千円の減であります。

厚岸味覚ターミナル整備事業 1,621万4千円 4,217万4千円の減
外壁アスベスト含有調査、電話設備更新、海水冷却用装置等改修、太陽光発電システム蓄電池交換工事費などの計上であります。

食文化振興 10万6千円 増減なし

物産交流・宣伝 83万円 8千円の減
主に、記念品ほかの減であります。

次ページ

4目 観光振興費 7億3,426万5千円 1億6,485万6千円の増
6事務事業の計上であります。

観光振興一般 1, 346万2千円 866万4千円の減
観光関連団体等への負担金・補助金の計上で、
主に、昨年計上の観光振興計画策定委託料 487万8千円の減と主に、事務局員1名減に伴う厚岸観光協会に対する補助金 380万5千円の減であります。

観光宣伝 1, 210万3千円 501万7千円の増
観光宣伝に係る経費の計上で、
主に、観光パンフレット増刷に伴う印刷製本費 24万2千円の増、広告料 139万3千円の増は、札幌市営地下鉄への帯広告92万円とSNSを活用した動画配信 47万3千円の計上のほか、周遊ルートマップ制作委託料 235万6千円の計上と厚岸町観光プロモーション実行委員会に対する補助金 63万円の増であります。

桜保護育成 39万5千円 13万9千円の減
主に、昨年計上の先進地視察旅費の減であります。

あやめ保護育成 44万6千円 4万1千円の減
昨年計上の保護育成対策協議会委員に対する謝礼金及び特別旅費の減であります。

厚岸霧多布昆布森国定公園誘客促進 432万6千円 94万1千円の減
国定公園化を契機に、観光客の誘客促進を図る経費の計上で、
国定公園連絡協議会負担金の計上とアウトドア体験費及びアウトドアガイド育成補助金の計上で、昨年計上の宿泊者に対する国定公園記念キャンペーンプレゼント用賞品などの減であります。

ふるさと納税 4億567万2千円 1億2,931万1千円の増
次ページにわたり、
ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案しての返礼品及び
ふるさと納税支援サービス委託料や宣伝費などのほか、厚岸観光協会へのふるさと納税推進業務委託料の計上であります。

ふるさと納税基金 2億9,786万1千円 7,422万2千円の増
ふるさと納税による寄附金収入見込み7億円を勘案しての基金積立金であります。

5目 観光施設費 1億1,168万5千円 7,821万1千円の増
7事務事業の計上であります。

子野日公園 303万6千円 46万5千円の増
公園管理経費の計上で、主に、造成駐車場整備に対する砕石購入費 29万1千円の増と機械器具購入74万8千円は、公園内の斜面などの草刈り作業に使用する歩行型芝刈機1台の購入と公園主園路沿いの桜ライトアップの実施に要する仮設照明灯10基の購入費の計上であります。

愛冠野営場 467万5千円 130万6千円の増
野営場管理経費の計上で、
主に、バンガロー及び管理棟ドア修繕及び炭焼炉修繕料 81万5千円の増と施設補修に伴う資材購入 38万5千円の増であります。

その他観光施設 812万円 58万6千円の増 次ページにわたり、
施設の管理運営経費の計上で、
主に、ピリカウタ広場スクエアシェルター解体、愛冠岬木製看板修繕及びあやめヶ原木製看板修繕料 8万8千円の増と施設管理委託料 38万3千円の増であります。

子野日公園整備事業 3,905万円 1,905万円の増
桜見本園へ通じる散策路改修の工事費の計上であります。

あつけし望洋台整備事業 220万円 皆増
駐車場舗装工事費の計上であります。

原生花園あやめヶ原整備事業 4,436万3千円 皆増
老朽化している原生花園あやめヶ原西側の牧柵工事費の計上であります。

末広海岸広場整備事業 1,024万1千円 皆増
オーストラリア・クラレンス市との姉妹都市提携ゆかりの地である末広海岸展望広場の通路柵と転落防止柵の工事費の計上であります。

6目 諸費 930万5千円 5,051万1千円の減 次ページにわたり
緊急経済対策資金融資 930万5千円 150万7千円の減
新型コロナウイルス感染症経済支援対策で実施した融資資金総額6億円の利子補給の計上であります。

242ページ

7款 土木費 1項 土木管理費

1目 土木総務費 22万9千円 603万4千円の減

土木一般 22万9千円 5万円の増
事務費 及び 関係団体負担金の計上で、
主に、北海道道路整備促進協会負担金の増であります。

2目 土木車両管理費 車両管理 1, 166万8千円 101万9千円の増
土木車両の維持運行管理に係る経費の計上で、
主に、車両燃料費 41万3千円の増と車両修繕料 50万1千円の増であります。

3目 土木用地費 214万6千円 3万2千円の増
2事務事業の計上であります。

土木用地一般 41万9千円 増減なし
用地測量に伴う事務経費の計上であります。

次ページ

用地測量 172万7千円 3万2千円の増
用地測量に伴う経費の計上で、測量基準点設置委託料の増であります。

4目 地籍調査費 地籍調査一般 226万1千円 8万8千円の増
地番集成図修正委託料の増であります。

2項 道路橋梁費 1目 道路橋梁維持費
2億168万4千円 906万8千円の増
7事務事業の計上であります。

道路橋梁一般 101万3千円 増減なし
主に、道路台帳図 新規補正 業務委託料であります。

道路橋梁管理 1, 630万5千円 90万5千円の増 次ページにわたり
町道の維持、管理作業に係る経費の計上で、
町道舗装道路・側溝修繕料のほか、機械器具購入 5万9千円の増は、道路維持に使用する刈払機1台の購入費の計上であります。

道路照明管理 2, 823万5千円 283万5千円の増
道路照明の維持管理経費の計上で、道路照明電気料の増であります。

町道歩道整備事業 2, 898万8千円 301万2千円の減
住の江町通り舗装 306メートルの改修と真栄・宮園植樹柵改修 325平方メートルの工事費の計上であります。

町道舗装整備事業 7, 374万3千円 3, 155万8千円の増
港町2条通り 実施設計ほか、真栄大通り 304メートル、真栄2条通り 180メートル、松葉町横12の通り 56.93メートル、松葉横1の通り 101.03メートルの補修工事費の計上であります。

橋梁長寿命化整備事業 1, 340万円 1, 160万円の減
泰平橋、帆澗貝橋の実施設計委託料と泰平橋の改修工事費の計上であります。

太田片無去間道路整備事業 4, 000万円 皆増
崩落した太田片無去間道路の法面整備工事費の計上であります。

2目 道路新設改良費

4億2, 073万4千円 1億3, 306万3千円の減 次ページにわたり
11事務事業の計上であります。

床潭末広間道路整備事業

2億667万1千円 1億1, 185万5千円の減
改良舗装 38メートル、地すべり観測調査などの計上であります。

太田2号道路整備事業（令和5国債）

1, 189万6千円 皆増
改良舗装 192メートルの工事費などの計上であります。

太田2号道路整備事業（令和5単歳） 次ページにわたり、
978万1千円 皆増
用地確定測量や道路用地購入費などの計上であります。

実験所道路法面整備事業 4, 500万円 3, 600万円の増
実験所道路の法面整備の工事費のほか、電柱移転補償費の計上であります。

太田2号道路 防雪柵 整備事業 2, 008万4千円 170万円の増
防雪柵 72メートルの工事費などの計上であります。

トライベツ地区町道法面整備事業 3, 608万4千円 330万円の減
法面整備の工事費の計上であります。

なお、太田2号道路防雪柵整備事業及びトライベツ地区町道法面整備事業の
財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

桜通り地すべり対策整備事業 4, 030万円 2, 330万円の増
次ページにわたり、
地すべり対策工事費のほか地すべり観測調査委託料の計上であります。

住の江町通り整備事業 1, 308万4千円 250万円の減
改良舗装 40メートルの工事費などの計上であります。

太田門静間道路擁壁整備事業 530万円 皆増
擁壁補修工事の実施設計委託料の計上であります。

大規模盛土造成地内町道整備事業 2, 358万4千円 皆増
宮園台1号通り、望洋台西通り整備に係る実施設計委託料の計上であります。
なお、住の江町通り整備事業、太田門静間道路擁壁整備事業、大規模盛土造成
地内町道整備事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当
するものであります。

事業費支弁人件費 895万円 234万円の増
事業費支弁人件費2人分の計上であります。

3目 除雪対策費 除雪対策 9, 385万4千円 2, 673万2千円の増
次ページにわたり、
4月以降から初冬の降雪に備えた除雪経費の計上で、
主に、労務単価増に伴う除雪委託料及び車借上料の増と機械器具購入 110
万円は、手押し除雪機1台の購入費の計上であります。

3項 河川費 1目 河川総務費
1億6, 187万8千円 3, 696万6千円の減
4事務事業の計上であります。

河川管理 47万8千円 83万3千円の減
主に、昨年計上の上尾幌地区護岸修繕料の減であります。

別寒辺牛川水系 治水砂防施設整備事業（令和4国債）
1億2, 096万円 次ページにわたり 9, 432万6千円の増

別寒辺牛川水系 治水砂防施設整備事業（令和5国債）

2, 860万円 皆増

以上の2事業合計で、

1億4, 956万円 4, 067万2千円の減で、

主に、西フッポウシ川流域の土砂生産源対策工事費の計上であります。

事業費支弁人件費 1, 184万円 453万9千円の増 次ページにわたり
事業費支弁人件費2人分の計上であります。

4項 都市計画費 1目 都市計画総務費

1, 037万2千円 519万6千円の増

4事務事業の計上であります。

都市計画審議会 16万8千円 11万4千円の増
審議会委員報酬及び費用弁償の増であります。

都市計画一般 23万5千円 5千円の増
都市計画に係る事務経費の計上であります。

都市計画整備 900万円 500万円の増
令和6年度を始期とする新たな都市計画マスタープランの策定委託料の計上で
あります。

花のあるまちづくり 96万9千円 7万7千円の増 次ページにわたり、
主に、推進委員会に対する補助金の増であります。

3目 下水道費 3億5, 053万9千円 2, 353万3千円の減
下水道事業特別会計繰出金の計上であります。

5項 公園費 1目 公園管理費

公園施設 641万4千円 9万4千円の増

各都市計画公園の管理経費の計上で、主に、施設管理委託料の増であります。

6項 住宅費

1目 建築総務費 2, 723万2千円 620万7千円の増

7事務事業の計上であります。

住生活基本計画策定委員会 19万4千円 皆増 次ページにわたり、
住生活基本計画策定に伴う委員会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

建築一般 74万3千円 1万8千円の増
建築に係る事務経費の計上であります。

住宅省エネ・バリアフリー改修補助 100万円 増減なし
改修補助金見込2件分の計上であります。

住宅新築・リフォーム支援 1,800万円 増減なし
住宅新築助成については、住宅新築助成として上限70万円の見込件数10件分と貸付金利子助成として上限30万円の見込件数10件分の計上であります。
住宅リフォーム助成については、1件当たり上限額20万円で、見込件数40件分の計上であります。

住宅耐震改修補助 130万円 増減なし
住宅の耐震改修に対して上限額30万円を見込件数3件分、耐震基準に満たない住宅の解体に対して上限額20万円を見込件数2件分の補助金の計上であります。

耐震改修促進計画策定 319万円 皆増
令和6年度を始期とする新たな耐震改修促進計画の策定委託料の計上であります。

住生活基本計画策定 280万5千円 皆増 次ページにわたり、
現行計画の想定する施策の見直しに伴う住生活基本計画の策定委託料の計上であります。

2目 住宅管理費 8,674万7千円 1,305万7千円の増
12事務事業の計上であります。

町営住宅入居者 選考委員会 8万2千円 増減なし

町営住宅 2,016万5千円 296万1千円の増
町営住宅の維持管理経費の計上で
主に、団地内施設電気料 27万5千円の増、各住宅修繕料 84万3千円の増、排水清掃、漏電検査などの手数料 24万8千円の増、施設管理委託料 150万2千円の増であります。

職員住宅 7万4千円 増減なし
きのこ生産者住宅 12万5千円 次ページにわたり 4千円の減

地域おこし協力隊員住宅 5万8千円 1千円の増
それぞれ、各住宅管理経費の増減であります。

町営住宅長寿命化計画策定 336万6千円 皆増
現行計画の想定する施策の見直しに伴う町営住宅長寿命化計画の策定委託料の
計上であります。

町営住宅敷金利子基金 2千円 増減なし

住宅供給公社 きのこ菌床栽培 新規着業者 住宅譲渡償還金
516万9千円 516万9千円の減
償還金の計上であります。

町営住宅白浜団地整備事業 1, 199万円 353万1千円の減
耐力度調査委託料とシャワー付風呂釜設置3棟18戸分の工事費の計上であり
ます。

町営住宅奔渡団地整備事業 2, 217万6千円 211万2千円の増
H1C号棟の給排水管改修工事費の計上であります。

町営住宅宮園団地整備事業 1, 191万3千円 皆増 次ページにわたり、
M6号棟の駐車場舗装工事 1, 170平方メートルの工事費の計上でありま
す。

町営住宅解体事業 1, 162万7千円 140万8千円の増
奔渡団地1棟4戸の解体工事費の計上であります。

270ページ

8款 1項 消防費 1目 常備消防費
4億2,943万4千円 4,594万6千円の減
12事務事業の計上であります。

釧路東部消防組合 3億8,407万4千円 1,796万1千円の増
負担金の計上で、
主に、公債費及び給与費の増であります。

次の11事業は、釧路東部消防組合 厚岸消防署分の
投資的経費に対する負担金であります。

消火栓 整備事業 296万5千円
消火栓2基の更新工事費の計上であります。

小型動力ポンプ整備事業 272万6千円
小型動力ポンプ1台の購入費の計上であります。

厚岸消防団安全装備品 整備事業 28万2千円
作業用手袋146双の購入費であります。

消防庁舎備品整備事業償還金 514万6千円
各種備品整備費に係る北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金であります。

救助用資機材整備事業 244万1千円
潜水資機材2基の購入費の計上であります。

次ページ

救急資機材整備事業 39万5千円
AED1台の購入費の計上であります。

厚岸消防団第1分団庁舎備品整備事業償還金 65万2千円
厚岸消防団第4分団庁舎備品整備事業償還金 31万円
防火衣整備事業償還金 237万9千円
それぞれ、各種備品整備費に係る
北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金であります。

簡易指令台整備事業 2,147万3千円
簡易指令台の部品定期交換工事費の計上であります。

デジタル無線設備整備事業 659万1千円
デジタル無線設備の部品定期交換工事費の計上であります。

2目 災害対策費 1億4,566万円 1,298万円の減
11事務事業の計上であります。

防災会議 7万5千円 次ページにわたり 増減なし
国民保護 6万3千円 増減なし
それぞれ、委員会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

災害対策 347万1千円 29万1千円の増

災害対策関連経費の計上で、

主に、災害対策設備電気料 14万6千円の増、無停電電源装置のバッテリー交換に伴う修繕料 13万8千円の計上であります。

防災行政無線 433万8千円 37万9千円の減 次ページにわたり

防災行政無線の管理経費の計上で、

主に、防災行政無線用の消耗品の減であります。

災害避難場所 230万2千円 9万円の増

災害避難場所の管理経費の計上で、

主に、備蓄用燃料費 41万7千円の増、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ避難階段などの修繕料 72万1千円の増と昨年計上のAEDのバッテリーなど更新に伴う災害用消耗品 107万4千円の減であります。

自主防災組織活動活発化支援 330万円 増減なし

防災資機材の整備等に対する助成金の計上であります。

津波避難場所整備 617万6千円 67万7千円の減

主に、備蓄用食糧費及び防災備蓄品の減であります。

防災備蓄倉庫整備事業 667万1千円 皆増

住の江丘陵公園避難広場に防災備蓄倉庫1基と防災用備品の購入費の計上であります。

(仮称)防災交流センター整備事業 1億1,727万8千円 皆増

次ページにわたり、

施設実施設計委託料、施設解体実施設計委託料及び施設解体工事費ほかの計上であります。

防災情報システム運営 187万8千円 43万5千円の減

昨年度計上の厚岸味覚ターミナルに設置の観光防災機器修繕料の減であります。

土砂災害相互通報システム 10万8千円 2万9千円の減

主に、電話通信料の減であります。

3目 消防施設費

消防自動車整備事業 8,035万1千円 6,763万8千円の減
消防ポンプ自動車1台と小型動力ポンプ積載車1台の購入費の計上であります。

なお、この事業の財源については、
特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

280ページ

9款 教育費 1項 教育総務費

1目 教育委員会費 教育委員会 285万2千円 増減なし
委員報酬、費用弁償などの計上であります。

2目 事務局費 232万2千円 40万4千円の増
2事務事業の計上であります。

教育委員会事務局 228万6千円 40万4千円の増
事務執行に要する経費、関連団体の負担金の計上で、
主に、連絡協議会の負担金 15万3千円の増と第13教科用図書採択地区教育委員会協議会負担金 25万8千円の皆増であります。

教育事務評価会議 3万6千円 次ページにわたり 増減なし

3目 教育振興費 2,824万2千円 42万円の減
13事務事業の計上であります。

部活動地域移行検討協議会 45万5千円 皆増
部活動の地域移行を推進を図るため、
主に、検討協議会設置による委員報酬及び費用弁償のほか事務経費の計上であります。

高等学校教育支援 429万6千円 増減なし
町内高校への通学バス定期券購入助成であります。

厚岸翔洋高等学校ICT学習支援事業 226万6千円 46万6千円の増
厚岸翔洋高等学校のICT環境整備に伴う生徒用タブレット端末機40台分の計上であります。

教育研究所 運営委員会 8万1千円 2万8千円の減
運営委員会経費の計上であります。

学校運営協議会 49万6千円 増減なし
運営協議会経費の計上であります。

教育振興一般 99万円 2万6千円の減 次ページにわたり、
主に、関連団体の負担金・補助金の計上であります。

町立教育研究所 176万1千円 164万2千円の減
主に、昨年計上の社会科副読本「あっけし」の作成に伴う印刷製本費 165
万円の減であります。

就学指導 30万2千円 3万1千円の増
特別支援教育相談に対する特別旅費の増であります。

外国青年招致 242万5千円 197万7千円の増 次ページにわたり、
外国語指導助手にかかる経費の計上で、主に、新規招致者2名及び任期満了者
2名に係る特別旅費 106万9千円の計上と施設用備品購入 13万4千円
は、経年劣化に伴うテレビ2台とオーブンレンジ2台の計上であります。

教育支援体制 202万9千円 1万1千円の減
医療的ケアが必要とされる児童を支援するための委託料の計上であります。

校務支援システム運営 253万5千円 増減なし
校務支援システムにかかる借上料の計上であります。

学習用情報機器運用支援 585万2千円 163万7千円の減
小中学校のICT学習環境整備に伴うGIGAスクール運営支援センター整備
に係る委託料の計上で、昨年計上の学習用の事務用備品購入 163万7千円
の減であります。

備荒資金組合 防災資機材譲渡事業償還金（校務用コンピュータ）
475万4千円 5千円の減
学校 校務用コンピュータの整備費について、
北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金の計上であります。

4目 教員住宅費 374万9千円 460万7千円の減
2事務事業の計上であります。

教員住宅 279万1千円 1千円の減 次ページにわたり、
住宅の管理経費の計上であります。

住宅供給公社 教職員住宅 譲渡償還金 95万8千円
460万6千円の減
住宅譲渡償還金の計上であります。

5目 就学奨励費 4万円 増減なし
奨学審議会の開催経費であります。

6目 スクールバス管理費 4,911万4千円 250万5千円の増
3事務事業の計上であります。

スクールバス運行委託 2,944万1千円 67万8千円の増
主に、スクールバス運行委託料 175万3千円の増であります。

スクールバス運行 790万1千円 68万5千円の増
車両の維持管理・運行経費の計上で、
主に、スクールバス燃料費 26万4千円の増と車両修繕料 25万円の増で
あります。

次ページ

スクールバス整備事業 1,177万2千円 114万2千円の増
スクールバス太田線29人乗り1台の購入費の計上であります。

2項 小学校費 1目 学校運営費
3,327万3千円 572万5千円の増
4事務事業の計上であります。

小学校運営一般 7万3千円 9千円の減
主に、昨年計上の計量器手数料の減であります。

厚岸小学校 1,299万9千円 283万4千円の増
真龍小学校 1,603万5千円 次ページにわたり 249万4千円の増
太田小学校 416万6千円 40万6千円の増
以上、3小学校の学校運営経費の計上で、主に、燃料費及び電気料の増であり
ます。

2目 学校管理費 3,447万5千円 268万8千円の増
5事務事業の計上であります。

学校管理 929万2千円 19万5千円の増

次ページにわたり、

学校管理経費の計上で、

主に、施設管理委託料 36万8千円の増と施設用備品購入 47万6千円は、経年劣化などによる厚岸小学校と真龍小学校の各教室等のカーテン購入と太田小学校の担架等1台の購入費の計上であります。

学校情報通信教育 1, 954万4千円 75万1千円の増

学校コンピュータ関連経費の計上で、

主に、通信機器等保守点検委託料 81万9千円の増であります。

学校備品・教材等整備 335万9千円 8万6千円の減

学級数減に伴う消耗品及び図書教材等購入費の減であります。

遠距離児童通学 31万8千円 13万4千円の減 次ページにわたり、

通学費補助金の減であります。

厚岸小学校遊具整備事業 196万2千円 皆増

老朽化した遊具改修工事費の計上であります。

3目 教育振興費 2, 416万5千円 99万6千円の減

6事務事業の計上であります。

小学校教育振興 60万1千円 6万7千円の減

主に、児童数の減に伴う入学記念品 5万円の減であります。

小学校修学旅行費助成 99万2千円 36万8千円の増

修学旅行費の助成金であります。

学校給食費支援 1, 406万5千円 41万9千円の増

学校給食費の無償化にかかる経費の計上で、物価高騰に伴い給食単価 212円から227円の見直しによる増であります。

自然教室推進 6万9千円 4万6千円の減

主に、会場借上料などの減であります。

要・準要保護 児童就学援助等 709万4千円 199万7千円の減

次ページにわたり、

就学援助見込者数の減であります。

特別支援教育 就学奨励 1 3 4 万 4 千円 3 2 万 7 千円の増
主に、オンライン学習通信費の対象人数の増による奨励費の増であります。

3 項 中学校費 1 目 学校運営費
3, 0 2 9 万 6 千円 2 7 3 万 1 千円の増
4 事務事業の計上であります。

中学校運営一般 9 万 3 千円 9 千円の減
主に、昨年計上の計量器手数料の減であります。

厚岸中学校 1, 2 4 3 万円 4 2 万 7 千円の増
真龍中学校 9 8 4 万 9 千円 次ページにわたり 7 万 2 千円の増
太田中学校 7 9 2 万 4 千円 2 2 4 万 1 千円の増
以上、3 中学校の学校運営経費の計上で、主に、燃料費及び電気料の増であります。

2 目 学校管理費 2, 3 0 6 万 6 千円 1, 0 9 5 万円の減
5 事務事業の計上であります。

学校管理 8 2 8 万 8 千円 1 5 万 6 千円の増
次ページにわたり
中学校の学校管理経費の計上で、
主に、施設管理委託料 6 3 万 7 千円の増、機械器具購入 1 5 万 3 千円は、
経年劣化により、作業に支障を来しているため、刈払機 1 台とエンジンブロ
ー 1 台、施設用備品購入 1 4 万 2 千円は、厚岸中学校と太田中学校の各教室
のカーテン購入と太田中学校への机 1 台と椅子 1 脚の購入費の計上でありま
す。

学校情報通信教育 2 1 2 万円 1 2 万 2 千円の増
学校コンピュータ関連経費の計上で、
主に、通信機器等保守点検委託料 1 8 万 5 千円の増であります。

学校備品・教材等整備 2 8 3 万 5 千円 1 6 万 6 千円の減
学級数減に伴う消耗品及び図書教材等購入費の減であります。

公務補用車両整備事業 2 3 8 万 7 千円 皆増 次ページにわたり、
トラック 1 台の購入費の計上であります。

真龍中学校屋内運動場整備事業 7 4 3 万 6 千円 皆増
屋内運動場床改修工事費の計上であります。

3目 教育振興費 2,050万9千円 125万3千円の減
5事務事業の計上であります。

中学校教育振興 56万8千円 10万2千円の増
主に、中学校体育連盟に対する補助金の増であります。

中学校修学旅行費助成 153万6千円 84万4千円の減
修学旅行費の助成であります。

学校給食費支援 857万6千円 56万円の減
学校給食費の無償化にかかる経費の計上で、物価高騰に伴い給食単価 261円から277円の見直しによる増であります。生徒数の減少により総体では減となっております。

要・準要保護生徒 就学援助等 883万9千円 2万9千円の減
就学援助見込者数の減であります。

次ページ

特別支援教育 就学奨励 99万円 7万8千円の増
主に、オンライン学習通信費の対象人数の増による奨励費の増であります。

5項 社会教育費 1目 社会教育総務費
617万5千円 55万1千円の増
6事務事業の計上であります。

青少年問題協議会 11万4千円 増減なし
協議会委員報酬と費用弁償の計上であります。

社会教育委員 39万7千円 10万4千円の減
社会教育委員報酬と費用弁償の減であります。

青少年育成センター 17万3千円 4千円の減
育成センター運営経費の計上であります。

社会教育活動 108万6千円 1万円の減 次ページにわたり、
活動経費の計上であります。

芸術文化 403万5千円 66万9千円の増
主に、公演回数の増に伴う演劇等公演委託料 68万2千円の増であります。

友好都市子ども交流 37万円 増減なし

友好都市との相互訪問交流事業で、

本年度は、友好都市・山形県村山市の子どもたちが、当町に訪問して交流する事業補助金の計上であります。

2目 生涯学習推進費 316万1千円 12万円の増

2事務事業の計上であります。

生涯学習活動 94万9千円 9万1千円の増

生涯学習活動経費の計上で、生涯学習講演会の講師派遣委託料の増であります。

次ページ

生涯学習施設 221万2千円 2万9千円の増

施設管理経費の計上で、

主に、施設管理委託料 5万1千円の増であります。

3目 公民館運営費 313万1千円 27万3千円の増

3事務事業の計上であります。

公民館運営審議会 6万5千円 増減なし

公民館管理 71万円 増減なし

施設管理費の計上であります。

公民館活動 235万6千円 27万3千円の増 次ページにわたり、

主に、事務室借上料の増であります。

4目 文化財保護費 535万8千円 1,046万7千円の減

5事務事業の計上であります。

文化財専門委員会 10万6千円 1千円の増

委員会報酬及び費用弁償の計上であります。

文化財保護 92万6千円 17万円の増 次ページにわたり

主に、大黒島の文化財調査に伴う船借上料 13万2千円の増であります。

史跡国泰寺跡整備検討委員会 23万9千円 増減なし

検討委員会にかかる経費の計上であります。

アクセシソウ保護育成 259万8千円 15万2千円の減

アクセシソウ保護・育成に関して、町民により関心を持ってもらうため、岡山県浅口市「アクセシソウを守る会」への講演依頼に係る経費の計上と試験栽培地に係る土壌分析等委託料などの計上であります。

厚岸かぐら伝承用備品整備事業 148万9千円 皆増

アイヌ文化と関わりの深い町指定無形文化財「厚岸かぐら」の伝承用活動備品を整備します。

なお、この財源として、アイヌ政策推進交付金を活用します。

5目 博物館運営費 838万4千円 90万1千円の増

4事務事業の計上であります。

海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館 運営審議会

5万4千円 2千円の増

審議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

海事記念館 785万9千円 88万3千円の増

次ページにわたり

施設管理経費の計上で、

主に、施設燃料費 31万9千円の増で、事務用備品購入 63万3千円は、主に、天体望遠鏡1台とプラネタリウムの番組制作用備品購入費の計上であります。

郷土館 17万6千円 次ページにわたり 4千円の増

太田屯田開拓記念館 29万5千円 1万2千円の増

それぞれ、施設管理運営費の計上で、主に、施設電気料の増であります。

6目 情報館運営費 3,473万7千円 676万1千円の増

8事務事業の計上であります。

情報館協議会 15万5千円 1千円の減

協議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

厚岸情報館 2,808万円 203万1千円の増

次ページにわたり

施設の管理運営経費の計上で、

主に、施設燃料費 34万5千円の増、修繕料 116万円は、老朽化したカウンター表面材張替修繕料の計上のほか、児童書の追加によるインターネット電子版書籍情報使用料 79万5千円の増であります。

厚岸情報館分館 69万2千円 4万円の増
分館の管理運営経費の計上で、
分館借上料の増であります。

図書館バス運行 77万8千円 15万6千円の増
主に、車検整備経費の増であります。

次ページ

情報通信技術講習 58万6千円 15万2千円の増
主に、講師謝礼金の増であります。

ブックスタート 6万2千円 1千円の減
対象者数見込33セットの計上であります。

情報館図書管理システム整備事業 174万3千円 皆増
図書管理システム整備費の計上で、システム更新に伴う増であります。

情報館備品整備事業 264万1千円 皆増
コンピューター実習室パソコン等整備費の計上であります。
なお、この事業の財源については、
特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

6項 保健体育費 1目 保健体育総務費
532万5千円 3万3千円の増
4事務事業の計上であります。

学校保健一般 65万円 10万9千円の増
主に、生理用品配置開始に伴う消耗品費の増であります。

児童生徒健康診断 235万3千円 12万1千円の減 次ページにわたり、
主に、対象児童生徒の減に伴う健康診断委託料の減であります。

教職員健康診断 229万2千円 4万5千円の増
健康診断委託料の増であります。

準要保護児童生徒医療 3万円 増減なし

2目 社会体育費 3,092万8千円 1億2,620万1千円の減
7事務事業の計上であります。

スポーツ推進審議会 10万7千円 増減なし
審議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

社会体育一般 152万9千円 65万6千円の減 次ページにわたり
主に、昨年計上の施設用備品購入の減であります。

スポーツ推進委員 59万3千円 3万8千円の増
主に、委員報酬及び費用弁償の増であります。

スポーツ施設 2,091万1千円 161万2千円の増
次ページにわたり、
各スポーツ施設の管理運営経費の計上で、
主に、施設燃料費 44万3千円及び電気料 56万7千円と施設管理委託料
58万円の増であります。

スポーツ振興 319万7千円 9万円の増
スポーツ関係団体の支援やスポーツ大会に係る経費の計上で、
主に、海洋クラブ講師謝礼金の増であります。

学校開放 4万4千円 増減なし

宮園公園車両整備事業 454万7千円 皆増 次ページにわたり、
老朽化したトラック1台の購入費の計上であります。
なお、この事業の財源については、
特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

3目 温水プール運営費

温水プール 1,701万2千円 248万6千円の増
施設の管理運営経費の計上で、主に、施設燃料費 172万7千円及び電気料
103万1千円の増であります。

4目 学校給食費 3,051万7千円 195万5千円の増
2事務事業の計上であります。

学校給食センター運営委員会 6万5千円 増減なし 次ページにわたり、
運営委員会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

学校給食センター 3,045万2千円 195万5千円の増
施設の管理運営経費の計上で、主に、施設燃料費 130万2千円の増、
電気料98万7千円の増と保守点検委託料 20万6千円の増であります。

3 3 4 ページ

1 1 款 1 項 公債費 1 目 元金
9 億 8, 2 1 7 万 3 千円 3 3 1 万 9 千円の減

2 目 利子 5, 4 8 3 万 6 千円 1 3 7 万 6 千円の増

それぞれ、長期債償還に伴う元金及び利子の計上であります。

3 3 6 ページ

1 2 款 1 項 1 目 給与費
1 8 億 3, 2 9 3 万 9 千円 5, 7 8 1 万 5 千円の減
2 事務事業の計上であります。

特別職・一般職員等人件費

1 4 億 4, 3 5 5 万 5 千円 4, 6 8 1 万 6 千円の減
特別職、一般職員、再任用職員の人件費の計上であります。

会計年度任用職員人件費 3 億 8, 9 3 8 万 4 千円
1, 0 9 9 万 9 千円の減 次ページにわたり
会計年度任用職員の人件費の計上であります。

なお、3 4 2 ページから 3 4 5 ページまで、「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願ひ、
内容説明は省略させていただきます。

3 4 0 ページをお開き願います。

1 3 款 1 項 1 目 予備費 7 0 0 万円 増減なし

1 ページへお戻り願います。

第 2 条 債務負担行為

地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

7 ページをお開きください。

第２表 債務負担行為

事項欄記載の５件について、記載の期間に、各限度額をもって債務を負担するものでございます。

３４６ページから３４８ページまで

「債務負担行為に関する調書」を掲載しておりますので併せてご参照願います。

ふたたび、１ページへお戻り願います。

第３条 地方債

地方自治法第２３０条第１項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表 地方債」による。

８ページをお開きください。

第３表 地方債

起債の目的欄記載の９事業について、記載のとおり、各発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって地方債を起こすことができる、ものとしております。

なお、３４９ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますので併せてご参照願います。

ふたたび、１ページへお戻り願います。

第４条 一時借入金

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による
一時借入金の借入れの最高額は、３０億円と定める。

以上で、議案第２号の説明を終わります。

続きまして、９ページをお開き願います。

議案第 3 号

令和 5 年度 厚岸町国民健康保険特別会計予算

提案理由説明書

議案第 3 号 令和 5 年度 厚岸町国民健康保険 特別会計予算であります。

令和 5 年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
1 3 億 6, 4 9 2 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算」による。

1 0 ページ

第 1 表 歳入歳出予算であります。

歳入では、5 款、6 項、

次ページ

歳出では、7 款、1 5 項にわたり

それぞれ、1 3 億 6, 4 9 2 万円で、

令和 4 年度当初予算と比較し、

0. 5 パーセント、7 5 4 万 4 千円の減となっております。

事項別により、説明させていただきます。

3 5 2 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目 国民健康保険税

3 億 6, 7 8 5 万 9 千円 2 9 0 万 2 千円の減

国民健康保険税率の改正を受け、説明欄記載のとおり、
収納見込みを勘案しての計上であります。

4 款 道支出金 1 項 道補助金 1 目 保険給付費等交付金

8 億 7, 7 9 0 万 3 千円 5 6 2 万 1 千円の減

保険給付に対する交付金の計上であります。

5 款 財産収入 次ページ

1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金

1 千円 増減なし

基金利子の計上であります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金

1 億 1, 8 1 5 万 4 千円 9 7 万 9 千円の増

主に、繰出基準分の計上であります。

8 款 諸収入 1 項 延滞金、加算金及び過料

1 目 延滞金 1 千円 増減なし

3 目 加算金 1 千円 増減なし

5 目 過料 1 千円 増減なし

3 項 雑入

1 目 第三者納付金 5 0 万円 増減なし

3 目 返納金 5 0 万円 増減なし

以上で歳入の説明を終わります。

3 5 6 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

3, 4 5 7 万 3 千円 7 7 5 万 4 千円の減

3 事務事業の計上であります。

職員人件費 2, 7 3 0 万 6 千円 2 4 5 万 1 千円の減

職員人件費 5 人分の計上であります。

なお、3 7 6 ページから 3 7 8 ページまで、

「給与費明細書」を添付しておりますのでご参照願います。

国民健康保険一般 6 0 3 万 8 千円 5 1 6 万 9 千円の減

次ページにわたり、

一般事務経費の計上で、主に、市町村事務処理標準システム関係負担金 5 4 3 万 8 千円の減であります。

国民健康保険事務電算処理 1 2 2 万 9 千円 1 3 万 4 千円の減

主に、医療費通知送付回数の減による事務電算処理委託料の減であります。

2 項 徴税費 1 目 賦課徴収費 1 8 6 万 7 千円 5 5 万 2 千円の増
保険税の賦課・徴収経費の計上で、
主に、納付書印刷製本費の増であります。

3 項 1 目 運営協議会費 2 6 万 3 千円 1 千円の増

5 項 1 目 特別対策事業費 6 4 3 万円 1 万 5 千円の増
2 事務事業の計上であります。

会計年度任用職員人件費 5 6 9 万 6 千円 2 万 4 千円の増
次ページにわたり
保険税徴収員 2 人分の計上であります。

特別収納 7 3 万 4 千円 9 千円の減
主に、口座振替手数料の減であります

3 6 2 ページ

2 款 保険給付費 1 項 療養諸費 1 目 療養給付費
7 億 4 , 0 0 0 万円 1 6 2 万 3 千円の減

3 目 療養費 4 2 0 万 1 千円 5 4 万 9 千円の減

5 目 審査支払手数料 2 0 2 万 4 千円 4 万 5 千円の減

6 目 傷病手当金 2 0 万円 増減なし
各目それぞれ、給付等見込額の計上であります。

2 項 1 目 高額療養費
9 , 9 8 6 万 9 千円 4 6 0 万円の減
給付見込額の計上であります。

3 目 高額介護合算療養費
1 0 万円 次ページにわたり増減なし

3 項 1 目 移送費 5 千円 増減なし

4 項 出産育児諸費 1 目 出産育児一時金
6 0 0 万 3 千円 9 6 万円の増

5 項 葬祭諸費 1 目 葬祭費 4 2 万円 増減なし
それぞれ、支給見込による計上であります。

3 6 6 ページ

3 款 1 項 1 目 国民健康保険事業費納付金
4 億 5, 1 0 2 万 8 千円 2 0 8 万 7 千円の増
納付見込みによる計上であります。

3 6 8 ページ

6 款 保健事業費 1 項 1 目 特定健康診査等事業費
1, 4 8 4 万 1 千円 3 7 6 万 9 千円の増
特定健康診査に伴う関係経費等の計上で、
主に、特定健康診査未受診者対策業務委託料 2 9 7 万 3 千円の増と特定健康
診査・特定保健指導実施計画策定委託料 1 3 2 万 5 千円新規計上でありま
す。

2 項 保健事業費 1 目 保健衛生普及費
1 0 9 万 5 千円 3 5 万 7 千円の減
各予防接種委託料の計上であります。

3 7 0 ページ

7 款 1 項 基金積立金 1 目 国民健康保険 財政調整基金積立金
1 千円 増減なし

3 7 2 ページ

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金
1 目 保険税還付金 1 0 0 万円 増減なし

3 7 4 ページ

1 0 款 1 項 1 目 予備費 1 0 0 万円 増減なし
以上で、歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

9 ページへお戻り願います。

第2条 歳出予算の流用

地方自治法、第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費内の各項に係る予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項間とする。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、12ページをお開き願います。

議案第 4 号

令和 5 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計予算

提案理由説明書

議案第 4 号 令和 5 年度 厚岸町簡易水道事業 特別会計予算であります。

令和 5 年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1 億 6, 2 5 5 万 6 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算」による。

1 3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算であります。

歳入では、4 款、5 項、

次ページ

歳出では、4 款、4 項にわたり

それぞれ、1 億 6, 2 5 5 万 6 千円で、

令和 4 年度当初予算に比較し、

2 4. 8 %、3, 2 3 3 万円の増となっております。

事項別により、説明させていただきます。

3 8 1 ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 目 水道使用料

6, 4 8 7 万 5 千円 5 8 万 4 千円の減

各地区計量使用料ほか年間見込み額の計上であります。

2 項 手数料 1 目 水道手数料 6 万 1 千円 増減なし

給水工事手数料の計上であります。

道支出金 予算計上ゼロのため廃目となります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金

2, 4 3 1 万 8 千円 1, 7 2 9 万 8 千円の増

繰出基準分のほか、収支補てん分を含めての計上であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 雑入 2 3 0 万 2 千円 1 5 0 万 6 千円の増
消費税及び地方消費税還付金の計上であります。

9 款 1 項 町債 1 目 水道債 7, 1 0 0 万円 1, 9 8 0 万円の増
説明欄記載のとおり、3 事業債の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。
3 8 3 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
6, 0 9 1 万 9 千円 4, 2 5 8 万円の増
4 事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 4 7 5 万 7 千円 3 6 万 1 千円の増
職員人件費 2 人分の計上であります。

なお、3 9 5 ページから 3 9 7 ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

簡易水道一般 4 万 4 千円 1 9 8 万円の減
昨年計上の水道施設台帳システム導入委託料の減であります

水道料金計算収納 2 0 6 万 3 千円 1 4 万 4 千円の増
主に、積算単価増による検針徴収委託料の増であります。

次ページ

簡易水道事業法適用推進 4, 4 0 5 万 5 千円 皆増
令和 6 年度までの企業会計への移行に要する、固定資産評価業務及び法適用以
降支援業務などの委託料の計上であります。

3 8 7 ページ

2 款 水道費 1 項 1 目 水道事業費
9, 6 2 2 万 1 千円 1, 1 8 5 万円の減
6 事務事業の計上であります。

水道事業一般 1 9 万 8 千円 増減なし

水質検査 364万1千円 4万円の減
それぞれ、説明欄記載のと通りの計上であります。

簡易水道施設 3,590万4千円 612万3千円の増
水道施設の管理経費の計上で、
主に、各浄水場施設の電気料及び修繕料と水道施設管理委託料の増であります。

検満及び新設メーター整備事業 511万円 49万3千円の増
次ページにわたり、
検満メーター40台、新設メーター3台分の工事費の計上であります。

太田・片無去地区配水管等整備事業 3,091万2千円 528万8千円の減
水源の水質検査に伴う簡易水道認可変更設計委託料と太田2号道路配水管の工事費の計上であります。

上尾幌地区配水管整備事業 2,045万6千円 979万4千円の減
上尾幌地区における配水管の更新に伴う実施設計委託料及び配水管の更新整備工事費などの計上であります。

391ページ

4款 1項 公債費 1目 元金 431万3千円 129万7千円の増
2目 利子 105万3千円 30万3千円の増
それぞれ、説明欄記載のと通りの計上であります。

393ページ

5款 1項 1目 予備費 5万円 増減なし

以上で、歳入歳出予算の説明を終わります。
ふたたび、12ページへお戻り願います。

第2条 地方債

地方自治法、第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、
「第2表 地方債」による。

15ページ

第2表 地方債

起債の目的欄記載の2事業について、記載のとおり、発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって地方債を起こすことができる、ものとしております。

なお、398ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますのであわせてご参照願います。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、16ページをお開き願います。

議案第 5 号

令和 5 年度 厚岸町下水道事業特別会計予算

提案理由説明書

議案第 5 号 令和 5 年度 厚岸町下水道事業 特別会計予算であります。

令和 5 年度 厚岸町の下水道事業 特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、6 億 8, 1 9 3 万 6 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算」による。

1 7 ページ

第 1 表 歳入歳出予算であります。

歳入では、6 款、8 項、

次ページ

歳出では、4 款、5 項にわたり

それぞれ、6 億 8, 1 9 3 万 6 千円で、

令和 4 年度当初予算に比較し、

5. 3 %、3, 4 0 3 万 6 千円の増であります。

事項別により、説明させていただきます。

4 0 1 ページを、お開き願います。

歳入であります。

1 款 分担金及び負担金 2 項 負担金 1 目 下水道費負担金

2 7 0 万 1 千円 1 8 万 6 千円の減

受益者負担金の減であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 目 下水道使用料

9, 3 5 5 万 3 千円 1 0 7 万 2 千円の減

使用料年間見込み額の計上であります。

2 項 手数料 1 目 下水道手数料 1 千円 増減なし

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金 1 目 下水道費国庫補助金

1 億 1, 2 7 0 万 3 千円 3, 0 4 7 万 8 千円の増

公共下水道事業に伴う社会資本整備総合交付金の計上であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金
3 億 5, 0 5 3 万 9 千円 2, 3 5 3 万 3 千円の減
繰出基準分のほか、収支補てん分を含めての計上であります。

6 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料
1 目 延滞金 1 千円 増減なし

2 項 1 目 雑入 2, 0 0 3 万 8 千円 8 8 4 万 9 千円の増
消費税及び地方消費税還付金の増であります。

7 款 1 項 町債 1 目 下水道債
1 億 2 4 0 万円 1, 9 5 0 万円の増
説明欄記載のとおり、2 事業債の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

4 0 3 ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 下水道費 1 項 下水道管理費 1 目 一般管理費
2, 9 4 3 万 3 千円 3 5 6 万 8 千円の増 次ページにわたり、
4 事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 4 6 5 万 6 千円 1 4 4 万円の増
一般職員 2 人、再任用職員 1 人、計 3 人分の計上で、主に、再任用職員 1 人分
の増であります。
なお、4 1 7 ページから 4 1 9 ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

下水道一般 3 7 9 万 2 千円 2 7 万円の増
公共下水道使用料、受益者負担金の賦課徴収、消費税計算など関連経費の計上
で、主に、下水道使用料の口座振替手数料の増であります。

下水道事務電算処理 3 3 5 万 4 千円 7 3 万 9 千円の増
次ページにわたり、
主に、受益者負担金システム改修委託料の増であります。

公共下水道事業法適用推進 7 6 3 万 1 千円 1 1 1 万 9 千円の増
令和 6 年度までの企業会計への移行に要する、法適用化移行支援業務及び公営
企業会計システム導入委託料の計上であります。

2目 管渠管理費 1, 910万3千円 286万1千円の増
公共下水道の管渠及びポンプ施設の維持管理経費の計上で、
主に、各ポンプ施設電気料及び修繕料の増であります。

次ページ

3目 処理場管理費 9, 006万2千円 368万6千円の増
終末処理場の運転管理費の計上で、
主に、薬品代、施設電気料及び運転管理委託料の増であります。

4目 普及促進費 534万3千円 94万1千円の増
2事務事業の計上であります。

水洗化等改造工事補助 527万5千円 93万7千円の増
水洗化率の向上のため、供用開始から3年目を経過した地区においても、特例
により補助を行うことによる補助金の増額であります。

水洗化等改造工事 資金貸付利子補給 6万8千円 4千円の増
貸付実行見込み、3件分の計上であります。

2項 下水道事業費 1目 公共下水道事業費 次ページにわたり
2億3, 175万7千円 5, 384万3千円の増
2事務事業の計上であります。

公共下水道事業 補助 2億1, 560万円 5370万円の増
次ページにわたり

主に、終末処理場ほか設備更新実施設計、町内水ハザードマップ作成業務及び
湖南地区下水道管路施設カメラ調査診断業務委託料などに 5, 360万円、
白浜西6号線污水管新設工事など公共下水道工事費に 1億6, 200万円で、
補助対象事業分の計上であります。

公共下水道事業 起債 1, 615万7千円 14万3千円の増
事業対象職員人件費2人分、単独工事費などの計上であります。

411ページ

2款 諸支出金 1項 償還金及び還付金 1目 下水道使用料還付金
3万円 増減なし
下水道使用料還付金として、見込み計上であります。

4 1 3 ページ

3 款 1 項 公債費 1 目 元金

2 億 6, 9 8 8 万 2 千円 2, 7 1 7 万 2 千円の減

2 目 利子 3, 5 3 2 万 6 千円 3 6 9 万 1 千円の減

4 1 5 ページ

4 款 1 項 1 目 予備費 1 0 0 万円 増減なし

以上で、歳入歳出予算の説明を終わります。

ふたたび、1 6 ページへお戻り願います。

第 2 条、債務負担行為

地方自治法、第 2 1 4 条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

1 9 ページ

第 2 表 債務負担行為

事項欄の 3 件について、記載の期間、限度額をもって債務を負担するものであります。

4 2 0 ページに「債務負担行為に関する調書」を掲載しておりますのでご参照願います。

ふたたび、1 6 ページへお戻り願います。

第 3 条 地方債

地方自治法、第 2 3 0 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

2 0 ページを、お開き願います。

第 3 表 地方債

起債の目的欄記載の 2 事業について、記載のとおり、発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって、地方債を起こすことができるもの、としております。

なお、4 2 1 ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

続きまして、21 ページをお開きください。

議案第 6 号

令和 4 年度 厚岸町介護保険特別会計予算

提案理由説明書

議案第 6 号 令和 5 年度 厚岸町介護保険 特別会計予算であります。

令和 5 年度 厚岸町の介護保険 特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
1 1 億 6, 0 0 2 万 7 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算であります。

歳入では、9 款、1 5 項、
次ページ

歳出では、8 款、1 8 項にわたり
それぞれ、1 1 億 6, 0 0 2 万 7 千円で、

令和 4 年度当初予算に比較し、
0. 8 %、8 8 6 万 9 千円の減となっております。

事項別により、説明させていただきます。
4 2 4 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 保険料 1 項 介護保険料 1 目 第 1 号被保険者 介護保険料
1 億 9, 3 3 1 万 6 千円 3 6 6 万 7 千円の減
収納見込みを勘案しての計上であります。

2 款 サービス収入 2 項 予防給付費収入 1 目 居宅支援サービス費収入
4 5 0 万 6 千円 1 万 8 千円の減
居宅支援サービス計画費収入の計上であります。

3 項 介護予防・日常生活 支援総合事業費 収入
1 目 介護予防ケアマネジメント事業費 収入
2 2 2 万円 1 万 8 千円の減
総合事業サービスに対する事業費収入であります。

3 款 分担金及び負担金 1 項 負担金 1 目 地域支援事業負担金
6 1 万 2 千円 4 万 2 千円の増
配食サービス事業負担金の計上であります。

4 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 介護給付費負担金
1 億 8, 9 1 9 万 3 千円 2 1 9 万 8 千円の減
介護給付に対する国負担分の計上であります。

2 項 国庫補助金 1 目 財政調整交付金
8, 1 6 7 万 8 千円 3 5 7 万 1 千円の増
介護給付に対する交付金の計上であります。

2 目 保険者機能強化推進交付金 2 3 8 万 2 千円 8 2 万 1 千円の増
市町村が行う高齢者の自立支援や介護予防の取組みに対する交付金の計上であります。

7 目 地域支援事業交付金 2, 3 8 0 万 8 千円 2 1 万 8 千円の減
介護予防・日常生活支援総合事業交付金 5 5 4 万 8 千円 3 万 3 千円の減、
その他地域支援事業交付金 7 5 9 万 1 千円 2 万 9 千円の減、社会保障充実
事業交付金 1, 0 6 6 万 9 千円 1 5 万 6 千円の減
それぞれ地域支援事業費に対する国負担分の計上であります。

8 目 保険者努力支援交付金 2 4 0 万 4 千円 1 0 1 万 7 千円の増
市町村が行う高齢者の自立支援や介護予防の取組みに対する交付金の計上であります。

5 款 1 項 支払基金交付金 1 目 介護給付費交付金
2 億 8, 0 9 0 万 6 千円 1 8 2 万 9 千円の減
介護給付に対する交付金の計上であります。

2 目 地域支援事業支援交付金 5 9 9 万 2 千円 3 万 6 千円の減
介護予防・日常生活支援事業に対する交付金の計上であります。

次ページ

6 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 介護給付費負担金
1 億 4, 8 9 3 万 4 千円 5 千円の減
介護給付に対する道負担分の計上であります。

2 項 道補助金 3 目 地域支援事業交付金

1, 190 万 3 千円 10 万 9 千円の減

介護予防・日常生活支援 総合事業交付金 277 万 4 千円 1 万 6 千円の減、

その他 地域支援事業交付金 379 万 5 千円 1 万 5 千円の減、

社会保障充実事業交付金 533 万 4 千円 7 万 8 千円の減

それぞれ地域支援事業費に対する交付金の計上であります。

3 項 委託金 1 目 総務費委託金

1 万 7 千円 増減なし

7 款 財産収入 1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金

1 千円 増減なし

8 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金

1 億 9, 715 万 9 千円 228 万 9 千円の減

収支均衡を図るための繰入金の計上であります。

2 項 基金繰入金 1 目 介護給付費準備基金繰入金

1, 419 万 4 千円 394 万 4 千円の減

収支補てんとしての基金からの繰入金であります。

10 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料

1 目 第 1 号被保険者延滞金 1 千円 増減なし

2 目 過料 1 千円 増減なし

2 項 雑入

1 目 第 1 号 被保険者 第三者納付金 1 千円 増減なし

2 目 第 1 号 被保険者 返納金 1 千円 増減なし

3 目 雑入 79 万 8 千円 1 万 1 千円の増

認定審査会 共同設置負担金の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

428 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

2, 072 万 5 千円 238 万 7 千円の増

2 事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 935万8千円 190万4千円の増
職員人件費3人分の計上であります。

なお、458ページから460ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

介護保険一般 136万7千円 48万3千円の増
主に、国民健康保険団体連合会への伝送システム関係備品購入に対する負担金の増であります。

2項 徴収費 1目 賦課徴収費 118万円 1万7千円の減
次ページにわたり、
介護保険料の賦課・収納経費の計上であります。

3項 1目 介護認定審査会費
244万円 1万9千円の増
厚岸・浜中 介護認定審査会の開催経費であります。

2目 認定調査等費 952万円 149万8千円の減
次ページにわたり、2事務事業の計上であります。

会計年度任用職員人件費 738万3千円 3万4千円の減
会計年度任用職員2人分の計上であります。

介護認定調査 213万7千円 146万4千円の減は、次ページにわたり、
介護認定調査にかかる経費の計上で、
主に、介護認定調査に伴う、主治医意見書作成手数料の減であります。

計画策定委員会費 予算計上ゼロのため廃目となります。

6項 1目 地域密着型サービス運営委員会費
2万6千円 1千円の増
運営委員会の開催経費であります。

434ページ

2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費
1目 居宅介護サービス給付費
6億1, 036万1千円 1, 333万3千円の減

2目 施設介護サービス給付費

2億8,930万6千円 1,424万1千円の増

3目 居宅介護福祉用具購入費

166万2千円 13万8千円の減

4目 居宅介護住宅改修費

586万9千円 62万4千円の減

5目 居宅介護サービス計画費

6,065万6千円 199万7千円の減

次ページ

6目 審査支払手数料

99万9千円 1万6千円の増

2項 1目 高額介護サービス費

2,413万1千円 49万4千円の減

3項 1目 高額医療合算介護サービス費

329万2千円 22万9千円の減

4項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護サービス費

4,412万4千円 421万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、各給付等見込みによる計上であります。

438ページ

4款 地域支援事業費

2項 包括的支援事業・任意事業費

1目 包括的支援事業等事業費

1,689万5千円 27万6千円の増

2事務事業の計上であります。

職員人件費 1,623万9千円 25万9千円の増

地域包括支援センター職員人件費2人分の計上であります。

包括的支援施策 65万6千円 1万7千円の増

地域包括支援センターの事務経費の計上であります。

2目 任意事業費 469万3千円 31万1千円の増 次ページにわたり
主に、利用者及び利用回数増に伴う配食サービス事業委託料の増であります。

3目 在宅医療・介護連携推進事業費 39万3千円 8万5千円の減
在宅医療と介護を連携させるための経費の計上で、
主に、パンフレットの印刷製本費の減であります。

4目 生活支援体制 整備事業費 758万3千円 11万8千円の増
生活支援体制整備に伴う経費の計上で、
主に、社会福祉協議会への委託料の増であります。

5目 認知症 総合支援事業費 次ページにわたり
1, 957万8千円 44万円の減 2事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 872万6千円 42万6千円の減
地域包括支援センター職員人件費2人分の計上であります。

認知症 総合支援事業 85万2千円 1万4千円の減 次ページにわたり
認知症の人やその家族への支援に伴う経費の計上であります。

6目 地域ケア会議推進事業費 15万8千円 増減なし
次ページにわたり、
地域ケア会議の開催経費であります。

3項 介護予防・生活支援サービス事業費

1目 総合事業サービス費 2, 040万1千円 159万円の減
説明欄記載の総合事業サービスにかかる経費の計上であります。

4項 1目 一般介護予防事業費 239万2千円 2万1千円の減
次ページにわたり
介護予防事業に伴う経費の計上であります。

5項 高額介護サービス費等

1目 高額介護予防サービス費事業費 6万9千円 9千円の増

2目 高額医療合算介護予防サービス費事業費 2万円 皆増

6項 その他諸費 次ページ

1目 審査支払手数料 8万4千円 2千円の減
各目それぞれ、給付等見込額の計上であります。

4 4 8 ページ

5 款 1 項 1 目 介護給付費準備基金費 1 千円 増減なし

4 5 0 ページ

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

1 目 第 1 号被保険者 介護保険料還付金 2 0 万円 増減なし

2 目 償還金 1 千円 増減なし

4 5 2 ページ

8 款 サービス事業費

1 項 居宅サービス事業費

1 目 包括的支援事業費

1, 1 5 8 万 8 千円 3 5 万 6 千円の減

2 事務事業の計上であります。

職員人件費 9 2 4 万 4 千円 1 2 万 4 千円の減

職員人件費 1 人分の計上であります。

介護予防支援 2 3 4 万 4 千円 2 3 万 2 千円の減

要支援認定者の介護予防マネジメント業務経費の計上で、
主に、介護予防支援業務委託料の減であります。

4 5 4 ページ

9 款 1 項 保健福祉事業費 1 目 保健福祉事業 1 3 8 万円 4 千円の増
保健福祉事業と実施する介護予防事業、地域支援事業及び家族介護用品支給事業の計上であります。

4 5 6 ページ

1 0 款 1 項 1 目 予備費 3 0 万円 増減なし

2 1 ページへお戻り願います。

第2条 歳出予算の流用

地方自治法、第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費内の各項に係る予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項間とする。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、25ページをお開き願います。

議案第 7 号

令和 5 年度 厚岸町後期高齢者医特別会計予算

提案理由説明書

議案第 7 号 令和 5 年度 厚岸町後期高齢者医療 特別会計予算であります。

令和 5 年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1 億 5, 8 7 3 万 4 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 6 ページ

第 1 表 歳入歳出予算であります。

歳入では、3 款、4 項、
次ページ

歳出では、4 款、5 項にわたり
それぞれ、1 億 5, 8 7 3 万 4 千円で、

令和 4 年度当初予算に比較し、
2. 0 %、3 1 4 万 4 千円の増であります。

事項別により、説明させていただきます。
4 6 3 ページを、お開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料 1 目 特別徴収保険料
5, 7 7 0 万 7 千円 7 8 8 万 8 千円の減

2 目 普通徴収保険料 5, 0 6 0 万 4 千円 7 0 3 万 8 千円の増
それぞれ、徴収方法の変更による増減であります。

3 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金
5, 0 1 2 万 1 千円 4 1 5 万 5 千円の増
繰入基準による繰入金の計上であります。

5 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料
1 目 延滞金 1 千円 増減なし
2 目 過料 1 千円 増減なし

4 項 償還金及び還付加算金
1 目 保険料還付金 29 万円 増減なし
保険料還付金の計上であります。

2 目 還付加算金 1 万円 増減なし

雑入 予算計上ゼロのため廃目となります。

以上で歳入の説明を終わります。
465 ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
282 万 4 千円 15 万 4 千円の減
後期高齢者医療一般は、事務経費に係る計上で、
主に、被保険者証発送に伴う通信運搬費の減であります。

2 項 1 目 徴収費 87 万 4 千円 32 万円の増
賦課収納に係る経費の計上で、主に、納付書印刷製本費の増であります。

467 ページ

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療 広域連合納付金
1 億 5,463 万 6 千円 297 万 8 千円の増
北海道 後期高齢者医療 広域連合納付金の計上で、標準システム変更に伴う
増であります。

469 ページ

3 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金
1 目 保険料還付金 30 万円 増減なし
保険料還付金の計上であります。

471 ページ

4 款 1 項 1 目 予備費 1 0 万円 増減なし

以上で、議案第 7 号の説明を終わります。

続きまして、2 8 ページをお開き願います。

議案第 8 号

令和 5 年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算

提案理由説明書

議案第 8 号 令和 5 年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算であります。

令和 5 年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、7, 6 2 2 万 8 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 9 ページ

第 1 表 歳入歳出予算であります。

歳入では、3 款、4 項、

次ページ

歳出では、4 款、4 項にわたり

それぞれ、7, 6 2 2 万 8 千円の計上で、

令和 4 年度当初予算に比較し、

0. 4 %、3 2 万 6 千円の減であります。

事項別により、説明させていただきます。

4 7 5 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 サービス収入 1 項 介護給付費収入 1 目 施設介護サービス費収入
6, 3 1 3 万 7 千円 2 6 万 3 千円の減

2 項 1 目 自己負担金収入

1, 3 0 7 万 4 千円 6 万 6 千円の減

それぞれ、一日平均 1 8 人の入所者を見込んでの計上であります。

5 款 財産収入 1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金

1 千円 増減なし

基金利子の計上であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 雑入 1 万 6 千円 3 千円の増
介護保険主治医意見書作成料の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

4 7 7 ページをお開き願います。
歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費
1 目 施設介護サービス事業費
7, 6 1 1 万 9 千円 3 3 万 3 千円の減
3 事務事業の計上であります。

職員人件費 2, 9 7 0 万 2 千円 4 1 5 万 9 千円の減
一般職員の看護師 1 人、介護員 2 人、再任用職員の看護師 1 人、計 4 人分の計
上で、主に、再任用職員の看護師 1 人分の減であります。
なお、4 8 7 ページから 4 8 9 ページまで
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

会計年度任用職員人件費 2, 4 1 7 万 3 千円 3 6 6 万 3 千円の増
次ページにわたり、
会計年度任用職員人件費の計上で、主に、介護員 1 人の増であります。

介護老人保健施設サービス
2, 2 2 4 万 4 千円 1 6 万 3 千円の増
施設運営のための関係経費の計上で、
主に、病院事業運営管理共通経費負担金の増であります。

4 8 1 ページ

3 款 1 項 基金積立金 1 目 介護老人保健施設基金積立金
1 千円 増減なし
基金への積立金の計上であります。

4 8 3 ページ

4 款 1 項 公債費 2 目 利子 8 千円 7 千円の増
長期債償還利子の計上であります。

4 8 5 ページ

2 款 1 項 1 目 予備費 1 0 万円 増減なし

なお、4 9 0 ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますのご参照願います。

以上をもちまして、

議案第 2 号 令和 5 年度 厚岸町 一般会計予算から

議案第 8 号 令和 5 年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算の
提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 9 号 令和 5 年度厚岸町水道事業会計予算

提案理由説明書

議案第9号、令和5年度厚岸町水道事業会計予算の内容について

1 ページ

第1条 総則、令和5年度厚岸町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量であります。

給水戸数は、5, 184戸で、前年度に比べ11戸減。

年間総配水量は、115万7, 973立方メートルで、前年度に比べ1万4, 702立方メートルの減。

一日平均給水量は、3, 173立方メートルで、

前年度に比べ40立方メートルの減を予定しております。

主な建設改良事業について

配水管布設替等事業が7件で、6, 196万円。

前年度に比べ1, 749万円の減。

設備整備事業が2件で、2, 750万円の皆増。

メーター設備事業が、新設・検満・撤去を合わせて536台で、4, 763万3千円。

前年度に比べ400万1千円の減。

上水道地区地下水源調査業務等が2件で、2, 555万円。

前年度に比べ375万8千円の増。

上水道地区送配水管基本計画委託業務が1件で、624万円。

前年度に比べ176万円の減であります。

第3条 収益的収入及び支出の予定額であります。

収入

1款 水道事業収益を3億940万1千円

1項 営業収益を2億7, 828万8千円

2項 営業外収益を3, 111万3千円

支出

1款 水道事業費用を2億6, 920万7千円

1項 営業費用を2億5, 319万4千円

2項 営業外費用を1, 581万3千円

4項 予備費を20万円と定めるものであります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額であります。

収入

- 1 款 資本的収入を 1 億 1, 3 6 1 万 6 千円
- 1 項 企業債を 7, 6 4 0 万円
- 2 項 補助金を 7 9 9 万円
- 6 項 補償金を 8 2 4 万円
- 8 項 他会計負担金を 2, 0 9 8 万 6 千円

2 ページ

支出

- 1 款 資本的支出を 2 億 5, 5 5 8 万円
- 1 項 建設改良費を 1 億 6, 9 6 7 万 4 千円
- 2 項 企業債償還金を 8, 5 9 0 万 6 千円と定めるものであります。

1 ページ下段へ戻り

第 4 条の括弧書きです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1 億 4, 1 9 6 万 4 千円は、

当年度分損益勘定留保資金 1 億 2 7 9 万 9 千円、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 5 4 2 万 5 千円

建設改良積立金 1, 1 7 4 万円及び減債積立金 1, 2 0 0 万円で補填する
ものであります。

1 0 ページからの予算説明書

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 水道事業収益全体では、1 7 4 万 4 千円の減。

1 項 営業収益は、1 4 6 万 2 千円の減。

1 目 給水収益は、2 億 7, 7 8 8 万 4 千円で、前年度の使用実績動向を
勘案して、1 4 2 万 6 千円減の水道料金を計上しております。

2 目 受託工事収益は、4 0 万 4 千円で、前年実績並と見込み、

3 万 6 千円の減であります。

2 項 営業外収益は、2 8 万 2 千円の減で、

2 目 他会計補助金が、1, 9 1 6 万 1 千円で、1 万 2 万円の減。

3 目 長期前受金戻入は、1,095万1千円で、126万2千円の減。

5 目 消費税還付金は、99万2千円で、消費税算定に伴う皆増。

6 目 雑収益は、9千円で、前年同額であります。

10 ページから 11 ページ

収益的支出

1 款 水道事業費用全体では、581万6千円の増。

1 項 営業費用では、696万円の増。

1 目 原水及び浄水費は、867万1千円の増。

1 7 節 委託料が、252万9千円増の3,901万9千円。

施設管理委託料の増、人件費単価に伴う増。

2 4 節 動力費が、470万5千円の増。

前年度実績を見込んだことによるものであります。

11 ページ

2 目 配水及び給水費は、108万2千円の減。

1 7 節 委託料が、89万8千円の減。

配水管漏水が減少したことにより年2回の漏水調査を1回としたことによるもののほか、各節説明欄記載のとおりであります。

11 ページから 13 ページ

4 目 総係費は、50万9千円の増。

各節説明欄記載のとおりであります。

13 ページ

5 目 減価償却費は、137万9千円の減。

令和4年度までに取得した資産に対する減価償却費のうち、主に、構築物と機械及び装置に係る償却費の増減によるものであります。

6 目 資産減耗費は、24万1千円の増。

配水管更新に伴う資産減耗が3件で45万5千円のほか、平成27年度に取得したメーター除却費の計上であります。

2 項 営業外費用では、1 1 4 万 4 千円の減。

1 目 支払利息及び企業債取扱諸費が、7 5 万 6 千円の減。

これまでに借り入れた企業債の支払利息の減。

2 目 消費税及び地方消費税は、3 8 万 8 千円の皆減。

納付見込み額の減。

4 項

1 目 予備費は、2 0 万円で、前年度と同額であります。

この結果、収益的収入は、収益的支出を4, 0 1 9 万 4 千円上回る見込みであります。

1 4 ページ

資本的収入

1 款 資本的収入全体では、1, 5 5 7 万 1 千円の増。

1 項

1 目 企業債が、1, 3 7 0 万円の増。

起債対象事業費の増であります。

2 項 補助金

1 目 国庫補助金が、5 0 0 万円の皆増。

宮園及び奔渡地区の配水管更新実施設計に対する国庫補助金の計上であります。

2 目 道補助金が、8 万円の減。

尾幌地区の水道施設更新に対する道補助金の計上であります。

6 項

1 目 補償金が、2 3 3 万円の減。

2 件の内 1 件が道路改良工事に伴う配水管布設替えに対する補償金。

もう 1 件が尾幌糸魚沢間道路の新設に伴い尾幌地区送配水管移転の必要が生じたことから比較検討に必要な委託補償費の計上であります。

8 項

1 目 他会計負担金が、7 1 万 9 千円の減。

説明欄記載のとおりであります。

資本的支出

1 款 資本的支出全体で、7 5 5 万 9 千円の増で、

1 項 建設改良費は、6 8 9 万 5 千円の増。

1 目 建設改良費が、1 3 万円の減。

配水管布設替等事業 6 件と設備整備事業 2 件を予定しています。

1 4 ページから 1 5 ページ

2 目 総係費が、1, 2 1 3 万 8 千円の増。

1 7 節 委託料が、1, 2 1 3 万 8 千円の増。

4 件の委託料のうち、老朽化した宮園及び奔渡地区の水道管更新実施設計業務のほか、尾幌糸魚沢間道路の新設に伴い尾幌地区送配水管移転のため比較検討に必要な委託業務のほか昨年につき、上水道地区の地下水源を得るため水質及び水量調査を行なうものであります。

1 5 ページ

3 目 メーター設備費が、4 0 0 万 1 千円の減。

新設メーター及び検満メーター取り替え台数の減によるものであります。

4 目 固定資産購入費が、1 1 1 万 2 千円の減。

非常時用の加圧装置付受水槽の購入を行なうものであります。

2 項

1 目 企業債償還金は、6 6 万 4 千円の増。

これまでに借り入れたものの償還の増によるものであります。

2 ページ上段へ戻り

第 5 条 企業債であります。

起債の目的は、配水管等整備事業費で、限度額は、7, 6 4 0 万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行で、利率は 5 % 以内、償還の方法は記載のとおりであります。

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額の流用であります。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税の予算額に不足が生じた場合と定めるものであります。

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費を2, 214万9千円とするものであります。

第8条 他会計からの補助金であります。

内容は記載のとおりで、総額1, 916万1千円と定めるものであります。

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1, 795万円と定めるものであります。

3ページと4ページは、予算実施計画。

5ページは、予定キャッシュ・フロー計算書。

6ページから9ページは、給与費明細書。

16ページと17ページは、令和5年度の予定貸借対照表。

18ページと19ページは、令和5年度予算の財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

20ページは、令和4年度の予定損益計算書。

21ページと22ページは、令和4年度の予定貸借対照表。

23ページと24ページは、令和4年度の財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

いずれも、内容は記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

以上が令和5年度厚岸町水道事業会計予算の内容でございます。

大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 10 号 令和 5 年度厚岸町病院事業会計予算

提案理由説明書

議案第10号 令和5年度厚岸町病院事業会計予算について、その内容をご説明いたします。

議案書、1ページをお開き願います。

第1条 総則、令和5年度厚岸町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量であります。

(1) 病床数は、55床で一般病床であります。

(2) 患者数について、年間延患者数では、5万8,248人、内訳として、入院患者数では1万2,078人、外来患者数では4万6,170人、1日平均患者数では、223人、内訳として、入院患者数では33人、外来患者数では190人と見込むものであります。

(3) 主な建設改良事業では、建設工事事業として、4,241万6千円、器械備品整備事業として、6,341万5千円の計上であります。

第3条 収益的収入及び支出並びに第4条 資本的収入及び支出の内容は、予算説明書でご説明いたします。

13ページをお開きください。

はじめに、収益的収入であります。

1款 病院事業収益、10億4,939万7千円、前年度比較、345万9千円の減

1項 医業収益、8億6,036万7千円、前年度比較、1,764万円の増

1目 入院収益は、2億6,462万8千円、前年度比較、1,000万4千円の増で、延入院患者数1万2,078人を見込んでの計上であります。

2目 外来収益は、3億7,397万7千円、前年度比較、461万7千円の増で、延外来患者数4万6,170人を見込んでの計上であります。

3目 その他医業収益は、6,889万3千円、前年度比較、568万9千円の減で、内訳として、1節 室料差額収益では、22万円、前年度比較、17万9千円の増、2節 公衆衛生活動収益では、4,469万9千円、前年度比較、47万1千円の減、3節 その他医業収益では、2,397万4千円、前年度比較、539万7千円の減で、主に、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料が皆減であります。

4目 負担金は、1億5,286万9千円、前年度比較、870万8千円の増で、内訳として、1節 一般会計負担金では、1億3,294万円、前年度比較、717万3千円の増、2節 負担金では、1,992万9千円、前年度比較、153万5千円の増であります。

2項 医業外収益、1億8,903万円、前年度比較、2,109万9千円の減

1目 患者外給食収益は、182万3千円、前年度比較、7万2千円の増

2目 長期前受金戻入は、9,137万9千円、前年度比較、738万5千円の増

3目 その他医業外収益は、510万7千円、前年度比較、164万9千円の増

4目 他会計補助金は、6,983万3千円、前年度比較、2,498万4千円の減

5目 他会計負担金は、1,323万4千円、前年度比較、537万3千円の減で、一般会計補助金及び一般会計負担金の内訳は、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

収益的収入における一般会計からの負担金及び補助金として、医業収益と医業外収益を合わせて、2億1,600万7千円となり、前年度比較、2,318万4千円の減であります。

14ページ

6目 負担金交付金は、765万3千円、前年度比較、15万2千円の増

7目 雑収益は、前年度と同額の1千円の計上であります。

次に、収益的支出であります。

1款 病院事業費用、13億4,812万円、前年度比較、3,090万7千円の増

1項 医業費用、12億8,700万2千円、前年度比較、4,627万4千円の増

1目 給与費は、8億1,369万円、前年度比較、3,794万4千円の増で、内訳として、1節 給料では、3億3,554万9千円、前年度比較、509万円

の増、常勤医師５名、看護職員３４名、医療技術員２０名、事務員１１名、技術員１名、労務員１３名、合計８４名分の計上であります。１５ページ、２節 職員手当等では、１億８，９４８万４千円、前年度比較、１，１８７万９千円の増、それぞれ支給要件による計上であります。３節 法定福利費では、１億２，７０２万９千円、前年度比較、２，７４４万円の増、主に、退職手当組合負担金の増であります。４節 退職給付費では、２，５６２万９千円、前年度比較、４３８万３千円の増、５節 賞与引当金繰入額では、３，８６０万円、前年度比較、５３９万１千円の減、６節 報酬では、９，７３９万９千円、前年度比較、５４５万７千円の減で、主に、常勤医師１名の新規採用に伴う出張医師報酬の減であります。

２目 材料費は、１億１，０８６万円、前年度比較、９６１万３千円の減で、内訳として、１節 薬品費では、５，０９３万５千円、前年度比較、５９万７千円の減、２節 診療材料費では、５，７１７万３千円、前年度比較、２１７万３千円の増、３節 医療消耗備品費では、２４７万４千円、前年度比較、１５万２千円の減、４節 給食消耗品費では、２０万円、前年度比較、４８万３千円の減、５節 給食消耗備品費では、７万８千円、前年度比較、１万７千円の減であります。なお、前年度計上の給食材料費は、給食食材の調達を含め給食業務委託への移行により皆減であります。

３目 経費は、２億６，６５３万９千円、前年度比較、１，１０９万円の増で、内訳として、１節 厚生福利費では、２８０万５千円、前年度比較、１１万８千円の減、２節 報償費では、前年度と同額の２万円、３節 旅費交通費では、１，１５６万６千円、前年度比較、３５４万１千円の減で、主に、出張医師旅費の減であります。４節 消耗品費では、５４３万３千円、前年度比較、９万円の減、５節 消耗備品費では、６０万３千円、前年度比較、３万５千円の減、６節 光熱水費では、３，４２１万円、前年度比較、７１５万１千円の増で、主に、電気料の増であります。１６ページ、７節 燃料費では、２，６７６万９千円、前年度比較、９２万１千円の増で、主に、燃油価格単価増による増であります。８節 印刷製本費では、４８万３千円、前年度比較、１４万２千円の減、９節 手数料では、５５６万８千円、前年度比較、２１万４千円の減、１０節 通信運搬費では、２４６万５千円、前年度比較、５８万円の増、１１節 保険料では、２１１万円、前年度比較、３万４千円の減、１２節 修繕費では、１，２５５万４千円、前年度比較、２０５万４千円の増で、主に、温水ボイラーポンプ取替等施設修理費の増であります。１３節 職員被服費では、前年度と同額の１０万１千円、１４節 使用料では、４，３０５万４千円、前年度比較、９６万５千円の増、１５節 委託料では、１億１，１４５万６千円、前年度比較、２６４万円の増で、主に、給食業務について、給食食材の調達から調理等管理業務までを一括業務委託としたことによる給食業務委託料の増であります。１７ページ、１６節 交際費では、前年度と同額の１００万円、１７節 貸倒引当金繰入額では、前年度と同額の１千円、１８節 負担金では、５８９万１千円、前年度比較、９５万３千円の増、１９節 諸会費では、前年度と同額の

45万円の計上であります。

4目 減価償却費は、8,665万8千円、前年度比較、722万2千円の増で、主に、建物及び器械備品の減価償却費の増であります。

5目 資産減耗費は、537万円、前年度比較、36万9千円の減

6目 研究研修費は、前年度と同額の388万5千円の計上であります。

18ページ

2項 医業外費用、6,081万8千円、前年度比較、1,536万7千円の減

1目 支払利息及び企業債取扱諸費は、1,264万3千円、前年度比較、498万円の減で、内訳として、1節 企業債利息では、1,248万8千円、前年度比較、500万円の減、2節 一時借入金利息では、15万5千円、前年度比較、2万円の増であります。

2目 医療技術員確保対策費は、1,915万6千円、前年度比較、1,105万8千円の減で、内訳として、1節 旅費交通費では、前年度と同額の75万円、2節 食糧費では、前年度と同額の80万円、3節 手数料では、39万6千円、前年度比較、666万8千円の減で、主に、常勤医師紹介手数料の減であります。4節 負担金では、1,721万円、前年度比較、439万円の減で、主に、新型コロナウイルスワクチン集団接種業務を担当する看護師の派遣負担金の減であります。

3目 雑損費は、2,501万9千円、前年度比較、67万1千円の増

4目 消費税及び地方消費税は、前年度と同額の400万円の計上であります。

3項 1目 予備費は、前年度と同額の30万円の計上であります。

19ページ

続いて、資本的収入及び支出であります。
はじめに、資本的収入であります。

1款 資本的収入、2億6,919万3千円、前年度比較、2,038万6千円の増

1項 1目 1節 企業債では、2,160万円、前年度比較、7,840万円

の減で、建設工事事業に伴う充当企業債の計上であります。

2項 補助金は、2億4,759万3千円、前年度比較、9,878万6千円の増

1目 他会計補助金 1節 一般会計補助金では、1億7,199万3千円、前年度比較、2,318万6千円の増

2目 国庫補助金 1節 特定防衛施設周辺整備補助金、7,560万円は皆増で、それぞれ説明欄記載の内容については、資本的支出予算に計上の建設改良事業費に係る充当財源の計上であります。

次に、資本的支出であります。

1款 資本的支出、2億6,919万3千円、前年度比較、2,038万6千円の増

1項 建設改良費、1億583万1千円、前年度比較、569万8千円の増

1目 建設工事費は、4,241万6千円、前年度比較、498万3千円の増、事業費の内訳として、1節 建設工事費では、4,108万5千円の計上で、1階待合室外調機改修工事費、2,073万5千円、エレベーター2号機改修工事費、2,035万円の計上であります。2節 委託料では、133万1千円の計上で、1階待合室外調機改修工事に伴う実施設計業務委託料の計上であります。

2目 固定資産購入費 1節 器械備品購入費は、6,341万5千円、前年度比較、71万5千円の増、事業費の内訳として、医用画像保管システム（遠隔診断機能付）、2,420万円、個人用多用途透析装置、440万円、多用途透析用監視装置、2,491万5千円、上部消化管ビデオスコープ、385万円、下部消化管ビデオスコープ、451万円、ホルター心電図記録器、154万円の計上で、すべて器械備品の更新であります。

20ページ

2項 1目 1節 企業債償還金では、1億6,336万2千円、前年度比較、1,468万8千円の増であります。

以上が収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の内容であります。

2ページへお戻りください。

第5条 企業債であります。

起債の目的は、建設工事業として、限度額を2, 160万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

第6条 一時借入金であります。

一時借入金の限度額を6億円と定めるものであります。

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費として、8億1, 369万円、交際費として、100万円と定めるものであります。

第8条 他会計からの補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、記載の内容のとおり、当初予算の計上として、前年度とほぼ同額の総額3億8, 800万円と定めるものであります。

3 ページ

第9条 たな卸資産の購入限度額として、1億5, 288万5千円と定めるものであります。

第10条 重要な資産の取得及び処分であります。

はじめに、取得する資産では、建物として、1階待合室外調機一式及びエレベーター2号機一式、器械備品として、医用画像保管システム（遠隔診断機能付）一式及び多用途透析用監視装置8台であります。

次に、処分する資産では、器械備品として、医用画像保管システム（遠隔診断機能付）一式及び多用途透析用監視装置8台で、処分の態様は廃棄であります。

4 ページから 5 ページまでは、予算実施計画

6 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書

7 ページから 12 ページまでは、給与費明細書

21 ページから 23 ページまでは、令和5年度予定貸借対照表及び注記

24 ページは、令和4年度予定損益計算書

25 ページから 27 ページまでは、令和4年度予定貸借対照表及び注記であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第10号 令和5年度厚岸町病院事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 11 号

令和 4 年度 厚岸町一般会計補正予算

(6 回目) 提案理由説明書

ただいま上程いただきました、

議案第 11 号 令和 4 年度 厚岸町一般会計補正予算から

議案第 17 号 令和 4 年度 厚岸町介護老人保健施設事業 特別会計
補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 11 号 令和 4 年度 厚岸町一般会計補正予算 6 回目の
提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページであります。

令和 4 年度厚岸町一般会計補正予算 6 回目

令和 4 年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6 億 8, 732 万 7 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、116 億 8, 198 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2 ページから 6 ページにわたり、

第 1 表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、20 款 36 項、歳出では、12 款 30 項にわたって、
それぞれ、6 億 8, 732 万 7 千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

14 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 町税 1 項 町民税 1 目 個人 2, 314 万円の増

2 目 法人 656 万 3 千円の増

2 項 1 目 固定資産税 827 万 5 千円の増

2 目 国有資産等所在市町村交付金 1 千円の減

3 項 軽自動車税

1 目 環境性能割 2 3 万円の減

2 目 種別割 2 4 7 万 7 千円の増

4 項 1 目 たばこ税 3 9 4 万 6 千円の増

町税全体では、4, 4 1 7 万円の増で、
それぞれ、1 2 月までの調定 及び
徴収実績をもとに推計した見込み額の計上であります。

2 款 地方譲与税

1 項 1 目 地方揮発油譲与税 2 1 0 万 5 千円の増

2 項 1 目 自動車重量譲与税 1 1 7 万円の増

3 項 1 目 森林環境譲与税 2 6 4 万 7 千円の減

3 款 1 項 1 目 利子割交付金 3 9 万 6 千円の減

4 款 次ページにわたり 1 項 1 目 配当割交付金 2 0 0 万 7 千円の増

6 款 1 項 1 目 法人事業税交付金 4 9 7 万 7 千円の増

7 款 1 項 1 目 地方消費税交付金 4, 2 9 7 万 7 千円の増

8 款 1 項 1 目 ゴルフ場利用税交付金 3 6 万 4 千円の減

9 款 1 項 1 目 環境性能割交付金 1 6 0 万 6 千円の増

それぞれ、1 2 月交付分までの実績によるほか、
交付見込みによる増減であります。

1 0 款 1 項 1 目 国有提供施設等所在市町村交付金 2 1 6 万 4 千円の増
交付決定による増であります。

1 2 款

1 項 1 目 1 節 地方交付税 3 億 6, 5 5 4 万 3 千円の増

普通交付税 本年度確定額 3 9 億 7, 0 7 1 万 3 千円、
全額の計上であります。

1 3 款 1 項 1 目 交通安全対策特別交付金 2 4 万 7 千円の減
交付見込みによる減であります。

1 4 款 分担金及び負担金 2 項 負担金
1 目 民生費負担金 1 7 6 万 7 千円の減 次ページにわたり
説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

1 5 款 使用料及び手数料 1 項 使用料
1 目 総務使用料 4 5 万 1 千円の増
2 目 民生使用料 2 万 9 千円の増
3 目 衛生使用料 1 千円の減
4 目 農林水産業使用料 7 6 万 5 千円の減
5 目 商工使用料 2 万 6 千円の減
6 目 土木使用料 2 3 万 8 千円の減
7 目 教育使用料 2 万 6 千円の増
それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

2 項 手数料
1 目 総務手数料 次ページにわたり 3 0 万 3 千円の減
3 目 衛生手数料 4 8 万 5 千円の減
4 目 農林水産業手数料 1 1 万 7 千円の増
6 目 土木手数料 1 2 万 5 千円の増
7 目 教育手数料 2 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

3 項 1 目 証紙収入 2 8 万 9 千円の減
説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

1 6 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金 1 目 民生費国庫負担金 1, 2 4 0 万 7 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

2 目 衛生費国庫負担金 2 3 3 万 5 千円の増
新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金ほかの増であります。

2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金 4 1 2 万円の増
主に、番号制度システム整備補助金 5 0 9 万 2 千円の増は、
戸籍システム改修に要する補助金の計上で、交付見込みによる増であります。
その他、説明欄記載のとおり、交付額確定に伴う減であります。

2目 民生費国庫補助金 294万6千円の増 次ページにわたり

主に、1節 社会福祉費補助金

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 263万2千円 新規計上は、
地域公共交通確保に要する補助金の計上で、交付額確定による計上であります。

4節 再編関連訓練移転等交付金 1, 135万8千円 新規計上は、
「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく、訓練実施に伴う
交付金の新規計上で、
その他、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増減であります。

3目 衛生費国庫補助金 4, 930万5千円の増

主に、3節 防衛施設周辺整備事業補助金 5, 360万3千円の増は、
本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金について、
当該交付金の充当事業の事業費確定に伴い、最終的な配分調整をし、
交付決定後の未計上分の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「特定防衛施設周辺整備調整
交付金事業基金」において説明いたします。

4目 農林水産業費国庫補助金 1, 160万円の減

6目 土木費国庫補助金 2, 615万7千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、充当事業の確定に伴う減であります。

8目 教育費国庫補助金 569万2千円の増 次ページにわたり、
主に、

2節 小学校費補助金 110万円の増

3節 中学校費補助金 69万4千円の増は、

主に、それぞれ、学校保健特別対策事業費補助金は、各小中学校における感染
症対策に要する補助金の計上で、

7節 防衛施設周辺整備事業補助金 1, 000万円の増

本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金について、
当該交付金の充当事業の事業費確定に伴い、最終的な配分調整をし、
交付決定後の未計上分の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「特定防衛施設周辺整備調
整交付金事業基金」において説明いたします。

その他、それぞれ説明欄記載のとおり、事業費に応じた交付見込みによる減で
あります。

3 項 委託金

1 目 総務費委託金 3 万 8 千円の増

2 目 民生費委託金 4 2 万 1 千円の増

4 目 土木費委託金 4 8 万 1 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付額の確定による増減であります。

1 7 款 道支出金 1 項 道負担金

1 目 民生費道負担金 5 0 9 万 3 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増減であります。

2 項 道補助金

1 目 総務費道補助金 2 5 7 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる減であります。

2 目 民生費道補助金 2 8 9 万 1 千円の増

3 目 衛生費道補助金 次ページにわたり 2 7 6 万 9 千円の減

4 目 農林水産業費道補助金 5 3 4 万 6 千円の増

5 目 商工費道補助金 8 1 4 万 8 千円の減

6 目 土木費道補助金 2 2 万 5 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費の確定及び交付見込みによる増減であります。

3 項 委託金

1 目 総務費委託金 3 0 万 3 千円の増

3 目 衛生費委託金 6 千円の増

4 目 農林水産業費委託金 3 千円の増

5 目 商工費委託金 1 万 3 千円の増

6 目 土木費委託金 9 千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増減であります。

1 8 款 財産収入 1 項 財産運用収入

1 目 財産貸付収入 3 1 万 5 千円の増

2 目 利子及び配当金 次ページにわたり 7 千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

2 項 財産売払収入 1 目 不動産売払収入 6 6 3 万 2 千円の増
収入確定に伴う、立木売払代の増であります。

2 目 生産物売払収入 5 2 万 4 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

19款 1項 寄附金 1目 一般寄附金 1億7,970万円の増は、ふるさと納税による寄附金の増で、ふるさと納税の寄附金総額8億8,000万円を見込んでの計上で、企業版ふるさと納税 30万円の減は、都市計画総務寄附金への予算科目を振り替え計上であります。

4目 衛生費寄附金 環境対策寄附金 企業版ふるさと納税 1,500万円 新規計上は、東京都港区 厚岸グリーン電力合同会社 様からの寄附金の計上であります。

この企業版ふるさと納税は、認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税の税額控除が行える仕組みであります。なお、寄附金活用事業については、「電気自動車の導入等脱炭素に向けた取組」についての希望であるため、「電気自動車等整備事業」に充当いたします。内容については歳出予算において説明いたします。

7目 土木費寄附金 3節 都市計画費寄附金 30万円 新規計上 企業版ふるさと納税 30万円は、一般寄附金から予算科目を振り返るもので、寄附金活用事業については、「安心・安全で快適に暮らすことができる、美しく魅力的な地域をつくる事業」についての希望であるため、「都市計画整備事業」に充当いたします。

20款 繰入金 1項 基金繰入金

4目 まちおこし基金繰入金 101万2千円の減 充当事業である町民花火大会への補助金確定に伴う減であります。

6目 環境保全基金繰入金 630万円の増

主に、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金不採択による基金繰入金の計上であります。

12目 森林環境譲与税基金繰入金 75万9千円の減 充当事業費確定による減であります。

22款 諸収入

1項 延滞金加算金及び過料 1目 延滞金 3万9千円の増

2項 預金利子 1目 町預金利子 1万4千円の増

3項 貸付金元利収入 2目 ウタリ住宅改良貸付金元利収入 88万5千円の増

次ページ

6 目 十勝沖地震災害援護資金貸付金収入 10 万 6 千円の減
4 項 受託事業収入 3 目 衛生費受託事業収入 98 万 2 千円の減
5 目 土木費受託事業収入 3 万円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

6 項 3 目 雑入 356 万 7 千円の減
主に、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金 725 万 9 千円の減は、補助金不採択による減で、その他、収入見込みによる増減であります。

23 款 次ページにわたり 1 項 町債
本補正のうち、節説明欄カッコ内の「過疎特別分」と表記があるのは、過疎対策事業債のソフト分として発行が認められたもので、
本補正で 1 億 390 万円を追加し、総額、1 億 4,320 万円の計上であります。

1 目 総務債 870 万円の増
2 目 民生債 5,500 万円の増
3 目 衛生債 440 万円の増
4 目 農林水産業債 1,180 万円の減
5 目 商工債 1,490 万円の増

次ページ

6 目 土木債 1,550 万円の減
7 目 消防債 2,240 万円の減
8 目 教育債 1,140 万円の減
9 目 災害復旧債 70 万円の減
それぞれ、起債対象事業費の確定による増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

36 ページ、歳出であります。

1 款 1 項 1 目 議会費 60 万 1 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費

1 目 一般管理費 2 6 7 万 3 千円の増 4 1 ページにわたり、
主に、庁舎・町民広場 3 5 9 万円の増は、主に、役場庁舎重油、電気料の増
と修繕料 3 3 万 1 千円の増は、主に、役場庁舎設備時計修繕 3 階議場内排煙
窓修繕料の計上、事務用備品購入 7 9 万円の増は、主に、職員用机 5 台と椅子
5 脚の購入費の計上で、その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み
による増減であります。

2 目 簡易郵便局費 1 2 万 7 千円の減

3 目 職員厚生費 1 7 3 万 6 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 情報化推進費 2 6 万 9 千円の増 次ページにわたり

主に

総合行政情報システム整備事業 3 7 万 6 千円の増は、給与システム改修に伴
う委託料の計上で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 目 交通安全防犯費 次ページにわたり 2 5 7 万 8 千円の減

6 目 行政管理費 1 8 8 万 3 千円の減

7 目 文書広報費 次ページにわたり 4 4 万 9 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8 目 財政管理費 6 億 8, 9 8 6 万 9 千円の増

主に、基金への積立金として、

財政調整基金に、9, 9 9 0 万円

減債基金に、4 億円

地域づくり推進基金に、1 億 1, 5 0 2 万 3 千円

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に、6, 3 6 0 万 5 千円は、
子ども医療費無償化、学校給食費無償化及び町立厚岸病院の医師確保に対する
補助金に対する積立金の計上であります。

再編関連訓練移転等交付金事業基金 1, 1 3 5 万 9 千円 新規計上は、
0 歳から 2 歳児に対する保育所運営費に要する積立金の計上であります。

なお、本年度末における基金残高につきましては、

年度当初での取り崩しと歳計剰余金処分による積立て、

年度内での補正積立てにより、前年度末との比較において、

約 1 億 6, 2 0 7 万 1 千円増の約 1 9 億 3, 9 9 8 万 4 千円となる見込みであ
ります。

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

9目 会計管理費 15万円の減 次ページにわたり、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

10目 企画費 1,233万5千円の減 53ページにわたり、
主に、企画一般 148万8千円の減は、主に、新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止のため中止となった、北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路
の工事着手に係るイベント経費の減、土地借上料 66万6千円の減は、
北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の工事实施において必要となる土置
き場の私有地の借上料について、工事实施主体である釧路開発建設部より工事
設計などの変更により、今年度の借上料が発生しないことからの減、
空家対策 66万4千円の増は、若竹地区にある空家について、歩行者の通行
や周辺の生活環境に重大な損害を及ぼす可能性があることと認められたことから、
厚岸町空家等対策の推進に関する条例第13条の規定による軽微な措置を講じ
た費用の計上、
若竹地区特定空家等解体事業 120万円 新規計上は、
早期の対応を必要としていた、若竹3丁目通りにある空家について、屋根、外
壁等が倒壊しており、防除ネットで措置を講じているが強風などにより剥がれ
るなど、車両や歩行者の通行と隣接する住宅に重大な損害を及ぼす危険な状態
が切迫していると判断し、直ちに特定空家等に認定し、厚岸町空家等対策の推
進に関する条例第12条の規定による緊急安全措置を講じる解体費用の計上
で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であり
ます。

11目 財産管理費 次ページにわたり 255万1千円の減

12目 車両管理費 30万4千円の減

14目 厚岸大橋開通50周年記念事業費 7千円の減

15目 諸費 2万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 徴税費

1目 賦課納税費 103万円の減 59ページにわたり

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3項 1目 戸籍住民登録費 33万4千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4項 選挙費

1目 選挙管理委員会費 20万4千円の減

次ページ

5目 道知事・道議会議員選挙費 24万4千円の増

主に、人件費の上昇及び木材等の資材の高騰に伴うポスター掲示場設置等委託料の増で、

その他、執行見込みによる増減であります。

5項 統計調査費

1目 統計調査総務費 10万6千円の減は、次ページにわたり、

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6項 1目 監査委員費 29万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3款 民生費 1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費 26万7千円の増 次ページにわたり、

主に

国民健康保険特別会計 43万4千円の増は、

特別会計収支への補正財源調整による繰出金の増、

多機能共生型地域交流センター 56万円の増は、

主に、施設燃料費及び電気料の増とストーブ故障による修繕料の計上で、

その他、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

2目 心身障害者福祉費 1,355万7千円の減 69ページにわたり、

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

3目 心身障害者特別対策費 18万3千円の増

主に、医療費見込みによる増であります。

4目 老人福祉費 1,734万円の減 75ページにわたり、

主に、介護保険特別会計 1,323万円の減は、特別会計収支への補正財源調整による繰出金の減、

介護予防・生活支援 66万9千円の増は、

主に、3回分から8回分に見込む除雪サービス実施委託料の増、

老人保護措置費 410万7千円の減は、措置者数の見込みによる減、

福祉交通回数券助成 28万円の増は、回数券使用見込みによる増で、

その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

5目 後期高齢者医療費 46万3千円の増

特別会計収支への補正財源調整による繰出金の増であります。

6目 国民年金費 5千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7目 自治振興費 93万7千円の減

主に、地域公共交通対策 48万8千円の増は、次ページにわたり、主に、デマンドバス運行の委託日数の増などによる委託料の増で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

8目 社会福祉施設費 987万6千円の減 次ページにわたり、

主に、集会所 102万2千円の増は、主に、集会所燃料費及び電気料の増と修繕料51万7千円の増は、宮園丘陵地区集会所の水道管移設に伴う修繕料、
施設備品購入 15万8千円は、経年劣化により、使用不能となった若松地区集会所の給湯器購入費の計上で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

10目 諸費 1,389万6千円の減 次ページにわたり、

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費 1,203万6千円の減 次ページにわたり、

主に、児童福祉一般 施設型給付費負担金 1,066万2千円の減は、主に、さくら幼稚園の休園による減とその他施設の利用増による施設等利用料助成の増で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 児童措置費 459万円の減

3目 ひとり親福祉費 22万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

次ページ

4目 児童福祉施設費 102万9千円の減 87ページにわたり、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目 児童館運営費 27万6千円の減 次ページにわたり、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目 諸費 60万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費

1目 衛生予防費 40万8千円の増 次ページにわたり、主に、公衆浴場 公衆浴場設備修繕助成 26万円の減は、事業予算を「公衆浴場設備整備事業」への振替による減
公衆浴場設備整備事業 68万円の増は、濾過機更新や揚水モーター更新など設備工事費の計上で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 健康推進費 1,065万7千円の減 97ページにわたり、主に、妊娠・出産包括支援 償還金 34万4千円新規計上は、交付決定額の精算に伴う令和3年度母子保健衛生費国庫補助金返還金の計上、予防接種 償還金 20万1千円新規計上は、交付決定額の精算に伴う令和3年度疾病予防対策事業費等補助金返還金の計上、健康増進 14万8千円の増は、肝炎ウイルス検診受診見込み者増によるもので、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 墓地火葬場費 13万9千円の増

主に、斎場施設電気料の増と屋外水栓配管取替修繕料の増のほか、財源内訳補正であります。

4目 水道費 103万円の減 次ページにわたり、水道事業会計 107万8千円の減は、負担金及び補助金の減、簡易水道事業特別会計 4万8千円増は、特別会計収支への補正財源調整による繰出金の増であります。

5目 病院費 1億8,207万9千円の増

病院事業会計への収支補てんとしての増額計上であります。

6目 子ども医療費 859万8千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7目 諸費 220万8千円の減 次ページにわたり、
主に、新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する経費で
新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保で 448万5千円の減
新型コロナウイルスワクチン予防接種 227万7千円の増は、
オミクロン株に対応するワクチン接種見込み者数 1000人に対する委託料
の計上であります。

2項 環境政策費

1目 環境対策費 2,493万3千円の増 次ページにわたり、
主に、
環境保全基金積立金 760万円の増は、
立木売払代及び資源ごみ売払代などを財源とした環境保全基金の計上
電気自動車等整備事業 1,749万9千円 新規計上は、
町は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボン
シティ」を表明し、現在策定中の「厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画」
に基づいたカーボンニュートラルの実現に向けて取り組む事業の計上で、
修繕料 40万4千円は、役場庁舎車庫及び保健福祉総合センターの電気自動
車充電用コンセント整備費の計上、役務費 45万6千円は、車両3台分のリ
サイクル料金、登録手数料及び自動車保険料の計上、機械器具購入 214万
5千円は、外部給電器3台の購入費の計上、車両購入 1,449万4千円は、
電気自動車2台、プラグインハイブリット車1台の公用車の購入費の計上であ
ります。

なお、この事業の財源については、環境対策寄附金（企業版ふるさと納税）を
充当するものであります。

また、今年度での事業完了が見込めないため、令和5年度に繰り越すものであ
ります。

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 水鳥観察館運営費 次ページにわたり 26万円の減

3目 廃棄物対策費 6千円の減

4目 ごみ処理費 次ページにわたり 534万8千円の減

5目 し尿処理費 次ページにわたり 95万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5款 農林水産業費 1項 農業費

1目 農業委員会費 124万3千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 農業振興費 146万9千円の増 次ページにわたり、
主に、新規就農者誘致奨励事業 152万2千円の増は、
事業費確定に伴う新規就農者2名分の補助金の計上であります。
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 畜産業費 138万4千円の増
主に、家畜衛生対策 209万円の増は、
家畜伝染病対策に伴う補助金の計上で、
その他、説明欄記載の事業について、事業費確定に伴う減であります。

5目 農地費 1,789万2千円の減
農地一般 37万1千円の増
道営大別地区公共牧場草地整備事業 41万5千円の増は、
道営事業費確定に伴う負担金の増
水利施設等保全高度化事業 1,867万8千円の減は、
総事業費の変動に伴う町負担金の減であります。

6目 牧野管理費 755万7千円の増 次ページにわたり、
主に、町営牧場 755万4千円の増は、
主に、配合飼料単価の価格上昇などに伴う消耗品費と作業機軽油代ほかの増で
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

7目 農業施設費 2万7千円の減
それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8目 農業水道費 160万5千円の増 次ページにわたり、
主に、別寒辺牛取水場整備事業 199万1千円 新規計上は、
揚水能力が低下している別寒辺牛取水井戸の洗浄委託料の計上で
その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

9目 堆肥センター費 57万5千円の増
施設電気料の増であります。

10目 諸費 26万9千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2項 林業費 1目 林業総務費 445万2千円の減 次ページにわたり、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

2目 林業振興費 338万円の減 次ページにわたり、
主に、道営林道別寒辺牛2号線開設事業 116万4千円の増は、
主に、事業量延長800メートルから1020メートルへの変更に伴う負担金の増で、その他は、説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

3目 造林事業費 15万6千円の減

4目 林業施設費 2万5千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

5目 特用林産振興費 きのか菌床センター 554万9千円の増

次ページにわたり、

主に、施設燃料費及び電気料の増と菌床製造数量増加による原材料費の増であります。

3項 水産業費

1目 水産業総務費 108万円の減

2目 水産振興費 次ページにわたり 258万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

3目 漁港管理費 漁港施設 112万3千円の増

主に、漁港区域内の電気料の増であります。

5目 養殖事業費 33万円の増 次ページにわたり、

主に、カキ種苗センター 99万9千円の増は、主に、施設燃料費と電気料の増で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

6目 水産施設費 14万6千円の増 次ページにわたり、

主に、床潭地区漁村センター 24万5千円の増は、主に、施設雨漏り修繕料の増で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7目 全国豊かな海づくり大会推進事業費 17万3千円の増

次ページにわたり、

主に、修繕料 36万3千円の増は、大会周知用看板設置による増で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6款 1項 商工費

1目 商工総務費 13万1千円の減

2目 商工振興費 次ページにわたり 423万3千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

3目 食文化振興費 215万3千円の減

主に、味覚ターミナル・道の駅 18万9千円の増は、次ページにわたり、主に、修繕料 23万1千円の増は、炭焼炙屋に設置の温風暖房機の修繕料でその他、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

4目 観光振興費 6,524万円の増 135ページにわたり、主に、

観光振興一般 419万2千円の減は、主に、厚岸観光協会補助金 335万1千円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、冬のイベントを中止したことによる減、

観光宣伝 310万8千円の減は、主に、観光プロモーション実行委員会補助金 252万6千円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、観光プロモーション事業が中止となったことによる減、

ふるさと納税 9,230万3千円の増は、返礼品及びふるさと納税支援サービス委託料等の増で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

5目 観光施設費 56万8千円の減

説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

6目 諸費 次ページにわたり 67万8千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7款 土木費 1項 土木管理費

1目 土木総務費 356万7千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 土木車両管理費 車両管理 28万円の増

主に、土木車両修繕料 34万5千円の増、施設用備品購入 15万9千円は、経年劣化により使用不能となった車両詰所で使用するストーブの購入費の計上であります。

3目 土木用地費 次ページにわたり 26万円の減

4目 地籍調査費 2万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 項 道路橋梁費

1 目 道路橋梁維持費 1, 277 万 4 千円の減 次ページにわたり、主に、道路橋梁管理 5 万 2 千円の増は、主に、修繕料 60 万 1 千円の増は、町道舗装及び側溝修繕料の計上、道路照明管理 修繕料 138 万 4 千円の増は、道路照明修繕料の計上、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

2 目 道路新設改良費 2, 403 万円の減 145 ページにわたり、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による増減であります。

3 目 除雪対策費 除雪対策 176 万 8 千円の増
除雪車修繕料及び雪捨て場整地用の碎石購入費の計上であります。

3 項 河川費 1 目 河川総務費 次ページにわたり 55 万 4 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

4 項 都市計画費

1 目 都市計画総務費 次ページにわたり 18 万 9 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う減及び財源内訳補正であります。

3 目 下水道費 746 万 7 千円の増
特別会計収支への補正財源調整による繰出金の増であります。

5 項 公園費 1 目 公園管理費 12 万 7 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う減であります。

6 項 住宅費

1 目 建築総務費 次ページにわたり 1, 231 万 2 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

2 目 住宅管理費 1, 161 万 4 千円の減
主に、町営住宅 2 万 4 千円の増は、主に、手数料 12 万円の増は、住宅排水清掃及び漏電検査による増で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

8 款 1 項 消防費 次ページにわたり、

1 目 常備消防費 1, 200 万 9 千円の減

2 目 災害対策費 次ページにわたり、1, 288 万 4 千円の減

3 目 消防施設費 次ページにわたり 117 万 6 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込による増減であります。

9 款 教育費 1 項 教育総務費

1 目 教育委員会費 17 万 2 千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みにによる減であります。

2 目 事務局費 1 万 9 千円の増は、

主に、教育委員会所管施設追加に伴うホームページ更新委託料の増で
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みにによる増減であります。

3 目 教育振興費 次ページにわたり、474 万 4 千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込による減であります。

4 目 教員住宅費 教員住宅 127 万 2 千円の増は、次ページにわたり、

主に、修繕料 129 万 4 千円の増は、屋根塗装や換気扇取替など、各教員住宅の修繕料の計上のほか、財源内訳補正であります。

5 目 就学奨励費 8 千円の減

6 目 スクールバス管理費 224 万 4 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

2 項 小学校費 1 目 学校運営費 20 万 7 千円の増 次ページにわたり、

主に、真龍小学校及び太田小学校の増は、主に、電気料の増で
その他、説明欄記載のとおり執行見込みにによる増減であります。

2 目 学校管理費 137 万 5 千円の増は、次ページにわたり、

主に、学校管理 142 万 3 千円の増は、修繕料 150 万 9 千円の増、主に、
厚岸小学校トイレ照明器具や手洗い場前換気扇取付修繕 35 万 8 千円、真龍
小学校職員室の厨房温水器交換修繕 35 万円、太田小学校児童玄関修繕 2
4 万 9 千円など各小学校修繕料の計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行
見込みにによる増減であります。

3 目 教育振興費 次ページにわたり 451 万 4 千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

4目 諸費 小学校感染症対策 285万円の増

各小学校における感染症対策に係る消耗品の購入費などの増であります。
なお、今年度での事業完了が見込めないため、令和5年度に繰り越すものであります。

3項 中学校費 1目 学校運営費 234万5千円の増 次ページにわたり
主に、各中学校の燃料費及び電気料の増であります。

2目 学校管理費 49万3千円の減 次ページにわたり、
主に、学校管理 41万9千円の増は、
主に、修繕料 67万8千円の増、主に、太田中学校の照明器具修繕 10万
5千円、真龍中学校の暖房設備機器修繕 7万7千円など、各中学校修繕料の
計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 教育振興費 次ページにわたり 323万1千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 諸費 中学校感染症対策 285万円の増

各中学校における感染症対策に係る消耗品の購入費などの増であります。
なお、今年度での事業完了が見込めないため、令和5年度に繰り越すものであります。

5項 社会教育費

1目 社会教育総務費 次ページにわたり 139万8千円の減

2目 生涯学習推進費 37万2千円の減

3目 公民館運営費 次ページにわたり、14万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 文化財保護費 767万8千円の減、次ページにわたり、
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

5目 博物館運営費 18万1千円の増 次ページにわたり、
主に、海事記念館 18万6千円の増は、施設燃料費及び電気料の増であります。

6目 情報館運営費 10万2千円の増 次ページにわたり、
主に、厚岸情報館 19万5千円の増は、主に、施設電気料の増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6 項 保健体育費

1 目 保健体育総務費 75万8千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 社会体育費 1,320万円の減 187ページにわたり

主に、スポーツ施設 129万3千円の増は、主に、施設燃料費及び電気料の増、多目的屋内スポーツ施設備品整備事業 33万6千円の増は、安全対策に要する監視カメラ購入費の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

3 目 温水プール運営費 温水プール 26万7千円の増

次ページにわたり、

主に、修繕料 27万4千円の増は、主に、事務室フロア修繕など施設修繕料の計上で、施設用備品購入 8万1千円新規計上は、2階トレーニング室の監視用カメラ・モニターが経年劣化により使用不能となったことによる購入費の計上であります。

4 目 学校給食費 146万4千円の増

主に、学校給食センター 146万9千円の増は、主に、施設電気料 18万4千円の増、修繕料 60万8千円の増は、主に、排水受けかご破損の修繕料 33万7千円と厨芥処理システム脱水機の修繕料 19万4千円の増、機械用器具購入 79万2千円の増は、経年劣化により使用不能となった電解次亜水生成装置1台の購入費の増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

10 款 災害復旧費 次ページにわたり、

3 項 公共土木施設災害復旧費

5 目 住宅施設災害復旧費 77万円の減

説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

11 款 1 項 公債費 1 目 元金 補正額ゼロ 財源内訳補正であります。

2 目 利子 9千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

12 款 1 項 1 目 給与費 2,359万8千円の減 次ページにわたり、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

なお、194ページから196ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。
以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条 繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

7 ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費補正 追加であります。

4 款 衛生費 2 項 環境政策費

事業名 電気自動車等整備事業

金額 1, 7 4 9 万 9 千円

9 款 教育費 2 項 小学校費

事業名 小学校感染症対策

金額 2 8 5 万円

3 項 中学校費

事業名 中学校感染症対策

金額 2 8 5 万円

記載の3事業については、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、変更であります。

特別養護老人ホーム心和園車両整備事業について、説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う金額の変更であります。

1 ページへお戻り願います。

第3条 債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

8 ページをお開き願います。

第3表 債務負担行為補正 であります。

表のとおり、

すでに債務負担行為を設定しております3件の事項について
期間及び限度額を記載のとおり変更するものであります。

9 ページの表に調書がありますので、ご参照願います。

1 ページへお戻り願います。

第4条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

10ページをお開き願います。

第4表 地方債補正 であります。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとするものであります。

下段の表が変更となる事業の7件で、

公営住宅建設事業 800万円の減
災害復旧事業 70万円の減
緊急防災・減災事業 1,210万円の減
辺地対策事業 2,760万円の減
過疎対策事業 7,480万円の増
草地開発事業 50万円の増
公有林整備事業 570万円の減

それぞれ、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、

令和3年度末現在高、	125億3,037万6千円
補正後の令和4年度中起債見込額	9億4,270万円
令和4年度中元金償還見込額、	9億8,558万5千円
補正後の令和4年度末現在高見込額は、	124億8,749万1千円

となるものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

次に議案第12号であります。

議案第 1 2 号

令和 4 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の 1 ページであります。

令和 4 年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（3 回目）
令和 4 年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5, 6 7 6 万 4 千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 3 億 4, 0 7 5 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2 ページから 3 ページまで、
第 1 表、歳入歳出予算補正であります。
歳入では、4 款、6 項、次ページ
歳出では、5 款、1 2 項にわたって、
それぞれ、5, 6 7 6 万 4 千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
6 ページを、お開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目 国民健康保険税 9 9 9 万 5 千円の減
それぞれ、1 2 月までの調定及び徴収実績をもとにした見込み額の計上であり
ます。

4 款 道支出金 1 項 道補助金
1 目 保険給付費等交付金 4, 2 6 4 万 9 千円の減
普通交付金 3, 9 1 9 万円 3 千円の減、特別交付金 3 4 5 万 6 千円の減
それぞれ、保険給付費の減によるものであります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金
4 3 万 4 千円の増 会計収支の調整による増であります。

2 項 1 目 基金繰入金 3 7 1 万 6 千円の減
基金繰入金の減であります。

8 款 諸収入 1 項 延滞金、加算金及び過料
1 目 延滞金 4 万 4 千円の増

3 項 1 目 第三者納付金 4 9 万 9 千円の減
3 目 返納金 3 8 万 3 千円の減

それぞれ、収入見込による増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 1 0 6 万 1 千円の減

2 項 徴税費 1 目 賦課徴収費 4 万 2 千円の減

3 項 1 目 運営協議会費 次ページにわたり 1 3 万 4 千円の減

5 項 1 目 特別対策事業費 5 万 6 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

なお、1 6 ページから 1 7 ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 款 保険給付費 1 項 療養諸費

1 目 療養給付費 3, 2 8 8 万 5 千円の減

3 目 療養費 1 0 3 万 3 千円の減

5 目 審査支払手数料 5 万 8 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 項 高額療養費

1 目 高額療養費 次ページにわたり 4 4 6 万 7 千円の減

4 項 出産育児諸費

1 目 出産育児一時金 8 4 万円の減

5 項 葬祭諸費

1 目 葬祭費 9 万円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 款 1 項 1 目 国民健康保険事業費納付金 補正額ゼロ
財源内訳補正であります。

6 款 保健事業費

1 項 1 目 特定健康診査等事業費 次ページにわたり

1 7 3 万 1 千円の減

主に、特定健康診査に係る委託料の減であります。

2 項 保健事業費 1 目 保健衛生普及費 2 1 万円の増
主に、対象者見込み増によるインフルエンザワクチン予防接種委託料の増であります。

7 款 1 項 基金積立金

1 目 国民健康保険財政調整基金積立金 8 7 8 万 8 千円の増
基金の積立金の増であります。

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

3 目 償還金 2, 3 5 4 万 5 千円の減
国民健康保険災害等臨時特例補助金返還金の減であります。

以上で、議案第 1 2 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 3 号であります。

議案第 13 号

令和 4 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の 1 ページであります。

令和 4 年度 厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算（3 回目）
令和 4 年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2 1 万 7 千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 億 1, 8 1 6 万 5 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2 ページから 3 ページまで、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、3 款、4 項、次ページ
歳出では、2 款、2 項にわたり、
それぞれ、2 1 万 7 千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
8 ページを、お開き願います。

歳入であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料
1 目 水道使用料 1 0 5 万 2 千円の増
2 項 手数料 1 目 水道手数料 1 万 7 千円の減
それぞれ、収入見込みによる減であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 4 万 8 千円の増
補正財源調整に伴う増であります。

9 款 1 項 町債
1 目 水道債 1 3 0 万円の減
起債対象事業の他財源収入見込み増による減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。
1 0 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 2 0 万 7 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

なお、1 2 ページから 1 3 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 款 水道費 1 項 1 目 水道事業費 1 万円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお開き願います。

第 2 表 地方債補正 変更 であります。

簡易水道事業 1 3 0 万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和 3 年度末、現在高 1 億 4, 1 3 9 万 6 千円

令和 4 年度中、起債見込額 4, 3 8 0 万円

令和 4 年度中、元金償還見込額 3 0 1 万 6 千円

補正後の令和 4 年度末現在高見込額は、
1 億 8, 2 1 8 万円となるものであります。

以上で、議案第 1 3 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 4 号であります。

議案第 14 号

令和 4 年度 厚岸町下水道事業特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の 1 ページであります。

令和 4 年度 厚岸町 下水道事業 特別会計補正予算（3 回目）
令和 4 年度 厚岸町の下水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2 8 6 万 7 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7 億 1, 1 2 2 万 2 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2 ページから 3 ページまで、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、6 款、6 項、次ページ
歳出では、1 款、2 項にわたり、
それぞれ、2 8 6 万 7 千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
9 ページを、お開き願います。
歳入であります。

1 款 分担金及び負担金 2 項 負担金
1 目 下水道費負担金 1 万 9 千円の増

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料
1 目 下水道使用料 9 6 万 8 千円の増
それぞれ、収入見込みによる増であります。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金
1 目 下水道費国庫補助金
2 7 万 8 千円の減
社会資本整備総合交付金の事業費確定による減額であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 7 4 6 万 7 千円の増
補正財源調整に伴う増であります。

6 款 諸収入 2 項 1 目 雑入 9 万 1 千円の増
収入見込みによる増であります。

7 款 1 項 町債 1 目 下水道債 5 4 0 万円の減
事業費の確定に伴う充当事業債の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

1 1 ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 下水道費 1 項 下水道管理費
1 目 一般管理費 2 2 6 万 2 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。
なお、1 5 ページから 1 6 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

3 目 処理場管理費 5 1 3 万 8 千円の増 次ページにわたり、
終末処理場 2 9 万 8 千円の増は、施設電気料の増

終末処理場整備事業 4 8 4 万円 新規計上は、
終末処理場曝気機インバータ交換工事費の計上であります。
なお、この事業につきましては、令和 5 年度へ繰り越し、執行する予定であります。

4 目 普及促進費 4 8 万 4 千円の増
主に、水洗化等改造工事補助 5 4 万円の増は、
補助申請見込みによる増で、その他執行見込みによる減であります。

2 項 下水道事業費 1 目 公共下水道事業費 4 9 万 3 千円の減
事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。
1 ページへお戻り願います。

第 2 条 繰越明許費の補正であります。
繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。
4 ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費補正 追加であります。

1 款 下水道費

1 項 下水道管理費

事業名 終末処理場整備事業

金額 4 8 4 万円

記載の事業については、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費の設定を行うものでございます。

1 ページへお戻り願います。

第3条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5 ページをお開きください。

地方債補正 変更であります。

公共下水道事業 5 4 0 万円の減で、
起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

6 ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和3年度末、現在高 2 9 億 5 , 0 6 0 万 4 千円

令和4年度中、起債見込額 1 億 1 6 0 万円

令和4年度中、元金償還見込額 2 億 9 , 7 0 5 万 4 千円

補正後の令和4年度末現在高見込額は、
2 7 億 5 , 5 1 5 万円となるものであります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号であります。

議案第 15 号

令和 4 年度 厚岸町介護保険特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の 1 ページであります。

令和 4 年度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（3 回目）
令和 4 年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5, 160 万 7 千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11 億 6, 402 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2 ページから 3 ページまで、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、8 款 10 項、
歳出では、6 款 16 項にわたり、
それぞれ、5, 160 万 7 千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
7 ページを、お開き願います。
歳入であります。

1 款 保険料 1 項 介護保険料
1 目 第 1 号被保険者 介護保険料 635 万 4 千円の減
収入見込みによる減であります。

2 款 サービス収入 2 項 予防給付費収入
1 目 居宅支援サービス費収入 24 万 3 千円の減

3 項 介護予防・日常生活支援 総合事業費収入
1 目 介護予防ケアマネジメント事業費収入 5 万 3 千円の減
それぞれ、収入見込みによる減であります。

3 款 分担金及び負担金 1 項 負担金
1 目 地域支援事業負担金 1 万 5 千円の増
収入見込みによる増であります。

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金 1 目 財政調整交付金 4 7 0 万 9 千円の減

2 目 保険者機能強化推進交付金 8 2 万 1 千円の増

7 目 地域支援事業交付金 3 3 万 4 千円の減

8 目 保険者努力支援交付金 1 0 1 万 7 千円の増

それぞれ、交付決定及び交付見込みによる増減であります。

5 款 1 項 支払基金交付金

1 目 介護給付費交付金 2, 0 9 1 万 5 千円の減 次ページ

2 目 地域支援事業 支援交付金 1 4 万 9 千円の減

それぞれ、交付決定及び交付見込みによる減であります。

6 款 道支出金 1 項 道負担金

1 目 介護給付費負担金 7 2 5 万 1 千円の減

2 項 道補助金 3 目 地域支援事業交付金 1 6 万 7 千円の減

それぞれ、交付決定及び交付見込みによる減であります。

8 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 1, 3 2 3 万円の減
会計収支の補正財源調整による減であります。

1 0 款 諸収入 2 項 3 目 雑入 5 万 5 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

1 2 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 3 万 9 千円の増

2 項 徴収費 1 目 賦課徴収費 7 万 4 千円の減

3 項 1 目 介護認定審査会費 1 1 万 7 千円の減

2 目 認定調査等費 次ページにわたり 7 6 万 1 千円の減

6 項 1 目 地域密着型サービス運営委員会費 1 万 2 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

なお、2 7 ページから 2 8 ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費

1 目 居宅介護サービス給付費 6, 5 5 6 万 8 千円の減

2 目 施設介護サービス給付費 次ページにわたり 3 0 0 万 4 千円の増

3 目 居宅介護福祉用具購入費 6 0 万 5 千円の減

4 目 居宅介護住宅改修費 1 8 0 万 3 千円の減

5 目 居宅介護サービス計画費 3 6 7 万 5 千円の減

6 目 審査支払手数料 5 万 3 千円の減

2 項 1 目 高額介護サービス費 1 8 9 万 7 千円の減

3 項 次ページにわたり 1 目 高額医療合算介護サービス費 7 2 万円の減

4 款 特定入所者介護サービス等費

1 目 特定入所者介護サービス費 7 1 0 万 2 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、給付見込みによる増減であります。

4 款 地域支援事業費 2 項 包括的支援事業・任意事業費

1 目 包括的支援事業等事業費 次ページにわたり 1 0 万 2 千円の増

主に、職員人件費 1 5 万円の増は、主に、超過勤務手当及び共済組合納付金の増で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 目 任意事業費 6 7 万 3 千円の減

3 目 在宅医療・介護連携推進事業費 9 万 4 千円の減

5 目 認知症総合支援事業費 次ページにわたり 3 3 万 1 千円の減

6 目 地域ケア会議推進事業費 1 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 項 介護予防・生活支援サービス事業費

1 目 総合事業サービス費 2 9 0 万 7 千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 項 1 目 一般介護予防事業費

一般介護予防事業 1 5 万 2 千円の増 次ページにわたり
元気いきいき教室参加者増による増であります。

5 項 高額介護サービス費等

1 目 高額介護予防サービス費事業費 2 万円の減

2 目 高額医療合算介護予防サービス費事業費 補正額ゼロ

6 項 その他諸費

1 目 審査支払手数料 6 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

5 款 1 項 1 目 介護給付費準備基金費 3, 2 8 4 万 7 千円の増
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

8 款 サービス事業費 1 項 居宅サービス事業費
1 目 包括的支援事業費 6 5 万円の減 次ページにわたり
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

9 款 1 項 保健福祉事業費
1 目 保健福祉事業 6 7 万 3 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

以上で、議案第 1 5 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 6 号であります。

議案第 16 号

令和 4 年度 厚岸町後期高齢者医特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の 1 ページであります。

令和 4 年度 厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（3 回目）
令和 4 年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1 0 8 万 7 千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 億 5, 6 3 8 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2 ページから 3 ページまで、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、2 款 2 項、次ページ
歳出では、2 款 3 項にわたって、
それぞれ、1 0 8 万 7 千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
6 ページを、お開き願います。
歳入であります。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料
1 目 特別徴収保険料 9 7 9 万 3 千円の減
2 目 普通徴収保険料 8 2 4 万 3 千円の増
それぞれ、収入見込みによる増減であります。

3 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 4 6 万 3 千円の増
会計収支の調整による減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 10 万 3 千円の減
2 項 1 目 徴収費 3 千円の増
それぞれ、執行見込みによる増減であります。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療 広域連合納付金 98 万 7 千円の減
広域連合への負担金の減であります。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 17 号であります。

議案第 17 号

令和 4 年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の 1 ページであります。

令和 4 年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（3 回目）
令和 4 年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4 4 6 万 5 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8, 5 7 8 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2 ページから 3 ページまで、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、3 款、4 項、次ページ
歳出では、1 款、1 項にわたって、
それぞれ、4 4 6 万 5 千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
6 ページを、お開き願います。
歳入であります。

1 款 サービス収入

1 項 介護給付費収入 1 目 施設介護サービス費収入 6 2 万 7 千円の増
2 項 1 目 自己負担金収入 3 1 万 9 千円の増
それぞれ、施設利用状況による増であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 雑入 1 万 9 千円の増
説明欄記載のとおり、収入見込みによる増 であります。

1 0 款 繰入金 1 項 基金繰入金

1 目 介護老人保健施設基金繰入金 3 5 0 万円 新規計上
会計収支の調整に伴う介護老人保健施設基金からの繰入金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。
8 ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費
1 目 施設介護サービス事業費 4 4 6 万 5 千円の増
職員人件費 9 4 万 2 千円の減

会計年度任用職員人件費 5 3 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、職員人件費の減であります。

なお、1 0 ページから 1 1 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

介護老人保健施設サービス 5 9 3 万 7 千円の増

主に、病院事業運営管理共通経費負担金 6 0 7 万 2 千円の増は、主に、薬品
費や電気料などによる増のほか、その他執行見込みによる増減であります。

以上を持ちまして、

議案第 1 1 号 令和 4 年度 厚岸町一般会計補正予算から

議案第 1 7 号 令和 4 年度 厚岸町介護老人保健施設事業 特別会計
補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上 ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。